

# 中間とりまとめ(案)に対する 意見募集の結果について

平成24年8月10日

事務局

# 電波の有効利用の促進に向けた検討会 中間とりまとめ(案)に対する意見募集の結果

## 1. 実施期間

平成24年7月6日(金)～7月31日(火)

## 2. 意見提出者

合計165者

- 【電気通信事業者(10者)】 スカパーJSAT(株)、UQコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクBB(株)※注1、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)ジャパン・モバイルキャストイング、Wireless City Planning(株)、(株)ウィルコム、KDDI(株)、イー・アクセス(株)
- 【放送事業者(12者)】 一般社団法人 日本民間放送連盟、日本放送協会、朝日放送(株)、日本テレビ放送網(株)、(株)ニッポン放送、(株)TBSテレビ、(株)文化放送、(株)毎日放送、(株)TBSラジオ & コミュニケーションズ、社団法人 日本ケーブルテレビ連盟、(株)テレビ朝日、読賣テレビ放送(株)
- 【メーカー(8者)】 アルプス電気(株)、トヨタ自動車(株)、シスコシステムズ(合)、クアルコムジャパン(株)、日産自動車(株)、アイコム(株)、(株)JVCケンウッド、一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会、
- 【その他(17者)】 一般社団法人 全国自動車無線連合会、一般社団法人 日本照明器具工業会、一般社団法人 日本冷凍空調工業会、一般社団法人 日本電機工業会、一般社団法人 日本配線システム工業会、公益社団法人 自動車技術会、ブロードバンドワイヤレスフォーラム、日本自動車輸入組合、一般社団法人 日本電球工業会、一般財団法人 日本データ通信協会 テレコム・アイザック推進会議、一般社団法人 日本自動車研究所、一般社団法人 電子情報技術産業協会、一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 他4者
- 【個人(118者(318名)※注2,3)】 (個人のうち約8割はアマチュア関係者)

(※注1 ソフトバンクグループの連名は1者とカウント)

(※注2 個人の連名で提出された意見を1者とカウント)

(※注3 7名、73名、123名の連名)

## 3. 提出された意見

別紙のとおり。

# 各章に寄せられた主な意見の概要

# 「はじめに」に対する主な意見

| 主な意見  | 提出者   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 東日本大震災等を踏まえ、放送の重要性も追記すべき。</li><li>2. 電波利用環境を保護するための方策として、免許や許可、認証などの制度による規律は必要不可欠である。</li><li>3. ラジオ放送の受信環境の保全のためにも、IT機器、電気器具、照明機器など「不要な電磁波を発している機器」に対する規律の導入が必要不可欠である。</li><li>4. エリア放送導入など周波数有効利用により、一般利用者が意図しない視聴状態に陥らないよう対策が必要である。</li><li>5. スマートフォンの急速な増加等によるトラヒック対策は喫緊の課題であり、早期に周波数の確保が必要である。</li><li>6. 大規模災害等に即応する新たな仕組みによる無線システムの導入が必要である。</li></ol> | 電気通信事業者(1)<br>放送事業者(3)<br>通信機器等メーカー(1)<br>業界団体(1) |

# 「第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し」に対する主な意見

## 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用

| 節               | 主な意見  | 提出者   |
|-----------------|---|---|
| (1)無線局の規律の簡素化   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基地局の自律的な干渉制御や移動する基地局など今後の技術の変化に対応した免許の簡素化が必要である。</li> <li>2. 携帯電話等通話抑止装置が、その設置範囲を超えて一般の携帯電話ユーザに不利益とならないよう注意が必要である。</li> <li>3. DSRC基地局の故障時の運用として代替機を認めて欲しい。</li> <li>4. 衛星通信サービスの異なる業務・システム間の横断的な利用は非常に有用である。</li> <li>5. 災害時にVoIP技術を用いて自営系無線ネットワーク同士を接続するため、通信の相手方等の特定性を見直す必要がある。</li> <li>6. アマチュア局は、無線従事者の資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等を包括した表示で免許付与できるよう検討すべき。</li> <li>7. 展示会等の屋内で一定基準以下であれば免許取得を免除すべき。</li> </ol>              | 電気通信事業者(7)<br>通信機器等メーカー(3)<br>業界団体(2)             |
| (2)免許不要局の運用の効率化 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 無線LANシステムの干渉・輻輳問題は顕著となっており、その効果的利用を促進する仕組みが必要である。</li> </ol>  | 放送事業者(1)<br>通信機器等メーカー(1)                          |
| (3)周波数再編の加速     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たな無線システムの導入や周波数需要拡大に対応するため、迅速かつ円滑な周波数再編を推進し、電波資源の有効利用を促進する施策は重要である。</li> <li>2. 周波数の再編に当たっては、既存の無線システムの設備やサービスの状況を十分考慮し、移行費用・技術的課題を十分に検討すべき。</li> <li>3. インセンティブオークションの検討会での議論は十分とは言えず、諸外国の周波数の再編方法に注目する旨の記述に変更すべき。</li> <li>4. 周波数再編の加速化とオークション導入の議論は切り離すべき。放送帯はオークションの導入に馴染まない。</li> <li>5. 効率的に使われていない帯域に対して、より周波数利用効率のよいシステムを導入するための方策を検討すべき。</li> <li>6. 米国で医療用に2.3GHz帯が割り当てられるなど、海外動向と同期を取った有効利用が必要である。</li> </ol> | 電気通信事業者(4)<br>放送事業者(6)<br>通信機器等メーカー(2)<br>業界団体(2) |

# 「第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し」に対する主な意見

## 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保

| 節                 | 主な意見   | 提出者  |
|-------------------|--|--|
| (1) 新たな規格への迅速な対応  | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 国際規格の策定段階で迅速な技術基準策定を推進すべき。</li><li>2. 技術基準の大括り化を検討する際には、今後の無線設備の開発動向を踏まえた長期的な視野での方向付けが必要である。</li></ol>  | 放送事業者(1)<br>通信機器等メーカー(3)<br>業界団体(1)<br>登録証明機関(1) |
| (2) モジュール化の進展への対応 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. モジュール単位での担保は基本であるが、製品単位での担保には限界があり、製品の発展の足かせ(制限)になる可能性も含めて、検討すべき。</li><li>2. モジュール認証では、第三者の試験機関による評価を有効に活用すべきで、民間による試験所認定制度を推進を後押しする必要がある。</li><li>3. モジュール認証に関する考え方は、電波法のみでなく電気通信事業法におけるモジュール認証の考え方と整合が必要である。</li><li>4. 「一つの筐体」「容易に取り外せない構造」という無線設備の条件を撤廃することが望ましい。</li><li>5. 貼付場所等の問題で製品にマークを貼付できない場合、マークを包装等に貼付できるようにすべき。</li><li>6. 基準認証制度の遵守の観点踏まえた検討の場等を常時設ける必要がある。</li></ol> | 通信機器等メーカー(2)<br>業界団体(1)<br>登録証明機関(1)             |

# 「第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し」に対する主な意見

## 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保

| 節                       | 主な意見  | 提出者   |
|-------------------------|---|---|
| (3) 自己確認制度の適用の拡大        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 技術基準への適合性が第三者機関により保証されるという記載が製造メーカーの製造責任による保証と誤解されないよう修正すべき。</li> <li>2. 認証マークのない無線機器等の流通を原則禁止している欧米の規律を参考に、不適合機器の流通防止の実効性を高めることを期待する。</li> <li>3. 外国製の不法無線機器がインターネットで安く購入できる中、機器購入者が無意識に不適合機器を購入することを防ぐ対策が必要である。</li> <li>4. 電波法の流通に関する規制は不十分であり、市場での流通制限を課すべきである。</li> <li>5. 自己確認の拡大等が必要であり、併せて不適合機器の流通を防止するための対策の検討に賛成する。</li> <li>6. 市場監視に当たって市場の機器を買い取って市場監視を行う場合、予算の制限による不公平さが発生しないように、予算の適正化が必要である。</li> <li>7. 微弱無線設備が普及している理由のひとつは認証不要な点であり、新たな試験所制度は製造メーカーのコストアップ要因になる。</li> <li>8. 不適合機器の市場調査やこれら機器の流通を規制する試験所制度の創設等の対策を検討すべき。</li> </ol> | 電気通信事業者(1)<br>放送事業者(1)<br>通信機器等メーカー(2)<br>業界団体(1) |
| (4) 流通後の新技術への対応と環境負荷の低減 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製造メーカーが意図しない方法で第三者がリチウムイオン電池を修理再生し、事故が起きた場合の機器の責任の分界点の明確化が必要である。</li> <li>2. 第三者による修理再生は、電波法及び電気通信事業法における証明・認定規則の確認の方法に係る解釈を検討することで実現可能である。</li> </ol>  | 通信機器等メーカー(1)<br>登録証明機関(1)                         |

# 「第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進」に対する主な意見

## 1. 無線局の良好な受信環境の保護

| 節                         | 主な意見  | 提出者   |
|---------------------------|---|---|
| (1)放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 欧米のような自己確認の義務化や認証マークのない機器の流通防止の措置の検討に賛成する。</li><li>2. 700MHz帯再編とテレビ放送受信ブースターの干渉問題について、今後の発生を見据えた障害への対策及び技術的・制度的基準の早期検討が重要である。</li><li>3. 受信機器に対する設計段階での電波漏洩対策及び再編後の周波数帯に対応した耐干渉性能の義務化等が必要である。</li><li>4. 放送受信設備等からの不要電波等がアマチュア無線活動に支障を来すおそれが増加しており、漏洩電波、不要電波の抑圧、低減等の措置を検討すべき。</li><li>5. 無線機器による電波信号の規定の明確化(主にスペクトラムマスク規定)が必要である。</li><li>6. 規制強化の前に、規制当局による調査と周知広報を行うべき。</li><li>7. 放送用受信設備について、電気用品安全法で「雑音の強さ」が規定されており、二重規制が生じないように配慮すべき。</li><li>8. 電波を放射する機器は、非意図的放射機器も含め、総務省で規制することが望ましい。諸外国ではCISPR規格に基づいて電波として規制しており、国際整合性の観点から望ましい。</li><li>9. 漏洩電波等への対策措置の導入について、製造業者等の負担軽減方法の検討に賛成する。</li></ol> | 電気通信事業者(2)<br>放送事業者(1)<br>通信機器等メーカー(2)<br>業界団体(3) |

# 「第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進」に対する主な意見

## 1. 無線局の良好な受信環境の保護

| 節                      | 主な意見  | 提出者   |
|------------------------|---|---|
| (2)家電製品等から発生する不要電波への対策 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. IT機器やインバーター、LED照明など「都市雑音」による難視聴が拡大しており、家電製品等からの不要電波を抑制する検討に賛同する。</li><li>2. 電波を放射することを目的としない(非意図的放射)機器に対しても、不要電波を抑制するための基準を作り、機器をそれに適合させる仕組みが不可欠である。</li><li>3. 低価格化のために規格を逸脱したような製品の流通を防止する対策は、良好な電波環境を維持するうえで重要である。</li><li>4. 家電製品等からの不要電波等がアマチュア無線活動に支障を来すおそれが増加しており、漏洩電波、不要電波の抑圧、低減等の措置を検討すべき。</li><li>5. 家電機器への電波障害防止対策導入の検討に際して、既存の規制との整合性を考慮し、過度な基準・規制にならないよう配慮すべき。</li><li>6. 電気用品安全法はCISPR規格と整合がとれておらず、迅速な国際整合化の観点からCISPR国内答申の取扱いを明確化すべき。</li><li>7. 電波を放射する機器は、非意図的放射機器も含め、総務省で規制することが望ましい。諸外国ではCISPR規格に基づいて電波として規制しており、国際整合性の観点から望ましい。</li><li>8. LED照明等は長期利用が想定され、大量に流通する前段階での対策が重要であり、対象範囲や不要電波の許容値を適切なものとすべき。</li><li>9. 諸外国との相互承認協定(MRA)において電波の不要輻射の規定が対等でないため日本の輸出企業の不利益ともなっており、CISPR規格に基づき、一つの法律及び技術基準で規制する法制度を整備すべき。</li><li>10. 漏洩電波等への対策措置の導入について、製造業者等の負担軽減方法の検討に賛成する。</li></ol> | 電気通信事業者(3)<br>放送事業者(7)<br>通信機器等メーカー(1)<br>業界団体(8) |

# 「第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進」に対する主な意見

## 1. 無線局の良好な受信環境の保護

| 節                              | 主な意見  | 提出者   |
|--------------------------------|---|---|
| (3)エネルギー管理システム等から発生する不要電波等への対策 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. エネルギー管理システムの普及とともに不要電波の放射が大きな問題となることが予想され、不要電波の放射を抑制する規律が必要である。</li> <li>2. エネルギー管理システムのインバーターなど不要電波の許容値やその放射を抑制する方策を早急に検討し、生活空間の電磁環境保全に万全を期してほしい。</li> <li>3. スマートメーター網は、多くの事業者が共通の通信網として利用することで不要電波の抑制・有限電波の効率的利用に努めるべき。</li> <li>4. エネルギー管理システム等からの不要電波等がアマチュア無線活動に支障を来すおそれが増加しており、漏洩電波、不要電波の抑圧、低減等の措置を検討すべき。</li> <li>5. 電波を放射する機器は、非意図的放射機器も含め、総務省で規制することが望ましい。諸外国ではCISPR規格に基づいて電波として規制しており、国際整合性の観点から望ましい。</li> <li>6. エネルギー管理システムの開発は、利便性の追求のみだけでなく、電波利用環境との調和を保ちつつ発展させることが大切であり、漏洩電波を低減するための研究開発は不可欠である。</li> </ol> | 電気通信事業者(1)<br>放送事業者(3)<br>通信機器等メーカー(1)<br>業界団体(1) |

## 2. 高周波利用設備の普及促進

| 主な意見   | 提出者                                 |
|--|-------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動車用ワイヤレス給電システムについては、技術開発と並行して、2015年までの国際規格化を目指して審議中である旨追記すべき。</li> <li>2. 自動車業界でロードマップを策定しており、これを参考にしたい。</li> <li>3. 人体に対する電波防護に係る研究開発・技術実証への支援及び海外展開支援について検討すべき旨、追記すべき。</li> <li>4. ワイヤレス電力伝送を搭載した製品を安く・早期に市場投入し、一般家庭等への普及促進を図るため、機器認証の手順・方法(自己確認制度の導入等)について検討すべき旨追記すべき。</li> <li>5. ワイヤレス給電システムが与えるケーブルテレビへの混信についても検証すべき。</li> <li>6. ワイヤレス給電システム導入に必要な実証試験のための弾力的な実験周波数割当や試験運用の許可について検討すべき。</li> <li>7. ワイヤレス給電システムは、長期的には、高周波利用設備としてではなく新たな制度として検討すべき。</li> </ol> | 放送事業者(1)<br>通信機器等メーカー(3)<br>業界団体(3) |

# 「第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進」に対する主な意見

## 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上

| 節                   | 主な意見   | 提出者                                    |
|---------------------|--|--|
| (1) 電波行政の見える化の推進    | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 電波法第25条の定めに基づく無線局情報検索のメッシュ表示などの機能追加に際しては、無用の誤解や混乱を招かぬよう工夫や改善をすべき。</li><li>2. 電波の利用状況の理解に対する方策としては、パンフレット等を廃止し、電子表示等を前提として検討すべき。</li><li>3. 地デジ帯域に新たなシステムを円滑に導入するため地理的な周波数データベースを構築・公開し、まず、ラジオマイクの安定した運用のための周波数割当を検討すべき。</li><li>4. 電波の利用状況の見える化の推進に際しては、特に携帯電話基地局の位置についてセキュリティ上の観点から公表方法について慎重に検討すべき。</li></ol> | 電気通信事業者(5)<br>放送事業者(3)<br>通信機器等メーカー(2) |
| (2) 無線システムの安心・安全の向上 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 無線設備の新たなセキュリティ対策については、アプリケーションのセキュリティ機能を定め評価する仕組み、成りすましアクセスポイントを無線LAN利用者が見分けられる仕組み、SSLやVPNなどの利用促進に向けた取組を検討すべき。</li></ol>  | 通信機器等メーカー(1)<br>業界団体(1)                |
| (3) 電波リテラシーの向上      | —  |  |

# 「第3章 電波利用料の活用の在り方」に対する主な意見

## 1 電波利用料の活用にあたっての基本的な考え方

| 節                  | 主な意見   | 提出者                                    |
|--------------------|--|--|
| (1)電波利用料制度の概要      | —  | —                                      |
| (2)電波利用料制度を取り巻く状況  | 1. デジタル方式による圧縮技術の国際的向上に鑑み、有限な周波数の国民への還元等に配慮すべき。  | 業界団体(1)                                |
| (3)電波利用料の活用の検討の方向性 | 1. 放送の国民への情報伝達手段としての役割と重要性について記載すべき。<br>2. 用途拡大のみでなく、現行の用途も含めて方向性を検討する必要がある。<br>3. 用途拡大にあたっては、共益費用に合致するか十分に精査し、安易に拡大することのないようにすべき。<br>4. 用途拡大にあたっては、既存の電波利用料の負担増とならないように十分な検討を行い、免許人の理解を得た上で適用すべき。<br>5. 新たな用途の検討にあたっては、電波利用料のなし崩し的な歳出増加につながらないよう歯止め措置が必要である。<br>6. 用途を拡大する場合であっても、個々の用途の重要性や効果を十分に検討した上で優先度を判断し、現在の予算規模内において運用すべき。<br>7. 現在の用途について、電波利用共益費用の趣旨に則っているか確認する必要がある。 | 電気通信事業者(4)<br>放送事業者(4)<br>通信機器等メーカー(1) |

# 「第3章 電波利用料の活用の在り方」に対する主な意見

## 2 具体的な活用分野

| 節                                    | 主な意見   | 提出者   |
|--------------------------------------|--|---|
| (1)防災、安全・安心等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 制度の趣旨を踏まえ、用途の公共性・有効性等を厳正に審査・判断する必要がある。</li> <li>2. 無線局全体の受益につながる施策であることを要件としたことは適切である。</li> <li>3. タクシー無線のデジタル化も、「周波数の利用効率等を向上させ電波の有効利用を推進する場合」に当たるので、電波利用料の活用検討の対象であると考える。</li> <li>4. 地下街等での地デジ再放送など、放送系の基盤整備にも活用すべき。</li> <li>5. デジタル化だけでなく、新たな通信機能の評価と普及等に役立てるべき。</li> <li>6. 電波利用共益費用の範囲を逸脱するものであり、検討を行うことに反対する。</li> <li>7. 費用は電波利用料から充当するべきではない。</li> </ol> | 電気通信事業者(5)<br>放送事業者(5)<br>通信機器等メーカー(2)<br>業界団体(1) |
| (2)研究開発、国際標準化、国際展開の一層の推進             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 標準化戦略の強化や5年以上の中長期的計画を持った研究開発投資が必須である。</li> <li>2. 国際会議派遣費用等については柔軟な対応を要望する。</li> <li>3. 国内メーカーの国際競争力の強化施策も検討すべき。</li> <li>4. 開発後の無線システムの普及拡大や公益性を持つ無線システムの普及に対して活用することを要望する。</li> <li>5. 国と民間との役割分担や利用料充当の適否等を国民に明確に示し、理解を得た上で活用する必要がある。</li> <li>6. テストベッド等による実証実験については、電波利用共益費用の範囲を逸脱するものであり、検討を行うことに反対する。</li> </ol>  | 電気通信事業者(1)<br>放送事業者(1)<br>通信機器等メーカー(2)            |
| (3)電波利用環境の整備等                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. スマートフォンの急速な普及によりこれまで考えられなかった課題が顕在化しており、対応を早急に行う必要がある。このため、利用者のリテラシー向上が必要である。</li> <li>2. 特にスマートフォン等の台頭により利用者の電波利用環境が急速に変化しており、適切な電波利用に関するリテラシー向上や周知・広報を図ることが重要である。</li> </ol>  | 通信機器等メーカー(1)<br>業界団体(1)                           |

# 「第3章 電波利用料の活用の在り方」に対する主な意見

## 3 電波利用料制度の効率化等に関する課題

| 節                   | 主な意見   | 提出者                                    |
|---------------------|--|--|
| (1) 支出効率化に向けた方策     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現行の電波利用料制度の理念を踏まえ、支出の効率化と抑制が推し進められることを要望する。</li> <li>2. 更なる透明性確保の観点から、無駄な支出の排除等、料額の低減の可能性を排除しない見直しが不可欠である。</li> </ol>  | 電気通信事業者(3)<br>放送事業者(2)                 |
| (2) 電波利用料額等の制度の位置づけ | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. M2M時代への対応を考慮した電波利用料額の在り方の検討の必要性に賛同する。</li> <li>2. 利用料への経済的価値の反映を過度に進めることに反対する。</li> <li>3. 料額に適用される特性係数は、放送の公共性を十分に考慮し、現状を維持すべき。</li> <li>4. 国等の無線局の減免措置を見直すべき。</li> <li>5. 基幹放送事業者の料額は、特性係数を廃止し、算定方法を携帯電話事業者と同様にすべき。</li> <li>6. 使用する周波数帯域幅に応じた課金に統一すべき。</li> <li>7. 料額の算定方法については、既存の事業者と新規参入事業者の間で公平な取扱いとなるよう配慮が必要である。オークション帯域の電波利用共益費用は無線局の管理に限定し、その他の費用は含むべきではない。携帯電話はトラフィック増やモジュール化の進展により無線局数の更なる増加が見込まれるため、広域専用電波に係る料額に統一するなど、徴収と支払いの更なる効率化を図るとともに、負担の公平性について考慮すべき。</li> </ol> | 電気通信事業者(6)<br>放送事業者(7)<br>通信機器等メーカー(1) |
| (3) 電波利用料の位置づけ      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 共益費用としての活用を前提とし、「一般財源化」すべきではない。</li> <li>2. 制度の基本理念を踏まえ、歳出に見合った規模にすべきであり、免許人の負担をこれ以上拡大しないよう予算規模の抑制を課題とすべき。</li> <li>3. 電波利用料の用途及び総額の拡大はせず、項目の追加もすべきではない。</li> </ol>  | 電気通信事業者(7)<br>放送事業者(8)                 |

# 個人及びアマチュア無線家からの主な意見

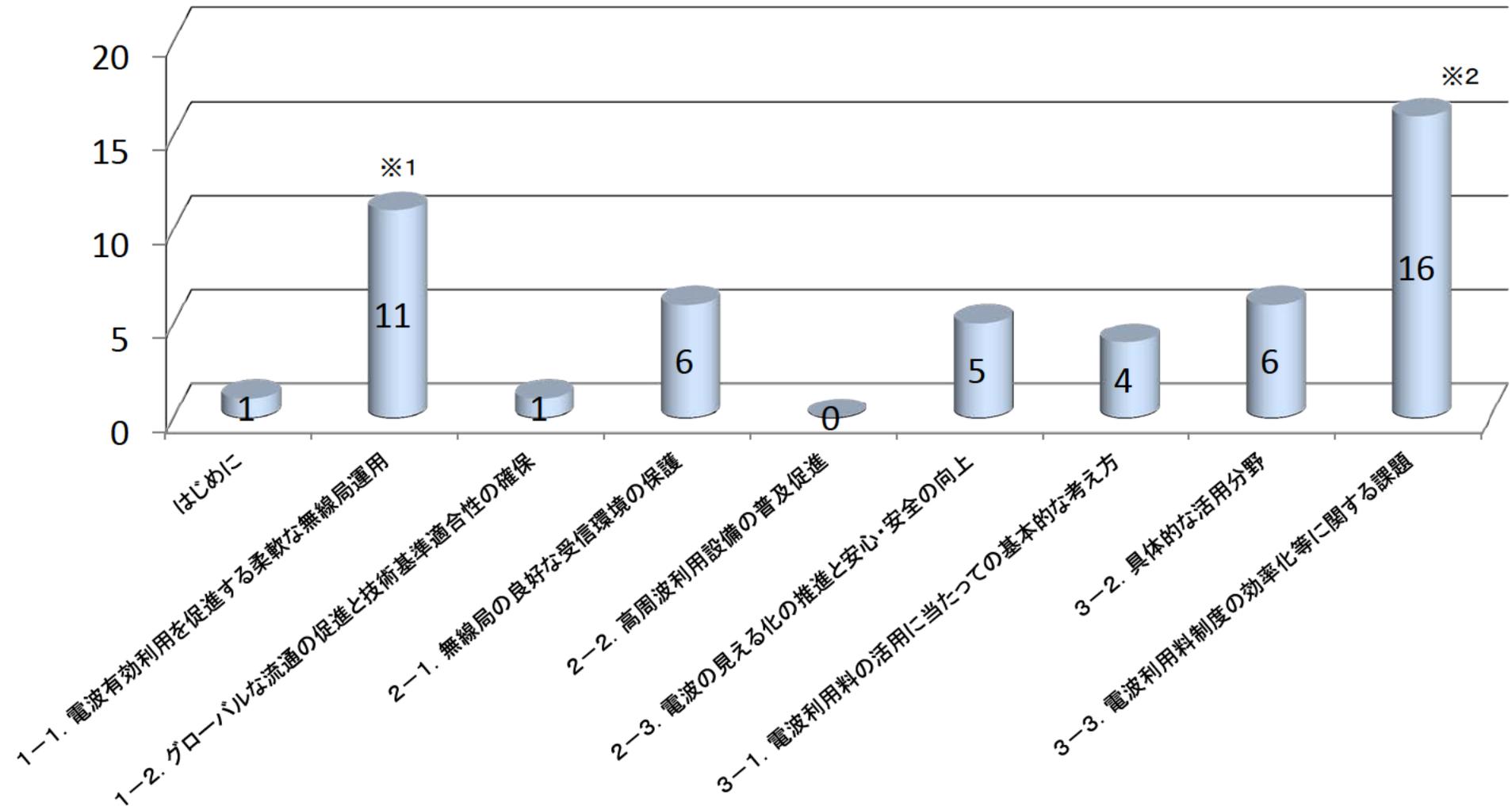
| 意見提出者   | 主な意見  |
|---|---|
| (1)個人《24者:32意見》                                 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 「電波利用料」なので、防災時などの利用範囲、電波利用環境の保護といった用途の拡大を主とし、電波に関して安心、安全の確保ができればよい。他は一般財源化して、広い用途で支出すべき。</li><li>2. 電波利用料を特定財源とし、予算規模を拡大すべきではない。スマートフォンや様々な電子機器が普及していることによって周波数が逼迫したり、電波の利用環境が悪化しているので、電波利用範囲を拡大すべき。</li><li>3. 電波は有限であるということをより多くの人に知ってもらうことが大切であるため、電波利用料はそういった広告にも使用されるべき。</li></ol>  |
| (2)アマチュア無線家<br>《94者(294名) <sup>※1</sup> :166意見》 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすべき。</li><li>2. 146.00MHzとか440.00MHzを非常通信用の共通周波数として割当てべき。</li><li>3. 1.8MHz帯、および3.5MHz～3.8MHz帯のバンドを拡充すべき。</li><li>4. アマチュア無線従事者の資格がない子供達(小中学生)をアマチュア無線局長の責任と管理の下での無線運用を可能とすべき。</li><li>5. アマチュア無線局からも電波利用料300円を徴収しているが、金銭上の利益を目的としていないのであるから、アマチュア無線局からの利用料の徴収を止めるべき。</li><li>6. 雑音レベルが一度増大するとその低減は殆ど不可能である。公害と同じように予防の原則から厳しい規制をかけることが望ましい。</li></ol> |

【個人とアマチュア無線家:118者(318名)】

※1 3者が連名により提出(7名、73名、123名)

# 各事業者等からの意見の傾向

# 1. 電気通信事業者からの意見の傾向

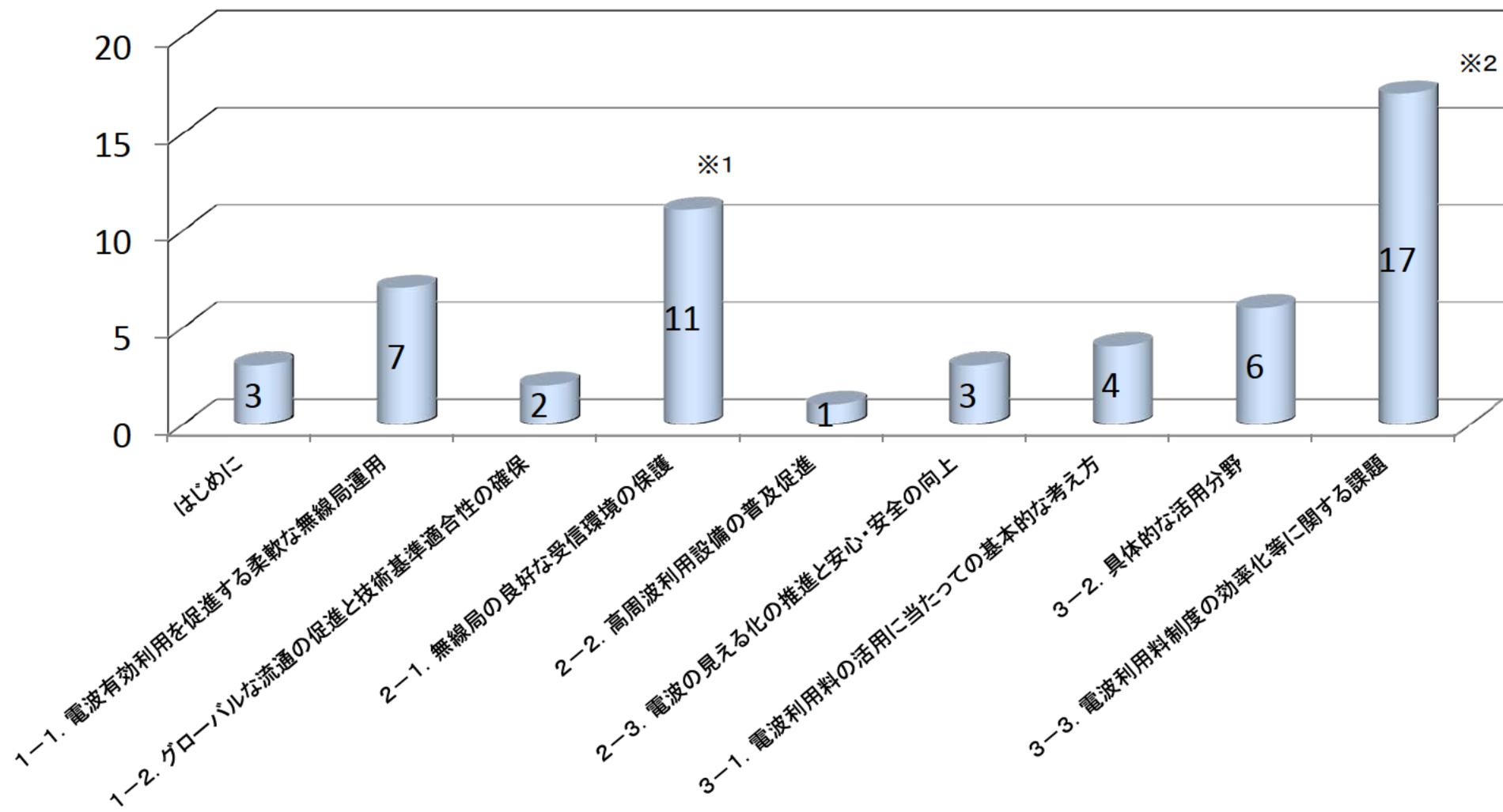


【電気通信事業者：10者（携帯電話事業者、衛星通信事業者等）】

※1 免許手続きを簡素化すべき等の意見。

※2 電波利用料は電波利用共益費であり一般財源化は慎重に検討すべき、趣旨にそぐわない等の意見。

## 2. 放送事業者からの意見の傾向

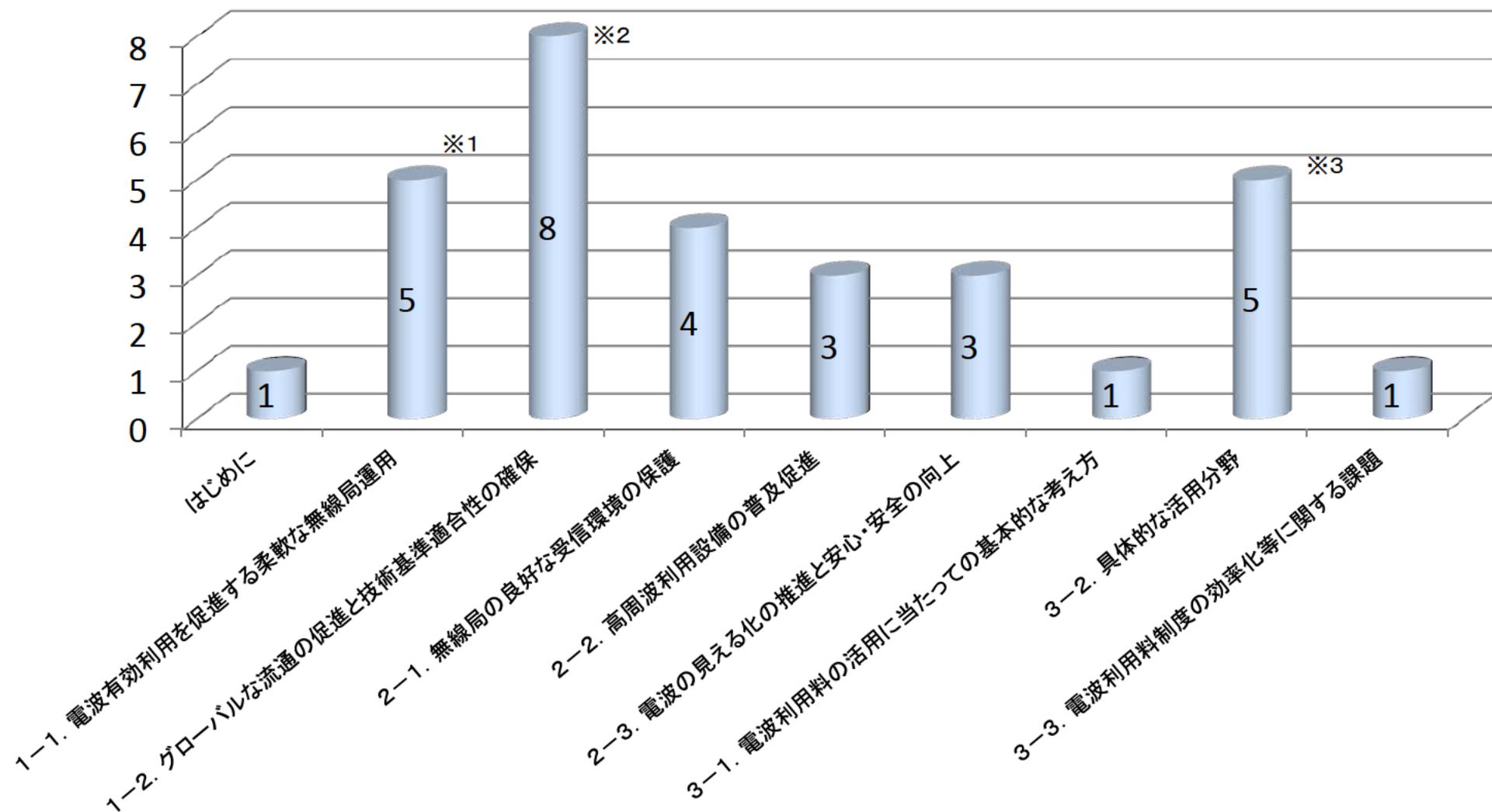


【放送事業者：12者(放送事業者、一般社団法人民間放送連盟等)】

※1 家電製品等からの不要電波抑制のための対策が必要等の意見。

※2 電波利用料について、負担軽減措置を維持すべき、電波利用共益費用の考え方に賛成する等の意見。

### 3. 通信機器等メーカーからの意見の傾向



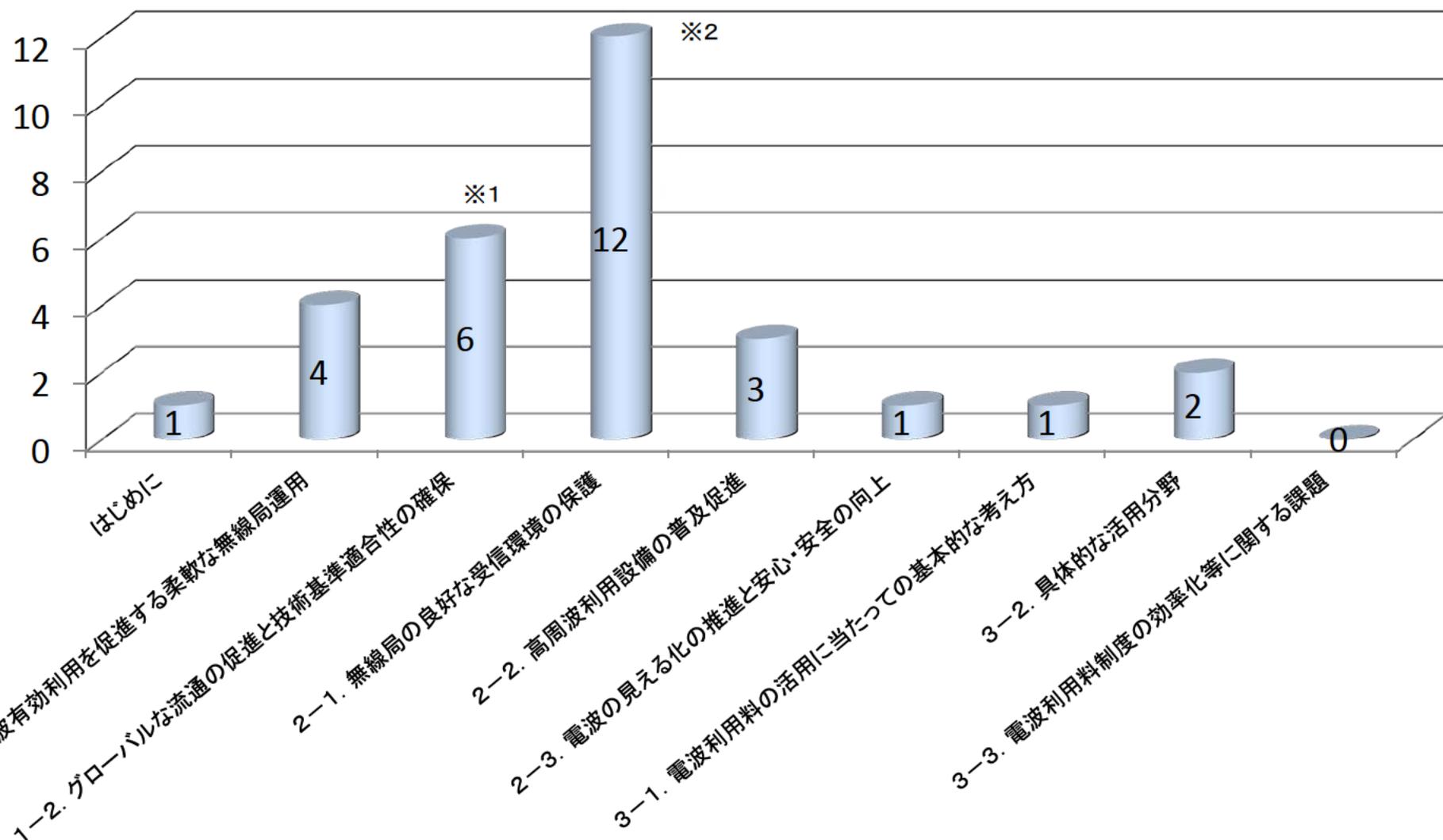
【通信機器等メーカー：7者（通信機器メーカー、自動車メーカー等）】

※1 免許手続きの簡素化が必要等の意見。

※2 技術基準策定の迅速化の要望等の意見。

※3 研究開発や技術試験等への電波利用料の活用に賛同等の意見。

## 4. その他(業界団体等)からの意見の傾向

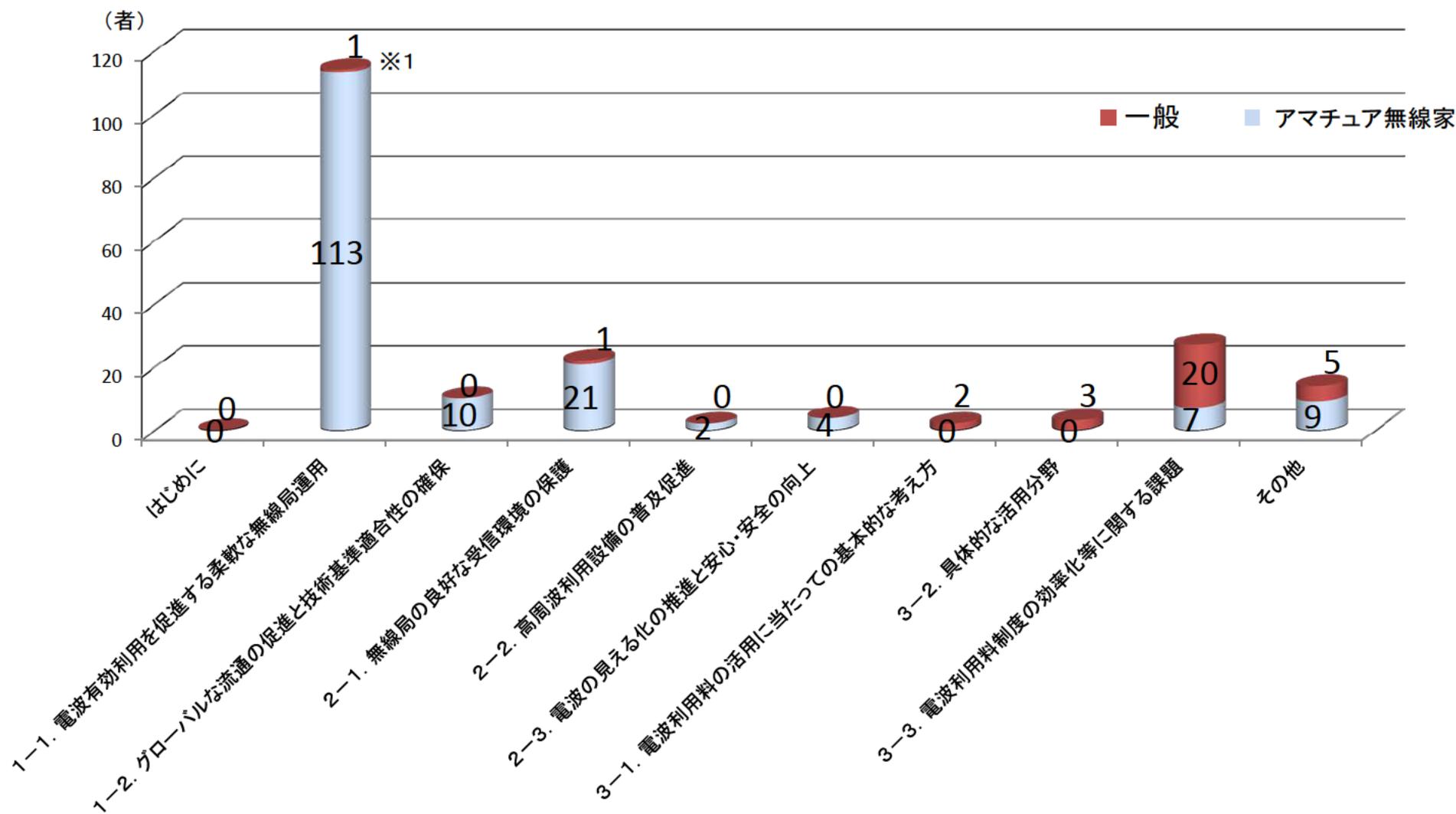


【その他: 18者(業界団体、登録証明機関等)】

※1 不適合機器の流通規制に賛同等の意見。

※2 電波法で規制すべき、過度な規制にならないよう要望等の意見。

## 5. 個人及びアマチュア無線家からの意見の傾向



【個人とアマチュア無線家：118者(318名)、3者が連名により提出(7名、73名、123名)】

※1 アマチュア無線について、免許手続き簡素化の要望等の意見

「電波有効利用の促進に関する検討会 中間とりまとめ(案)」に対して提出された意見  
【意見募集期間:平成24年7月6日(金)～平成24年7月31日(火)】

## 「はじめに」に対して提出された意見

| 番号 | 項目  |      |                             | 提出された意見   |
|----|-----|------|-----------------------------|---|
|    | ページ | 章    | 項目                          |   |
| 1  | 1   | はじめに | 1. 電波の有効利用の促進に向けた問題意識       | <p>【原案】<br/>さらに、東日本大震災やその後の津波、台風、竜巻等の様々な自然災害への対応を通じて、大規模災害等の非常時における無線通信の有用性が再認識されたほか、電力の効率的利用を実現するスマートコミュニティによる環境・エネルギー問題への対応や、センサーネットワークを活用した見守りサービスなどによる少子・高齢化問題への対応に電波の利用が期待されるなど、無線システムは、様々な問題を解決する社会インフラの一つとして、その重要性が高まっている(注2)。</p> <p>【意見】<br/>東日本大震災等の自然災害の対応については「放送」もライフラインとして国民に情報を提供した。その役割や重要性をより明確にするために下記の修正を要望する<br/>&lt;修正案&gt;<br/>さらに、東日本大震災やその後の津波、台風、竜巻等の様々な自然災害への対応を通じて、大規模災害等の非常時における放送の重要性や無線通信の有用性が再認識されたほか、・・・・・・</p> <p align="right">【日本テレビ放送網株式会社】</p>   |
| 2  | 3   | はじめに | 2. 電波の有効利用の促進に向けた検討の基本的な考え方 | <p>【原案】<br/>3) 受信専用設備や家電機器など、本来電波を発射することを意図していない機器からの不要な電磁波による混信・妨害を排除し、良好な電波利用環境を確保するために必要な規律を導入又は変革すること。</p> <p>【意見】<br/>中波ラジオ放送の難聴取の主な原因として建築物による放送波の減衰が知られていますが、ここ数年来はこれに加えて日常的に利用するIT機器、電気器具、照明器具等から発せられる不要な電磁波がラジオ受信機に与える影響が支配的であると考えられる状況にあります。このような状況にあるラジオ放送の受信環境を保全するためにも、「不要な電磁波を発している機器」に対する必要な規律を導入又は変革することは、これからの時代には必要不可欠であると考えます。</p> <p align="right">【株式会社ニッポン放送】</p>   |
| 3  | 2   | はじめに | 1. 電波の有効利用の促進に向けた問題意識       | <p>エリア放送に対する問題提起</p> <p>【原案】<br/>例えば、放送用途の周波数帯の空きスペース（ホワイトスペース）を活用したエリア放送や特定ラジオマイクの導入のように、より一層、周波数の有効利用を促進していく手法を活用していくことが求められている。</p> <p>【意見】<br/>放送用途の周波数帯の空きスペース（ホワイトスペース）を活用したエリア放送は、地上デジタルテレビジョン放送用受信機の活用を図った放送であるが、一般利用者の中には、周知啓発や理解が行き届かなかった場合に（地上デジタルテレビジョン放送を視聴するとして）意図した以外の視聴状態に陥る危惧もあり、物理的な周波数有効利用に伴って発生する要因と考えられる事からも、行政当局の指導や電波利用料による解決などもご配慮頂きたい。</p> <p align="right">【一般社団法人電子情報技術産業協会】</p>   |
| 4  | 2   | はじめに | 2. 電波の有効利用の促進に向けた検討の基本的な考え方 | <p>【原案】<br/>電波は、相互に干渉する電磁波であり、場所、時間、周波数との関係で有限希少な資源であること（有限希少性）や使用目的以外の場所にも到達すること（拡散性）から、一定の規律を課すことによって電波の適切な利用を図ることが必要である。</p> <p>【意見】<br/>当社は今年4月に行われた「電波の有効利用の促進に向けた検討課題」の意見募集に際して、電波利用環境を保護するための方策として、免許や許可、認証などの制度による規律は必要不可欠であるという意見を提出しています。<br/>上記原案は、電波有効利用の促進の基本的な考え方として、一定の規律を課すことの必要性を示したものであり、適切と考えます。</p> <p align="right">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>  |
| 5  |     | はじめに |                             | <p>本検討会の最初の意見募集にあたり、当社は現在の移動体通信市場は当社以外の3つの大手グループの寡占状況となっており、公正な競争環境が保たれていない状況にあること、「電波政策と市場競争」の観点で本検討会にて政策全体を評価いただき、競争政策として電波の割当を明確に位置づけていただきたいと述べましたが、本中間とりまとめにおいては、そのような視点が見受けられないことは残念です。最終とりまとめに向け、ぜひ今後10年の政策的な課題を解決するための大局的な視点での議論がなされることを期待します。</p> <p>【原案】<br/>同時に、電波は有限な資源であることから、このような電波利用の急速な拡大に対応するためには、周波数のひっ迫対策をより一層推進することが不可欠となるとともに、今後想定される新しい利用形態の無線システムを円滑に導入・普及することができる環境を整えていくことが重要となっている。・・・・（略）しかしながら、スマートフォンの急速な増加等による今後の周波数需要の増大や、新しい無線システムに対するニーズに応えていくためには、更に周波数再編や移行等を進めていく必要がある。また、それらの対策と併せて、周波数の利用効率をより一層高めていくことが重要であり、未利用周波数の開拓による利用可能な周波数帯の拡大、電波の更なる有効利用を実現するための技術等の開発及び成果の普及、国際標準化等の更なる加速化が必要である。</p> <p>【意見】<br/>原案に賛成いたします。モバイルブロードバンド市場の伸張とサービスの高速化、またスマートフォンの急速な増加等による周波数需要の増大に伴い、周波数ひっ迫が移動通信市場の最大の課題となっています。総務省殿の推計では、2015年度の移動通信トラフィックは、スマートフォンへの買い替え促進やWi-Fiルータ等の普及によるトラフィックの伸びに応じ、2010年度比で20.8倍から最大で39.1倍に拡大が見込まれています。<br/>当社でも、LTEサービスの開始にともないトラフィックの増加傾向が顕著なことから、トラフィック対策は喫緊の課題となっています。周波数ひっ迫に因りユーザ利便性が損なわれないように、700/900MHzと同じく出来るだけ早期に周波数の確保に努めることが必要と考えます。なお、この点は周波数有効利用の主旨とも同義であると考えます。</p> <p align="right">【イー・アクセス株式会社】</p> |

|   |      |                             |   |
|---|------|-----------------------------|---|
| 6 | はじめに | 1. 電波の有効利用の促進に向けた問題意識       | <p><b>【意見】</b><br/>         本項目の前段において「さらに東日本大震災やその後の津波、台風竜巻などの様々な自然災害への対応を通じて、大規模災害等の非常時における無線通信の有用性が再認識されたほか」となっていますが、東日本大震災においては、緊急時の連絡システムとしての機能、特に大津波発生による緊急避難の情報連絡が不十分であった点が指摘されております。また、平成24年の情報通信白書の4. 東日本大震災の教訓とICTにおいても「多様な情報伝送手段を用いて「エアポケット」が生じないよう迅速・確実な情報提供が求められる。」と記述されております。<br/>         地震・津波・台風・原発事故等の大規模災害時における情報伝達の在り方は、人命に直結する致命的な問題に発展するものであることは否めません。特に情報のエアポケット（空白地帯）が生じる社会環境は、直ちに改善策を講ずる必要が有るものと考えます。<br/>         つまり、「有用性が再認識された」に留まらず、地震・津波・台風・原発事故等の非常災害時におけるICT環境が不十分であったことを踏まえての新たな仕組みによる無線システムの展開を速やかに講じる必要が生じた旨を明確に記述すべきと提起するものです。<br/>         なお、これ等のことは、3. 11東日本大震災後の9月の台風12号による和歌山・三重の災害、そして今年7月の九州での集中豪雨による災害での避難対応等における情報連絡システムの弱さが垣間見られるもので、是までも台風などの災害の都度に情報連絡体制の弱さが繰り返し指摘されているのが実態と云え、こうした面からも早急に手立てを講じる必要が有るものと考えます。<br/>         次に、後段の「こうした新たな電波利用技術の導入や」には、前段の主旨を受け「大規模災害等に即応する新たな仕組みによる無線システムの導入」の追記を提起します。</p> <p style="text-align: right;">【アイコム株式会社】</p> |
| 7 | はじめに | 2. 電波の有効利用の促進に向けた検討の基本的な考え方 | <p><b>【意見】</b><br/>         本項目の中段の具体的には、の中に、「地震・津波・台風・原発事故等の大規模災害等の緊急連絡時に全国くまなくどんな地域でも整備が可能な、海上通信にヒントを得たネットワークに依存しない自立型（デジタルトランシーバー）をベースとする無線通信システム等によるサブ的な社会環境を整えること。」の追記を提起するものです。<br/>         システムの具体的な中身については、平成23年6月13日の情報通信審議会 移動通信システム委員会（第3回）の「小電力システムの高度化・利用拡大」での関係者からの意見聴取で陳述しました「緊急連絡ホーム無線」（1W以内の特定小電力）URL：<br/> <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000121409.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000121409.pdf</a><br/>         を参照して下さい。</p> <p style="text-align: right;">【アイコム株式会社】</p>   |

「第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し」に対して提出された意見

| 番号 | 項目  |                            |  | 提出された意見  |
|----|-----|----------------------------|--|--|
|    | ページ | 章                          | 項目                                       |  |
| 1  | 4   | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】<br/>一方、東日本大震災等の大規模災害時の経験を踏まえると、通常時に各機関に閉じて利用されている自営系の無線ネットワークを、非常時等に公的機関等の間で共同利用するなど、迅速な通信手段の確保等に向けた制度整備の検討が喫緊の課題である。</p> <p>【意見】<br/>弊社は本案に賛成します。大規模災害等の非常時に、普段から使い慣れているシステムを活用することは、迅速かつ正確な情報伝達・安全確保等において有効であると考えます。<br/>加えて、先の大震災で明白となった通り、IPネットワークの進展とその有効性を鑑み、本文中参考資料7「異なる衛星系業務・システム間での横断的な利用」における衛星系をIPネットワークで置き換えた、VoIP技術を用いて自営系無線ネットワーク同士を接続するシステムの導入を可能とする法制度面の見直し・整備も不可欠であると考えます。現行法制度下では異なる自営系無線ネットワークの無線局同士が、VoIP技術を用いて自営系無線ネットワーク同士を接続するシステムを介して通話した場合、「通信の相手方」、「無線局の目的」、「通信事項」の特定性の観点で非合法と見なされる虞があるため、当該通信が非常通信訓練時等において合法的に実行できる枠組みの整備が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【シスコシステムズ合同会社】</p>   |
| 2  | 5   | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】<br/>例えば、東日本大震災においては、救援活動等に駆けつけた公共機関等が使用する船上地球局とVSAT地球局の異なる衛星通信システム間での直接通信が技術的には可能であったが、そのような異なるシステム間の通信が想定されていなかったため、現場では衛星経由の直接通信を行わず、それぞれのシステム内で一旦地上のネットワーク回線に衛星通信トラヒックを落としてから通信を確立したという事例があった。今後は、このような非常時を中心に異なる衛星系業務・システム間での直接通信のニーズが高まると想定されることから、衛星通信システムの技術の進展等を踏まえつつ、異なる業務・システム間の横断的な利用について、技術的課題も含めて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>異なる業務・システム間の相互直接通信を可能とすることは、電波有効利用の観点や、災害時における迅速且つ簡潔な通信の確立等のユーザ利便性の観点から、非常に有益と考えていることから、原案に賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p>   |
| 3  | 5.6 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】<br/>また、災害時等の利用も想定した地上・衛星共用の携帯電話システムの研究開発が行われているが、将来的には、携帯電話と衛星システムが一体となったシステムの実用化等も考えられることから、技術的課題の検討も踏まえて、今後、必要に応じ検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>震災等の災害時においては、地上のネットワークが断絶した際に、自動的に衛星経由での通信に切り替わる、地上・衛星共用携帯電話による通信の確保が、非常に有用であると考えており、当該携帯電話システムの実現に向けて、技術的課題の検討も踏まえながら、継続的に議論及び検討いただくことを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p>   |
| 4  | 6   | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】<br/>アマチュア局については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する。</p> <p>【意見】<br/>文書を次のように修正願います。<br/>「アマチュア局については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等を包括した表示で免許を付与できるようにすることについて検討する。」</p> <p>【理由】<br/>最初の免許付与時にも周波数、出力等を包括して表示することによって、免許後の変更手続きが少なくなるように措置願います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本アマチュア無線連盟】</p>  |
| 5  | 5   | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】<br/>急増するトラヒックに対応するために、基地局の数を相当増大させ、密に設置することが求められる中、迅速かつ機動的なビジネス展開や手続きの迅速化を図るため、小規模基地局に包括免許を導入したように、その他の携帯電話基地局等の無線局について、免許手続きの更なる簡素化を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>携帯電話の無線局数は、今後さらに増大していくと想定されるので関連する免許事務手続きもますます増加していくものと考えられます。免許の事務手続きをさらに簡素化することにより、無線局のよりスピーディな市場導入が図られ、携帯電話利用者の要望に迅速に応えることができるため、本検討会において適切な方策を検討して頂きたいと考えます。<br/>今後の検討においては、例えば、免許手続きの簡素化の一案として、無線局毎の免許ではなく周波数帯域免許を導入する等により、所定の技術基準を満たす無線局については、免許された周波数の範囲において自由に開設、運用できるなど、が考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>   |
| 6  | 5   | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】<br/>急増するトラヒックに対応するために、基地局の数を相当増大させ、密に設置することが求められる中、迅速かつ機動的なビジネス展開や手続きの迅速化を図るため、小規模基地局に包括免許を導入したように、その他の携帯電話基地局等の無線局について、免許手続きの更なる簡素化を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>(要旨)<br/>広域専用電波を使用する無線局の種別は、移動局、基地局、陸上移動中継局等の区別をなくし、一つの種別に簡素化し、免許付与は包括免許を導入するべきである。<br/>また、PHSの免許局についても包括免許とし、簡素化するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクBB株式会社】</p>   |
| 7  | 5   | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】<br/>例えば、東日本大震災においては、救援活動等に駆けつけた公共機関等が使用する船上地球局とVSAT地球局の異なる衛星通信システム間での直接通信が技術的には可能であったが、そのような異なるシステム間の通信が想定されていなかったため、現場では衛星経由の直接通信を行わず、それぞれのシステム内で一旦地上のネットワーク回線に衛星通信トラヒックを落としてから通信を確立したという事例があった。今後は、このような非常時を中心に異なる衛星系業務・システム間での直接通信のニーズが高まると想定されることから、衛星通信システムの技術の進展等を踏まえつつ、異なる業務・システム間の横断的な利用について、技術的課題も含めて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>東日本大震災の事例を見ても明らかであるように、災害時の通信手段としての衛星通信サービスの有用性は大きく、より一層の円滑かつ柔軟な利用の実現に対し大きな期待が寄せられているところです。<br/>「中間とりまとめ(案)」に記載されている異なる衛星通信システム間の直接通信は、有限希少な公共資源である電波の有益な用途を拡大するのみならず、複数回の衛星利用を1回に削減することによって電波資源そのものの効率利用をも実現するものであり、大幅な電波の有効利用に繋がると考えられることから、積極的に検討を進めていくことが望ましいと考えます。<br/>なお、衛星通信はカバーエリアが隣国あるいは周辺国等に及ぶ場合が多いため、国際的な協調が不可欠です。検討にあたっては、こうした部分についての配慮も必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTコミュニケーションズ株式会社】</p> |

|    |   |                            |  |   |
|----|---|----------------------------|--|---|
| 8  | 4 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化   | トラフィック需要に対応するためのネットワーク密度の向上に対応するための免許の簡素化が課題として取り上げられている点につき賛同します。<br>ヘテロジニアス型のネットワーク導入が実現されていく一方、今後はコストの面から、オペレータがコントロールするネットワークの展開から、よりユーザー設置型の基地局が増えることが考えられ、それに対応するための基地局の自律的な干渉制御の方法などもグローバル標準化が進んでいます。また、基地局設置の柔軟性向上の観点から、現在の携帯電話システムの無線リソースをバックホールとして使い、さらに移動もサポートするような基地局も考えられています。そのような変化に対応できるような免許手続き、法規の整備が望まれます。<br><br>【クアルコムジャパン株式会社】  |
| 9  | 5 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化   | 【原案】<br>急増するトラフィックに対応するために、基地局の数を相当増大させ、密に設置することが求められる中、迅速かつ機動的なビジネス展開や手続の迅速化を図るため、小規模基地局に包括免許を導入したように、その他の携帯電話基地局等の無線局について、免許手続の更なる簡素化を検討する必要があります。<br><br>【意見】<br>(要旨)<br>広域専用電波を使用する無線局の種別は、移動局、基地局、陸上移動中継局等の区別をなくし、一つの種別に簡素化し、免許付与は包括免許を導入するべきである。<br>また、PHSの免許局についても包括免許とし、簡素化するべきである。<br><br>【Wireless City Planning株式会社】   |
| 10 | 5 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化   | 【原案】<br>急増するトラフィックに対応するために、基地局の数を相当増大させ、密に設置することが求められる中、迅速かつ機動的なビジネス展開や手続の迅速化を図るため、小規模基地局に包括免許を導入したように、その他の携帯電話基地局等の無線局について、免許手続の更なる簡素化を検討する必要があります。<br><br>【意見】<br>(要旨)<br>広域専用電波を使用する無線局の種別は、移動局、基地局、陸上移動中継局等の区別をなくし、一つの種別に簡素化し、免許付与は包括免許を導入するべきである。<br>また、PHSの免許局についても包括免許とし、簡素化するべきである。<br><br>【株式会社ウィルコム】  |
| 11 | 5 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化   | 【原案】<br>急増するトラフィックに対応するために、基地局の数を相当増大させ、密に設置することが求められる中、迅速かつ機動的なビジネス展開や手続の迅速化を図るため、小規模基地局に包括免許を導入したように、その他の携帯電話基地局等の無線局について、免許手続の更なる簡素化を検討する必要があります。<br><br>【意見】<br>DSRCの基地局は、固定基地局の扱いであり、基地局が故障した場合メーカー保有の代替機による復旧ができなく、復旧までの時間がかかる。勿論、基地局を2重化すれば良いが多大なコストがかかる。DSRCのような民間の一般事業者が設置する基地局に関しては、基地局が故障した場合に一時的に代替機での運用を認めて頂きたい。<br>この事により、基地局のダウン時間の短縮に加え、基地局を設置しやすくなりDSRCの普及促進につながる。<br><br>【一般社団法人電子情報技術産業協会】 |
| 12 | 5 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化   | 【原案】<br>急増するトラフィックに対応するために・・・(略)、小規模基地局に包括免許を導入したように、その他の携帯電話基地局等の無線局について、免許手続の更なる簡素化を検討する必要があります。<br><br>【意見】<br>原案に賛成いたします。<br><br>【原案】<br>なお、携帯電話の発着信を抑制する装置（携帯電話等通話抑制装置）の適用場所の拡大についても要望が寄せられている。<br><br>【意見】<br>要望が寄せられていることについては理解いたしますが、携帯電話等通話抑制装置がその設置範囲を超えて一般の携帯電話ユーザーに不利益を及ぼすようなことがないように常に担保されるべきであると考えます。<br><br>【イー・アクセス株式会社】   |
| 13 | 6 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化   | 【原案】<br>これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要があります。<br><br>【意見】<br>アマチュア無線機器の性能、利用者の負担軽減の観点から、変更手続の簡素化を検討することについて賛成いたします。<br>また、技適無線機（技術基準適合証明を受けた無線機）を使用する場合は無線従事者資格の範囲で変更手続が不要となる制度設計について、自営系の無線局の免許手続の更なる簡素化について検討いただくことを要望いたします。<br><br>【株式会社JVCケンウッド】  |
| 14 | 5 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化   | 【原案】<br>今後は、このような非常時を中心に異なる衛星系業務・システム間での直接通信のニーズが高まると想定されることから、衛星通信システムの技術の進展等を踏まえつつ、異なる業務・システム間の横断的な利用について、技術的課題も含めて検討する必要があります。<br><br>【意見】<br>東日本大震災等の大規模災害時における迅速な通信手段の確保、多様な無線局の運用及び無線通信の利用形態を可能とする観点から、異なる業務・システム間の横断的な利用について、技術的課題も含めて検討することについて賛成いたします。<br>異なる業務・システム間の横断的な利用について、自営系・公共系・一般系の無線システム間を含めて検討いただくことを要望いたします。<br><br>【株式会社JVCケンウッド】  |
| 15 | 7 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(2) 免許不要局の運用の効率化 | 【原案】<br>(エ) 公衆無線LANシステムについて、新たな周波数の開拓のための研究開発を推進するための方策<br><br>【意見】<br>ホワイトスペースの更なる活用により、エリアワンセグ等以外にもM2M実験局への柔軟な開局とその運用の簡素化が必要。<br>こういった柔軟な実験局運用が、将来のコグニティブ無線等の新たな技術革新を牽引するものである。<br><br>【アルプス電気株式会社】   |

| 16              | 7                | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(2) 免許不要局の運用の効率化 | <p>【原案】<br/>このような無線LANシステムの課題に対応するため、例えば、<br/>(ア) 国際標準との整合性の確保に最大限配慮しながら、無線LANシステム間を協調制御させる技術など輻輳の生じにくい新たな技術等の活用により、無線LANシステムの周波数利用率を改善し、利用者の利便性を高めるための方策<br/>(イ) 5GHz帯無線LANシステムの利用や事業者間等のアクセスポイントの共同利用を促進するための対策<br/>(ウ) 市場メカニズム等を活用した電波の有効利用や省電力化対策を促進する推奨制度<br/>(エ) 公衆無線LANシステムについて、新たな周波数の開拓のための研究開発を推進するための方策<br/>(オ) その他、規範等の活用による無線LANシステムの効率性を高める方策等の組み合わせにより、無線LANシステムの周波数利用率の効率化を図るための仕組みを早急に検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>本事項について、基本的に賛同します。<br/>既に無線LANシステムの干渉・輻輳は顕著な問題となっており、無線LANシステムの効果的な利用を促進するうえでも、上記の仕組みが早期に実現されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>  |  |    |    |    |              |                |               |            |      |           |            |             |                 |                  |                  |            |               |             |             |                    |                 |                |                |              |
|-----------------|------------------|----------------------------|--|--|--|----|----|----|--------------|----------------|---------------|------------|------|-----------|------------|-------------|-----------------|------------------|------------------|------------|---------------|-------------|-------------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|--------------|
| 17              | 8                | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3) 周波数再編の加速     | <p>【原案】<br/>本検討会においては、これらの意見等を参考にして、特に早期に取り組むことが求められる方策を明らかにしつつ、また、現在実施している700/900MHz帯の終了促進措置の実施状況や、米国におけるインセンティブオークションの実施動向などを注視して、更なる周波数再編等を進めていくための方策について、将来に向けて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>米国におけるインセンティブオークションの実施動向などを注視するとの記述がありますが、現在実施している700/900MHz帯の終了促進措置の実施状況と並列させるほど、本検討会において特段の議論と構成員の共通認識があったとは承知しておりません。諸外国の動きに注目する必要は理解しますので、「米国におけるインセンティブオークションの実施動向」は、「諸外国の周波数再編方策」と修正するよう要望します。<br/>米国と日本では放送事情が大きく異なっています。<br/>次表に整理したとおり、米国において地上テレビ放送を直接受信する世帯は全体の1割程度ですが、日本では全体の5割程度を占めています。日本の直接受信世帯数は約2,600万世帯で、これは米国の2倍以上にのぼります。日本において地上放送は最重要の基幹メディアであり、国民の知る権利に応じて健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時等にはライフラインとして情報伝達上の重要な役割を担うものです。このため、地上テレビ放送事業者はデジタル化移行にあたり、米国の25分の1の国土面積に、米国の1.4倍にのぼるテレビ送信所（中継局）を新たに置局し、日本全国をくまなくカバーする地上テレビ放送ネットワークを作りあげたところと見られます。<br/>大規模災害に見舞われてきた日本における地上テレビ放送用周波数の重要性は、ケーブルテレビ視聴が主体の米国とは比較にならないほど高いものです。日本においては、地上テレビ放送事業者が自発的に周波数を返納することは想定しえないため、米国のインセンティブオークションが日本の周波数再編の参考になるとは思えません。米国の事例紹介等を行う際は、無用の誤解や混乱を招かないよう十分な注意が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">表： 地上テレビ放送の日米比較</p> <table border="1" data-bbox="562 1151 1171 1537"> <thead> <tr> <th></th> <th>日本</th> <th>米国</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上テレビ放送の送信局数</td> <td>11633局<br/>(注1)</td> <td>8419局<br/>(注2)</td> <td>日本は米国の1.4倍</td> </tr> <tr> <td>国土面積</td> <td>37.8万平方km</td> <td>962.8万平方km</td> <td>日本は米国の25分の1</td> </tr> <tr> <td>地上テレビ放送の直接受信世帯数</td> <td>約2600万世帯<br/>(注3)</td> <td>約1264万世帯<br/>(注4)</td> <td>日本は米国の2倍以上</td> </tr> <tr> <td>直接受信世帯数の占める割合</td> <td>48%<br/>(注3)</td> <td>11%<br/>(注4)</td> <td>日本では半数の世帯で地上波を直接受信</td> </tr> <tr> <td>地上テレビ放送の割当周波数帯域</td> <td>240MHz<br/>(注5)</td> <td>336MHz<br/>(注6)</td> <td>日本は稠密に周波数を使用</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 2012年4月1日現在、出典：全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧<br/>(注2) 2012年3月31日現在、出典：FCC NEWS<br/>※ 内訳は、フルパワー局：1783、ローパワー局：2001、クラスA局：479、トランスレーター：4156。<br/>(注3) 2012年3月31日現在、出典：総務省 ケーブルテレビ普及状況<br/>(注4) 2009年2月現在、出典：米国政府DTV.gov<br/>(注5) 2012年7月25日以降（リパック終了後）<br/>(注6) 2012年5月現在、出典：FCC Frequency Allocations<br/>※ 252MHzが専用周波数、84MHzが他業務との共用周波数</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> |  | 日本 | 米国 | 備考 | 地上テレビ放送の送信局数 | 11633局<br>(注1) | 8419局<br>(注2) | 日本は米国の1.4倍 | 国土面積 | 37.8万平方km | 962.8万平方km | 日本は米国の25分の1 | 地上テレビ放送の直接受信世帯数 | 約2600万世帯<br>(注3) | 約1264万世帯<br>(注4) | 日本は米国の2倍以上 | 直接受信世帯数の占める割合 | 48%<br>(注3) | 11%<br>(注4) | 日本では半数の世帯で地上波を直接受信 | 地上テレビ放送の割当周波数帯域 | 240MHz<br>(注5) | 336MHz<br>(注6) | 日本は稠密に周波数を使用 |
|                 | 日本               | 米国                         | 備考   |  |  |    |    |    |              |                |               |            |      |           |            |             |                 |                  |                  |            |               |             |             |                    |                 |                |                |              |
| 地上テレビ放送の送信局数    | 11633局<br>(注1)   | 8419局<br>(注2)              | 日本は米国の1.4倍                                 |  |  |    |    |    |              |                |               |            |      |           |            |             |                 |                  |                  |            |               |             |             |                    |                 |                |                |              |
| 国土面積            | 37.8万平方km        | 962.8万平方km                 | 日本は米国の25分の1                                |  |  |    |    |    |              |                |               |            |      |           |            |             |                 |                  |                  |            |               |             |             |                    |                 |                |                |              |
| 地上テレビ放送の直接受信世帯数 | 約2600万世帯<br>(注3) | 約1264万世帯<br>(注4)           | 日本は米国の2倍以上                                 |  |  |    |    |    |              |                |               |            |      |           |            |             |                 |                  |                  |            |               |             |             |                    |                 |                |                |              |
| 直接受信世帯数の占める割合   | 48%<br>(注3)      | 11%<br>(注4)                | 日本では半数の世帯で地上波を直接受信                         |  |  |    |    |    |              |                |               |            |      |           |            |             |                 |                  |                  |            |               |             |             |                    |                 |                |                |              |
| 地上テレビ放送の割当周波数帯域 | 240MHz<br>(注5)   | 336MHz<br>(注6)             | 日本は稠密に周波数を使用                               |  |  |    |    |    |              |                |               |            |      |           |            |             |                 |                  |                  |            |               |             |             |                    |                 |                |                |              |
| 18              | 8                | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3) 周波数再編の加速     | <p>【原案】<br/>更なる周波数再編等をより迅速かつ適切に実施するための方策が必要とされる。</p> <p>【意見】<br/>周波数の再編に当たっては、既存の無線システムの設備やサービスの状況を十分考慮し、移行費用・技術的課題を十分に検討したうえで、慎重に進めることが必要と考えます。また、新たに周波数を割り当てられた無線システムが、既存の無線システムの運用に支障を与えない技術基準の策定が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>   |  |    |    |    |              |                |               |            |      |           |            |             |                 |                  |                  |            |               |             |             |                    |                 |                |                |              |
| 19              | 8                | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3) 周波数再編の加速     | <p>【原案】<br/>このため、電波のより一層の有効利用に資する無線システムの研究開発やその成果の導入・普及展開に向けた技術試験等を実施するに当たり、基礎研究から実用化、国際展開までの各段階での取組を強化・加速化することについて、十分留意して取り組んでいくことが必要である。</p> <p>【意見】<br/>今後さらなる周波数有効利用のために、同一周波数帯で複数の無線システムを共用するが増加すると考えられる。そのような状況の中、本中間とりまとめ案で電波有効利用技術の活用が提言されており有効な検討といえる。さらにここで、周波数共用において、自システムが他システムへ干渉【与干渉】を与えないことを担保することが重要であり、そのための制度や体制の整備などの検討も必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>  |  |    |    |    |              |                |               |            |      |           |            |             |                 |                  |                  |            |               |             |             |                    |                 |                |                |              |
| 20              | 8                | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3) 周波数再編の加速     | <p>(原案)<br/>現在実施している700/900MHz帯の終了促進措置の状況や、米国におけるインセンティブオークションの実施動向を注視して、更なる周波数再編等を進めていくための方策について、将来に向けた検討をする必要がある。</p> <p>(意見)<br/>新たな無線システムの導入や周波数需要拡大に対応するため、迅速かつ円滑な周波数再編を推進し、電波資源の有効利用を促進することは極めて重要な施策といえます。<br/>また、国民の安全、安心を踏まえ、自然災害等への対応のために防災行政、消防救急用の自営系・公共系無線システムについて周波数の一層の有効活用化の観点から早急な検討が求められるものです。<br/>但し、周波数再編の加速および適切な方策決定と周波数オークション導入の議論は切り離して論ずるべきです。放送波帯について云えば、「放送の公共性」という観点からもオークション導入には馴染まないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>   |  |    |    |    |              |                |               |            |      |           |            |             |                 |                  |                  |            |               |             |             |                    |                 |                |                |              |

|    |      |                            |                                       |   |
|----|------|----------------------------|---------------------------------------|---|
| 21 | 8    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3)周波数再編の加速 | <p>【原案】<br/>本検討会においては、これらの意見等を参考にして、特に早期に取り組むことが求められる方策を明らかにしつつ、また、現在実施している700/900MHz帯の終了促進措置の実施状況や、米国におけるインセンティブオークションの実施動向などを注視して、更なる周波数再編等を進めていくための方策について、将来に向けて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>電波の有効利用のため、周波数再編の取り組みを加速することは適切であると考えます。ただ、オークションをベースとする手法によって周波数再編を進めることは、資金力の多寡により落札者が決まる傾向が強くなるため、少なくとも公共性の高い放送および放送用無線局に関してはふさわしくありません。さらに、自主的に周波数を返納するインセンティブオークションの手法は参考にならないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>  |
| 22 | 8    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3)周波数再編の加速 | <p>【原案】<br/>本検討会におけるこれまでの議論やパブリックコメントにおいては、「防災行政無線や消防救急無線などレガシーシステムの乗り換えを促進すべき。」「新たな移行促進措置として国が既存利用者の移行を代替する制度を策定すべき。」「ISMバンド以外の免許不要局にも登録制度を導入するとともに、従来の免許不要局も含む全ての無線局に有効期限を設定すべき。」「電波利用料の料額の算定に際し、周波数利用効率を考慮すべき。」などの要望・意見があった。<br/>本検討会においては、これらの意見等を参考にして、特に早期に取り組むことが求められる方策を明らかにしつつ、また、現在実施している700/900MHz帯の終了促進措置の実施状況や、米国におけるインセンティブオークションの実施動向などを注視して、更なる周波数再編等を進めていくための方策について、将来に向けて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>免許不要局への登録制度の導入及び有効期限の設定に反対致します。<br/>自動車には「イモビライザー」、「タイヤ空気圧モニタリングシステム」「キーレスエントリー」、「衝突防止用レーダー」等々の免許不要局の無線機器が搭載されており、今後更に増加する傾向にあります。<br/>自動車に組み込まれる無線機器は免許不要であることが必須であり、登録制度にすることは現実的ではありません。<br/>新たに免許不要局にまで登録制度を導入及び有効期限を設定することは、日常の移動手段として自動車を運転しているユーザーへ大きな負担を掛けることとなり、自動車に搭載されている無線機器は交通事故低減とCO2排出削減に貢献する機器であることから、登録の負担が発生し、自動車ユーザーが当該無線機器の搭載を控えた結果、これらの社会的目標の達成にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>以上の理由から、免許不要局への登録制度の導入及び有効期限の設定に反対致します。</p> <p style="text-align: right;">【日本自動車輸入組合】</p> |
| 23 | 8    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3)周波数再編の加速 | <p>【原案】<br/>このため、総務省では、周波数割当ての透明性及び予見可能性を確保する観点から、周波数アクションプランを作成し、それを踏まえて周波数割当て計画を策定している。</p> <p>【意見】<br/>周波数再編の加速に当たっては以下を要望いたします。<br/>周波数再編アクションプランに従った3.4GHz帯の音声STL/TTL/TSL及び監視・制御回線の周波数移行について、移行時期の前倒しに対し無理のない時間的な配慮がなされること、移行期間の中で第4世代移動通信システムとの相互干渉について十分な検討すること。また同プラン内の公共ブロードバンド移動通信システムの導入においても、実機での相互干渉の確認実験など相互の円滑な運用に配慮を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【TBSラジオ&amp;コミュニケーションズ】</p>   |
| 24 | 8    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3)周波数再編の加速 | <p>【原案】<br/>このため、電波のより一層の有効利用に資する無線システムの研究開発やその成果の導入・普及展開に向けた技術試験等を実施するに当たり、基礎研究から実用化、国際展開までの各段階での取組を強化・加速化することについて、十分留意して取り組んでいくことが必要である。</p> <p>【意見】<br/>新システム・新技術の紹介は展示会におけるデモンストレーションを行うのが有効です。しかし我が国においては、無線設備の紹介を行う場合、技適マーク表示の無い無線設備は、対向機器等と有線で接続された状態でデモンストレーションを実施せざるを得ず、技術紹介の効果が最大限に発揮できません。諸外国の場合、展示会では基準認証を行っていない機器でも電波を出すことが可能です。よって、一定の基準（例：東京ビックサイト内で1W以下の無線設備は免除）により基準認証、免許局を取得しなくても電波が出せるようにして、我が国の技術力を最大限にアピールすることにより、国際展開までの取組を強化・加速化すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>   |
| 25 | 8    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3)周波数再編の加速 | <p>【原案】<br/>このような必ずしも効率的・効果的に利用されていない周波数帯が依然として存在していることなどを踏まえ、利用者の期待に応える高度な無線システムを円滑に導入できる環境を整備していくためには、更なる周波数再編等をより迅速かつ適切に実施するための方策が必要とされる。</p> <p>【意見】<br/>周波数再編の加速のための直接的な方策として、効率的に使われていない帯域に対して、より周波数利用効率のよいシステムを導入するための方策を検討することは適切と考えます。<br/>一方で、免許人自らが、より周波数利用効率のよい技術、システムに積極的に置き換えていくことを促進するための仕組みも重要と考えます。例えば、現行の電波利用料の算定式を変更することも有効な方策であると考えます。<br/>現行の算定式は、電波の経済的価値に応じて負担する課金部分（a群）と、無線局数で按分する課金部分（b群）とで構成されていますが、この算定式では、限られた周波数帯域の中で多くの無線局を運用することにより周波数を有効に活用しているシステムほど、b群の電波利用料が増大することになります。これは、周波数を有効に使っていないシステムほど負担が軽くなることと同じであり、周波数再編を困難にする一因ともなっているとも考えられます。周波数有効利用を促進するためには、上記のような矛盾を生じない料額の算定式が必要であると考えます。例えば、無線機器の数ではなく、使用する周波数帯域幅に応じた課金に統一するなどの方策が考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>   |
| 26 | 8    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3)周波数再編の加速 | <p>【原案】<br/>さらに、今後は、センサーネットワーク、M2M、テラヘルツ帯デバイス、無人無線航行技術など、新たな無線技術について、我が国の周波数事情を踏まえつつ開発を進め、その早期実用化を図るとともに、その成果を国際標準化活動に反映し、海外で実証実験を行うことなどを通じて、国際的に広く展開していくことに対する国の支援が求められている。<br/>このため、電波のより一層の有効利用に資する無線システムの研究開発やその成果の導入・普及展開に向けた技術試験等を実施するに当たり、基礎研究から実用化、国際展開までの各段階での取組を強化・加速化することについて、十分留意して取り組んでいくことが必要である。</p> <p>【意見】<br/>新たな無線技術について、戦略的に国際標準化や国際展開等を推進していくとの方針に賛同致します。<br/>なお、国際展開等を推し進めていくにあたっては、無線技術そのものに加え、例えば、我が国の電波監視システムのような監視・運用系システムについても、電波の見える化等を実現することでその高度化を図ると共に、将来的にパッケージ型で海外展開していくこと等を視野に入れた検討を行なっていくことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTコミュニケーションズ株式会社】</p>   |
| 27 | 7,19 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3)周波数再編の加速 | <p>「電波の見える化」は、周波数再編加速とともに、新サービス・技術の導入、ひいてはユーザーの電波有効利用を最も容易に促進させる手法と考えます。これらの節に記載されている方針に賛同します。<br/>「電波の見える化」に関し、地デジ割り当て前提のホワイトスペース活用に関する検討が進む中、地デジ割り当ては更に効率化できるのではないかと意見も多く、地デジ帯域の周波数利用効率をより一層高めていく可能性のひとつとして「電波の見える化」を積極的に検討を推進していただくことを希望します。<br/>地デジ帯域に新たなシステムを円滑に導入するため地理的な周波数データベースを構築し、公開し、ホワイトスペースの有効活用を進めるべきです。まず、ラジオマイクの安定した運用を可能にする周波数割当てに役立て、引き続き、ブロードバンドへの適用を検討することを希望します。<br/>「電波の見える化」の推進に電波利用料活用が検討されるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン株式会社】</p>  |

|    |       |                            |  |  |
|----|-------|----------------------------|--|--|
| 29 | 7     | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3)周波数再編の加速        | スマートフォンの急速な普及に伴う周波数の逼迫状況は、リッチ・コンテンツや多様なアプリケーションの流通と相まって、当面続くものと予想されます。ユーザの利便性を低下させることなくモバイル通信環境を今後も維持していくためには、電波の利用状況を把握し、将来の周波数の逼迫状況等の動向を的確に予測しながら周波数の再編を推進すること、また割当可能な帯域については早期割当てを促進することが重要であることから、これらを考慮した施策の実現を希望します。<br><br>【KDDI株式会社】   |
| 30 | 7     | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3)周波数再編の加速        | 【原案】<br>新たな無線システムの導入や周波数の需要増大に対応するためには、迅速かつ円滑な周波数の再編を推進するとともに、有限希少な電波資源の有効利用を促進することが必要である。<br><br>【意見】<br>海外の動向と同期を取って有効利用政策を立てて頂きたい。<br>・部品の共通化により、コストの抑制が容易となるため、普及を促進できる。<br>・日本の技術を海外へ輸出しやすくなるため、産業振興につながる。<br>・米国で新たに認可された医療用2.3GHzなど、社会的課題を背景にした動向に、日本もすばやく呼応すべきである。そうでないと、周辺産業も海外に遅れをとる恐れがある。<br><br>【一般社団法人電子情報技術産業協会】   |
| 31 | 8     | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3)周波数再編の加速        | 【原案】<br>さらに、今後は、センサーネットワーク、・・・(略)その成果を国際標準化活動に反映し、海外で実証実験を行うことなどを通じて、国際的に広く展開していくことに対する国の支援が求められている。<br><br>【意見】<br>国際標準化活動に国の業務としてある程度の支援は必要であるとは考えますが、原則として一般財源より行うべきであると考えます。<br><br>【イー・アクセス株式会社】  |
| 32 | 9, 12 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(1)新たな規格への迅速な対応 | 【原案】<br>このように、我が国の基準認証制度は、無線局免許の申請手続の簡略化のために導入された経緯があり、認証マークのない無線機器等の流通を原則禁止としている欧米と異なっており、我が国の技術基準に適合しない海外製の機器などを流通させることに対する電波法の規制は、必ずしも十分とはいえない状況にある。<br>(中略)<br>このため、製品の市場投入の迅速化、製造業者の負担の軽減の観点から、技術基準適合自己確認の対象範囲の拡大を検討する必要がある。その際には、併せて不適合機器の流通を防止するための方策も検討する必要がある。<br>(中略)<br>これらの問題を抜本的に解決するためには、基準不適合機器の市場調査を実施するとともに、これらの機器の流通を防止するための措置の強化や新たな試験制度の創設、その他取り得るべき方策を検討する必要がある。<br><br>【意見】<br>情報通信機器等がグローバルに流通することを念頭に、我が国の基準認証制度について、欧米との制度の差異を指摘したうえで、不適合機器の流通防止の方針を示したことは適切だと考えます。<br>認証マークのない無線機器等の流通を原則禁止している欧州・米国の規律も参考に、抜本的な検討が行われ、不適合機器の流通防止の実効性が高まることを期待します。<br><br>【一般社団法人日本民間放送連盟】 |
| 33 | 9     | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(1)新たな規格への迅速な対応 | 【原案】<br>我が国の基準認証制度は、無線局免許の申請手続の簡略化のために導入された経緯があり、認証マークのない無線機器等の流通を原則禁止としている欧米と異なっており、我が国の技術基準に適合しない海外製の機器などを流通させることに対する電波法の規制は、必ずしも十分とはいえない状況にある。<br><br>【意見】<br>電波法の流通に関する規制が不十分という意見に賛成である。不適合無線設備を不公平なく市場に流通させるには、市場での流通制限を課すことのできる制度が必須である。  |
| 34 | 10    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(1)新たな規格への迅速な対応 | 【原案】<br>これらの問題に対し、製造業者が開発した製品の早期の市場投入や海外展開を促進するためには、国際規格の策定段階で、国内でも同時並行的に素早く技術基準の策定に向けた検討を行うとともに、変調方式等の変更のたびに技術基準を変更することのないような技術基準の大括り化について検討する必要がある。また、測定方法の早期策定や試験システムの高度化を図ることにより、基準認証の手続の迅速化を図ることを検討する必要がある。<br><br>【意見】<br>国際規格の策定段階で迅速に技術基準を制定することは、我が国への新技術の早期適用が図れるばかりでなく、我が国の技術力を活かした国際展開へのきっかけとなるものであり、仕組み作りを推進すべきと考えます。また、基準認証の手続の迅速化に向けて、技術基準の大括り化の検討を進めることが有効と考えます。さらに、技術基準の大括り化を検討する際には、今後の無線設備の開発動向を踏まえた長期的な視野での方向付けが必要と考えます。<br><br>【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】   |
| 35 | 10    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(1)新たな規格への迅速な対応 | 新たな規格への迅速な対応のため、本節で示された考え方に賛同します。<br>今日、多くの新技術が規格化される一方、それらの技術基準は従来のもを用いて運用できるものが少なくありません。新規格への迅速な対応とそれを適用した製品投入を行い国際競争力を高める上でこれらの検討は重要です。例えば、新しく導入検討されている規格が他のシステムに干渉を与えない技術であれば、簡素化された審議プロセスによりタイムリーに導入できるような仕組みに変更すべきです。<br><br>【クアルコムジャパン株式会社】   |
| 36 | 10    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(1)新たな規格への迅速な対応 | 【原案】(1)全文<br>【意見】新たな規格への迅速な対応は、非常に歓迎すべきことであるが、その対応が日本独自の対応方法とならないようして頂きたい。<br>全世界を対象とする場合、規制や評価方法の違いが製品化をするにあたっての大きな障害となる。<br><br>「従来、我が国の技術基準の策定は、国際標準化機関等における勧告化が終了してから策定に向けた検討が行われてきたが、パブリックコメント等では、「技術基準の簡素化・国際規格策定段階での検討を踏まえて、素早い技術基準化を検討すべきではないか。」、「放射試験に適した技術基準等を策定すべき。」などの要望・意見があった。」とのことであるが、国際基準の策定に日本が主導権を持って推進することで、日本の競争力の維持につながると思う。<br>また現状は各国毎に無線認証が必要であるが、基準の統一化を図り、一か国の認証を取得すれば、他国での認証を不要とする制度を作ることを働きかけて頂きたい。<br><br>【一般社団法人電子情報技術産業協会】   |
| 37 | 10    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(1)新たな規格への迅速な対応 | 【原案】<br>これらの問題に対し、製造業者が開発した製品の早期の市場投入や海外展開を促進するためには、国際規格の策定段階で、国内でも同時並行的に素早く技術基準の策定に向けた検討を行うとともに、変調方式等の変更のたびに技術基準を変更することのないような技術基準の大括り化について検討する必要がある。また、測定方法の早期策定や試験システムの高度化等を図ることにより、基準認証の手続の迅速化を図ることを検討する必要がある。<br><br>【意見】<br>製造業者が開発した製品の早期の市場投入や海外展開を促進する観点から、技術基準の策定の迅速化、技術基準の大括り化及び基準認証の手続の迅速化を検討することについて賛成いたします。<br><br>【株式会社JVCケンウッド】   |

|    |    |                            |  |  |
|----|----|----------------------------|--|--|
| 38 | 11 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(1) 新たな規格への迅速な対応  | <p>【原案】<br/>一方、家電製品等に複数のモジュールが直接組み込まれる場合や利用者が後から追加で組み込む場合など、モジュール一つ一つでは技術基準を満たしていても、複数のモジュールの相互作用により干渉波が増大し、技術基準を満たさなくなることも想定される。その際、その無線設備が他の無線局に有害な混信を発生するおそれや電波防護指針を超えるおそれもある。このような場合、技術基準の担保を製品単位で行うのが適当か、それともモジュール単位で行うのが適当かについて、検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>利用者が安心・安全に使える電波利用環境の整備の観点から、家電製品等に複数のモジュールが直接組み込まれる場合や利用者が後から追加で組み込む場合などにおいて、技術基準の担保を製品単位で行うのが適当か、それともモジュール単位で行うのが適当かを検討することについて賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社JVCケンウッド】</p>   |
| 39 | 11 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(2) モジュール化の進展への対応 | <p>【原案】<br/>技術基準の担保を製品単位で行うのが適当か、それともモジュール単位で行うのが適当かについて、検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>モジュール単位での担保が基本であり、モジュール間の相互作用による干渉もモジュール-モジュール単位での、相互担保の方法をどの様にするかを検討すべき。<br/>製品単位での担保には限界があり、製品の発展の足かせ（制限）になる可能性も含めて、検討すべき。</p> <p style="text-align: right;">【アルプス電気株式会社】</p>  |
| 40 | 10 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(2) モジュール化の進展への対応 | <p>【原案】<br/>我が国では、従来、携帯電話端末など無線設備を一つの筐体として捉えて技術基準適合確認を行っていたが、これらのモジュール化した無線設備に、そのまま従来の確認方法を適用することが難しくなっており、認証する設備の範囲を見直す必要性が高まっている。また、モジュール化の進展により、技術基準の適合性試験における測定が技術的に難しくなっているため、空中線端子に接続して測定する必要のない放射測定を可能としたり、試験システムの高度化を促進する方策などを考える必要がある。</p> <p>【意見】<br/>無線設備の条件として、「一つの筐体」「容易に取り外せない構造」の条件を明示しているのは、我が国と一部の国のみであり、無線設備によって表現が異なっている部分も見受けられます。これらの条件は国際標準となっていないことから撤廃するのが望ましく、電波法（電波法・無線設備規則・証明規則等）および電気通信事業法を全面的に見直す検討を行い、新しい時代に相応しい法制度への移行を要望します。今後の無線利用がますます拡大することが見込まれる現状において、法制度の抜本的な見直し、無線設備の技術基準及び認証制度の今後の在り方について、基準認証制度の遵守（適合性評価）の観点を踏まえた検討の場等を常時設けることが必要と思います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>  |
| 41 | 9  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(2) モジュール化の進展への対応 | <p>【原案】<br/>技術基準適合証明制度の対象となる特定無線設備は、移動通信用等の比較的小規模な無線設備であり、利用者にとっては、技術基準適合性を証明するマーク（以下「技適マーク(注19)」という。）が無線設備に貼付されることで、当該無線設備が技術基準に合致しており、他の無線局に有害な混信を発生するおそれや電波防護指針を超えるおそれがないことを知ることができるなど、利便性の向上が図られるものである。</p> <p>【意見】<br/>機器を製造販売、あるいは無線モジュールを機器に搭載する際には適合性を証明するマークの貼付が義務付けられている。モジュールの小型化に伴い、「電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法」等、一部貼付方法の緩和が実施されたが、表示機能がない機器についてはマークを貼付するスペースがないものもある。EUでは、製品に記載できない場合はその包装等に添付することが認められていることから、技適マーク貼付義務や貼付方法の緩和が必要と考える。<br/>さらに言えば、各国の電波法に関する規制方法が異なるため、機器の製造販売者からみると、申請から適合性取得までのプロセス等が大幅にことなり、非常に大きな負担となっている。電波の有効利用や適正な利用は各国共通の課題であり、もっと緊密に連携し国際的な協調ができるような活動についても議論してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人電子情報技術産業協会】</p>  |
| 42 | 10 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(2) モジュール化の進展への対応 | <p>【原案】<br/>我が国では、従来、携帯電話端末など無線設備を一つの筐体として捉えて技術基準適合確認を行っていたが、これらのモジュール化した無線設備に、そのまま従来の確認方法を適用することが難しくなっており、認証する設備の範囲を見直す必要性が高まっている。また、モジュール化の進展により、技術基準の適合性試験における測定が技術的に難しくなっているため、空中線端子に接続して測定する必要のない放射測定を可能としたり、試験システムの高度化を促進する方策などを考える必要がある。一方、家電製品等に複数のモジュールが直接組み込まれる場合や利用者が後から追加で組み込む場合など、モジュール一つ一つでは技術基準を満たしていても、複数のモジュールの相互作用により干渉波が増大し、技術基準を満たさなくなることも想定される。その際、その無線設備が他の無線局に有害な混信を発生するおそれや電波防護指針を超えるおそれもある。このような場合、技術基準の担保を製品単位で行うのが適当か、それともモジュール単位で行うのが適当かについて、検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>モジュール化した無線設備に対して従来の確認方法等を適用することは可能であり、現状でも現制度の元、モジュールを一つの無線設備として扱うことにより認証されている。これについてはなんら不都合があるとは思わない。M2Mなどのモジュールを組み込む機器については、組み込まれる側に認証の表示等、消費者に無線設備が組み込まれていることを明確に示す手法を検討する必要があると思うが、モジュールが無線設備の技術要件を自ら満たす場合は、現行の考え方を考えずに、認証表示の適切な方法、最終的に組み込まれた状態での不要放射による影響などの評価方法を考慮することが適切と考える。この考え方は、比吸収率の認証方法にも適用できる考え方である。現在の我が国におけるモジュール認証に考え方は、他国に比べ柔軟であり合理的である。<br/>また、モジュール認証に関する考え方は、電波法だけの論議で済むものではなく、電気通信事業法におけるモジュール認証の考え方と整合を取る必要があり、電波法及び電気通信事業法の両者に整合のとれた解釈をすべきである。<br/>また、認証を受けたモジュールを組み込んだ後の機器に関する技術基準に対する適合性に関しては、第三者の試験機関による評価を有効活用すべきで、民間による試験所認定制度を推進、後押しする方策が必要と考える。</p> |
| 43 | 12 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3) 自己確認制度の適用の拡大  | <p>【原案】<br/>これらの問題を抜本的に解決するためには、基準不適合機器の市場調査を実施するとともに、これらの機器の流通を防止するための措置の強化や新たな試験制度の創設、その他取り得るべき方策を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>外国製の安価な不法無線機器がインターネット等により容易に購入できるため、これらの機器が合法無線機器に電波障害を及ぼす事例が増加しています。多くの場合、機器使用者はその機器が基準不適合であると認識せずに使用していることが、個々の事例の解決を難しくしています。そのため、機器購入者が無意識に不適合機器を購入することを防ぐ方策が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>  |
| 44 | 11 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3) 自己確認制度の適用の拡大  | <p>【原案】<br/>一方、無線機器の製造業者は、認証機関から認証を取得することで、無線設備の技術基準への適合性が第三者機関により保証されるとともに、利用者は、安心して安全な無線設備を使用可能となる。</p> <p>【意見】<br/>「技術基準への適合性が第三者機関により保証される」という部分については、誤解を招かないかの懸念があります。すなわち、当該無線設備に何らかの問題が発生した場合は製造業者が責任を負うのであって、第三者機関は認証責任以上の責任を負わないと認識しております。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>   |

|    |    |                            |  |   |
|----|----|----------------------------|--|---|
| 45 | 12 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3) 自己確認制度の適用の拡大        | <p>【原案】<br/>その際には、併せて不適合機器の販売・流通を防止するための方策も検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>近年、安価な中国製品など性能が不明な無線設備が我が国に大量に流通してきていますが、技術基準適合証明を受けていないようであり、他の無線局に混信妨害等の被害を与えるおそれがありますことから、販売・流通を制限する方策が早急に必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本アマチュア無線連盟】</p>  |
| 46 | 12 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3) 自己確認制度の適用の拡大        | <p>【原案】<br/>このため、製品の市場投入の迅速化、製造業者の負担の軽減の観点から、技術基準適合自己確認の対象範囲の拡大を検討する必要がある。その際には、併せて不適合機器の流通を防止するための方策も検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>製品の市場投入の迅速化、製造業者の負担の軽減の観点から、技術基準適合自己確認の対象範囲の拡大ではなく、自己宣言制度への移行を要望します。尚、その際には不適合機器の流通を防止する流通規制が必要と考えます。また、市場監視に当たって買い取り方式の場合に、予算の制限からの不公平さ（選定無線設備が限定されることや、高価な機器に組み込まれている無線設備が対象から外されること等）が発生しない様に、予算の適正化が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>  |
| 47 | 12 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3) 自己確認制度の適用の拡大        | <p>【原案】<br/>パブリックコメント等では、「消費者の申告等に基づく実態調査を実施すべき。」「微弱無線機器の技術基準への第三者による適合性確認（新たな試験所制度）を導入してはどうか。」「有害な機器（認証マークのない機器、旧仕様の機器、微弱の範囲を超えた機器等）を製造、流通させない措置として、輸入規制、インターネット規制を含む販売規制、市場監視、罰則強化が必要である。」などの要望・意見があった。</p> <p>これらの問題を抜本的に解決するためには、基準不適合機器の市場調査を実施するとともに、これらの機器の流通を防止するための措置の強化や新たな試験制度の創設、その他取り得るべき方策を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>新たな試験所制度による規制強化を行う前に、まずは規制当局による調査の実施とともに周知広報を行うべきと考えます。その後に、不適合品が多発した場合には取るべき方策を検討すべきと考えます。微弱無線設備が普及している理由のひとつは認証不要な点であり、新たな試験所制度は製造メーカーのコストアップ要因になることが懸念されます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>   |
| 48 | 12 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3) 自己確認制度の適用の拡大        | <p>【原案】<br/>パブリックコメント等では、「消費者の申告等に基づく実態調査を実施すべき。」「微弱無線機器の技術基準への第三者による適合性確認（新たな試験所制度）を導入してはどうか。」「有害な機器（認証マークのない機器、旧仕様の機器、微弱の範囲を超えた機器等）を製造、流通させない措置として、輸入規制、インターネット規制を含む販売規制、市場監視、罰則強化が必要である。」などの要望・意見があった。</p> <p>これらの問題を抜本的に解決するためには、基準不適合機器の市場調査を実施するとともに、これらの機器の流通を防止するための措置の強化や新たな試験制度の創設、その他取り得るべき方策を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>製品の市場投入の迅速化、製造業者の負担の軽減の観点から、自己宣言制度への移行を要望します。尚、その際には不適合機器の流通を防止する流通規制が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>   |
| 49 | 11 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3) 自己確認制度の適用の拡大        | <p>案の趣旨に賛同します。</p> <p>自己確認制度の拡大は、機器の技術基準適合の確実性が担保されることを前提に、機器を早期にかつ安価に投入することを可能とし、市場の活性化や新サービス創出に資するものと考えます。</p> <p>利用者が様々な無線機器を安心して使うため、及び、良好な電波利用環境を保持するためには、技術基準に適合しない機器の流通防止は重要な検討課題であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジャパン・モバイルキャストイング】</p>  |
| 50 | 12 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3) 自己確認制度の適用の拡大        | <p>【原案】<br/>このため、製品の市場投入の迅速化、製造業者の負担の軽減の観点から、技術基準適合自己確認の対象範囲の拡大を検討する必要がある。その際には、併せて不適合機器の流通を防止するための方策も検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>製品の市場投入の迅速化、製造業者の負担の軽減の観点から、技術基準適合自己確認の対象範囲の拡大を、併せて不適合機器の流通を防止するための方策を検討することについて賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社JVCケンウッド】</p>  |
| 51 | 12 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3) 自己確認制度の適用の拡大        | <p>【原案】<br/>これらの問題を抜本的に解決するためには、基準不適合機器の市場調査を実施するとともに、これらの機器の流通を防止するための措置の強化や新たな試験制度の創設、その他取り得るべき方策を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>利用者が安心・安全に使える電波利用環境の整備の観点から、基準不適合機器の市場調査を実施するとともに、これらの機器の流通を防止するための措置の強化や新たな試験制度の創設、その他取り得るべき方策を検討することについて賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社JVCケンウッド】</p>  |
| 52 | 13 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(4) 流通後の新技術への対応と環境負荷の低減 | <p>【原案】<br/>このように、修理再生された携帯電話端末の無線設備が市場で流通することで、再生製品の利用による資源の節約、製品寿命の長期化等の観点から環境問題に貢献するほか、消費者に安価な携帯電話端末の提供が可能となる等のメリットがあることから、第三者が独自に修理再生した無線設備に対して、技術基準適合性を確認できるような仕組みの早急な検討が必要と考えられる。</p> <p>【意見】<br/>他の法令も考慮し、慎重に検討を行うべきです。例えば無線設備の電源にはリチウムイオン二次電池が多く使われていますが、PSEマークの表示にあたっては、製造メーカーが意図しない方法により修理再生され事故が起きた場合等も考慮検討すべきと考えます。機器における責任の分界点の明確化が必要となります。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>   |
| 53 | 12 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(4) 流通後の新技術への対応と環境負荷の低減 | <p>【原案】<br/>米国では、一部の携帯電話端末を除き、無線設備の修理再生を製造業者が自ら行うことはなく、第三者たる修理業者が、製造業者から委託を受けるか又は技術情報等の提供を受けながら修理を行っている。具体的には、技術基準に適合する範囲を明確化するとともに、第三者が技術基準を担保しつつ修理した場合、既存のFCCマークが有効のまま、当該修理業者が修理をしたことを示すマークを貼る仕組みがある。このように「米国では、第三者が修理再生した無線設備について、技術基準適合性が確認できる制度が導入されており、このため、修理再生した安価な携帯電話端末が市場に出回ることを通じて、携帯電話端末の多様性やグローバルな市場の拡大が図られている。</p> <p>【意見】<br/>FCCの制度上に、修理業者が製造業者から委託等を受ける形で第三者として特定の要件を満たせば、既存の技術基準が有効である旨の件については、電波法及び電気通信事業法における各証明・認定規則の確認の方法に係る解釈を検討することで実現可能であり、現行法の元運用することは難しいことではないと思われる。製造業者からの委託等を受けるという事実は、認証取扱業者の責務を代行するという考え方が適用できないのか検討をすべきである。特に携帯電話などの修理ということになれば、これらの解釈は電気通信事業法にも波及するため、両者での検討が必須である。</p> |

「第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進」に対して提出された意見

| 番号 | 項目    |                        |   | 提出された意見  |
|----|-------|------------------------|---|--|
|    | ページ   | 章                      | 項目  |  |
| 1  | 14    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護                               | <p>【原案】<br/>こうした状況を踏まえ、本章では、電波の特性を踏まえた法令等による規律の在り方に加え、技術的な対応や社会規範等を効果的に組み合わせることにより、電波の有効利用方策を検討していくこととする。</p> <p>【意見】<br/>「電波の特性を踏まえた法令等による規律の在り方」について、電波法での法整備化を提言します。国内における電磁妨害波は、現在は電気用品安全法によって規制されています。しかし、電波を有効利用する観点から電磁波の国際規格化を検討しているのは総務省であることから、電波を放射する機器は（非意図的放射機器も含めて）全て電波法で規制することが望ましいと考えます。また、諸外国でもCISPR規格に基づいて電波として規制しており、国際的な整合性からも望ましいと考えます。他方、現在の電気用品安全法での規制においては、CISPR国内答申の取扱いを明確にしておく必要があると思います。経済産業省にて電気用品安全法の改定を検討していますが、その中で、技術基準は体系階層化し、二次文書として国が是認するJIS又は民間規格を採用する案が発表されています。こうした状況を踏まえ、今後国内委員会から答申されたCISPRを電気用品安全法の二次文書として使う手続きの明確化をお願いします。これによって、国際的に整合のとれた国内規格とすることができます。</p>   |
| 2  | 15-19 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護                               | <p>【意見】<br/>近年、放送受信設備からの漏洩電波、家電製品やエネルギー管理システム等からの不要電波、あるいは高周波利用設備からの漏洩電波によって、弱い電波を受信することが多いアマチュア無線活動に支障を来し若しくは来すおそれが増加してきていますことから、漏洩電波、不要電波の抑圧、低減等の措置を進めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本アマチュア無線連盟】</p>   |
| 3  | 15    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(1) 放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策 | <p>（原案）<br/>以上を踏まえ、関係業界団体とともに、放送受信設備の設置工法等の問題を解決するための方策や干渉を低減するための基準を設け、その適合性を確認するとともに、発生した障害への対応・対策の強化により適正な電波利用環境を確保するための対応策について、検討する必要がある。</p> <p>（意見）<br/>700MHz帯再編におけるテレビ放送受信ブースターとの干渉が大きな問題となっています。中間とりまとめ(案)に述べられたとおり、関係各団体間で、障害への対応、対策、また今後発生する可能性を見据えた上で技術的、制度的基準を検討することは重要と考えます。また、関係各業者の負担軽減についても合わせて検討がなされることも適切であります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>  |
| 4  | 15    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(1) 放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策 | <p>【原案】<br/>以上を踏まえ、関係業界団体とともに、放送用受信設備の設置工法等の問題を解決するための方策や干渉を低減するために基準を設け、その適合性を確認するとともに、発生した障害への対応・対策の強化により適正な電波利用環境を確保するための対応策について、検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>新たな規制強化を行う前に、まずは規制当局による調査の実施とともに周知広報を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>  |
| 5  | 15    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(1) 放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策 | <p>【原案】<br/>受信専用設備は、本来電波の発射を目的とするものではないが、副次的に発する電波等が他の無線設備等にとっての妨害源となるおそれがある。また、当該受信専用設備への送信目的を達成するためには、受信設備自体の性能も良好でなくてはならない。電波法では、受信設備は、その副次的に発する電波又は高調波電流が、ある限度を超えて他の無線設備の機能に障害を与えるものであってはならないとされている。また、免許を要しない無線局や、受信専用設備等が、他の無線設備の機能に継続的、かつ、重大な障害を与える場合、その設備の所有者又は占有者は、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ぜられることがある。</p> <p>【意見】<br/>現在、多くの無線システムが限られた周波数帯域を密に利用していることもあり、様々な電波干渉問題が発生し、今後も増加していく傾向にあると認識しております。昨今、顕在化してきている問題として、受信機器が主要因となる干渉問題があります。具体的には、受信機器の耐干渉性能が弱いケースと、何らかの不具合等により受信機器が干渉発信源となるケースです。送信機器であれば、無線設備規則等の法制度や業界標準仕様により他の無線システムへ影響を与えないように規律を保つことが行われていますが、受信機器については、積極的に他システムへ影響を与えない、あるいは他システムからの影響を受けないことを想定していないように見受けられます。今後、更なる周波数有効利用を達成するためにも、受信機器に対する新たな規律の策定と、耐干渉性能の向上等が必要不可欠であると考えます。具体的には、以下を提案します。</p> <p>【既に運用中の受信装置が、周波数再編により影響を受ける場合】<br/>700MHz帯TVブースターのように、周波数再編を境に従来は受信すべき対象であった帯域が、ある時から受信してはならない帯域となる場合は、装置開発段階での対策は不可能です。そのため、周波数再編計画と連動する形での対策を推進することが必要です。すなわち、再編後の周波数帯に対応した耐干渉性能向上の方策や、対策済み装置の早期開発・流通等の方策も考慮した周波数再編計画を策定することが必要です。さらに、計画策定後に、これらの方策を官民一体となって推進する仕組みを作る必要があります。</p> <p>【既に運用中の受信装置が何らかの理由により干渉源となる場合】<br/>衛星放送用ブースターによる干渉のように、工事上の不備等が主な原因となっている問題があります。これらについては、装置設計の段階において予め、電波の漏洩をできる限り防ぐような工夫をすることが必要です。また、これらの製造メーカーが、これらの工夫を積極的に推進するための方策を検討する必要があると思います。</p> <p>【受信装置の耐干渉性能が問題となる場合】<br/>様々な理由により、耐干渉性能が低い装置が運用されている帯域の場合、隣接帯域の利活用が困難になることが考えられます。このような事態を防ぐため、全ての無線機器が、ある一定以上の耐干渉性能を保有することを推奨するような仕組みを検討する必要があります。また、必要に応じて法制度において義務化する等も検討する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p> |
| 6  | 15    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(1) 放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策 | <p>700MHz帯の周波数再編においてTV受信ブースターへの干渉については重要な問題となっており、今後の対応策等を早期に検討していただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>  |

|    |       |                        |   |   |
|----|-------|------------------------|---|---|
| 7  | 14    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(1) 放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策 | 携帯等からテレビへの干渉問題<br>【原案】<br>特に、大量に流通する機器の場合、それが一旦出荷されてしまうと、当該機器による有害な干渉波により他の無線設備の利用者の利用に支障が生じ、電波利用環境の悪化は全国的に波及するおそれがある。<br>【意見】<br>昨今の増加する携帯電話等の無線機器より発せられる放送波に隣接する帯域の信号が放送波への干渉によりテレビ受信機へ影響を及ぼす問題が生じている。そのため無線機器による電波信号の規定の明確化(主にスペクトラルマスクの規定)が必要である。<br><br>【一般社団法人電子情報技術産業協会】   |
| 8  | 15    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(1) 放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策 | 【原案】<br>なお、欧米では、放送用受信設備にも基準が適用され、自己確認制度の下、基準への適合性を証明する認証マークを貼付しない無線機器等は流通できない仕組みとなっている(注20)。基準を満たさない機器の流通を防止するため、欧米のような自己確認の義務化や認証マークのない機器の流通を防止するための措置を設けることを検討する必要がある。<br>【意見】<br>我が国においては、テレビジョン受信機、ラジオ受信機、テレビジョン受信機用ブラスター等の放送用受信設備については、既に「電気用品安全法」において、「雑音の強さ」として漏洩電波に対する基準適合が義務付けられており、適合した製品には製品本体に適合マークを表示している。従って、電波法において同じ目的で二重に規制が及ぶことのないようご配慮頂きたい。<br><br>【一般社団法人電子情報技術産業協会】  |
| 9  | 15    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(1) 放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策 | 【原案】<br>以上を踏まえ、関係業界団体とともに、放送用受信設備の設置工法等の問題を解決するたあめの方策や干渉を低減するために基準を設け、その適合性を確認することともに、発生した障害への対応・対策の強化により適正な電波利用環境を確保するための対応策について検討する必要がある。<br>【意見】<br>利用者が安心・安全に使える電波利用環境の整備の観点から、適正な電波利用環境を確保するための対応策を検討することについて賛成いたします。<br><br>【株式会社JVCケンウッド】  |
| 10 | 15,16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(1) 放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策 | 【原案】<br>なお、欧米では、放送用受信設備にも基準が適用され、自己確認制度の下、基準への適合性を証明する認証マークを貼付しない無線機器等は流通できない仕組みとなっている。基準を満たさない機器の流通を防止するため、欧米のような自己確認の義務化や認証マークのない機器の流通を防止するための措置を設けることを検討する必要がある。<br>【意見】<br>利用者が安心・安全に使える電波利用環境の整備の観点から、欧米のような自己確認の義務化や認証マークのない機器の流通を防止するための措置を設けることを検討することについて賛成いたします。<br><br>【株式会社JVCケンウッド】  |
| 11 | 16    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(1) 放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策 | 【原案】<br>一方で、このような新たな措置を導入することは、製造業者等への影響も大きいと考えられ、負担を軽減する方法も検討する必要がある。(P16)<br>【意見】<br>放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策措置の導入について、製造業者等の負担を軽減する方法を検討することについて賛成いたします。<br><br>【株式会社JVCケンウッド】   |
| 12 | 16    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策    | 【原案】<br>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。また、欧州では、これらの機器について、電磁両立性に関する規律が存在し、基準への適合性を確認せず、CEマークのないままに流通させることを規制しており、このようなマークを貼付しない機器の流通を防止するための措置を検討する必要がある。<br>【意見】<br>第1章の基準認証制度(不適合機器の流通防止)と共通した課題であり、欧州で採用されている規律も参考に、家電製品等からの不要電波を抑制する方向で検討することは適切だと考えます。<br><br>【一般社団法人日本民間放送連盟】  |
| 13 | 16    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策    | 【原案】<br>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。また、欧州では、これらの機器について、電磁両立性に関する法律が存在し、基準への適合性を確認せず、CDマークのないままに流通させることを規制しており、このようなマークを貼付しない機器の流通を防止するための措置を検討する必要がある。<br>一方で、このような新たな措置を導入することは、製造業者等への影響も大きいと考えられ、負担を軽減する方法も検討する必要がある。<br>【意見】<br>①家電機器の場合、電波障害の防止に関して、電気用品安全法による規制やVCCIによる自主的な規制が既に存在しています。従って家電機器への電波障害防止対策導入の検討に際しては、これら既存の規制との整合性を考える必要があります。<br>②具体的な基準・規制を検討する際は、過度な基準・規制にならないように配慮すべきと考えます。<br>③具体的な基準・規制の検討を行う際は、各業界の代表者を参加させるべきと考えます。<br><br>【一般社団法人日本照明器具工業会】 |
| 14 | 16    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策    | (1) 家電機器の場合、電波障害の防止に関して、電気用品安全法による規制が既に存在し、製品に規制の表示をしています。従って家電機器への電波障害防止対策導入の検討に際しては、これら既存の規制との整合性を考えて頂きたい。<br>(2) 具体的な基準・規制を検討する際は、過度な基準・規制にならないようお願いいたします。<br><br>【一般社団法人日本冷凍空調工業会】  |
| 15 |       | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策    | 1. 家電機器の場合、電波障害の防止に関して、電気用品安全法による規制やVCCIによる自主的な規制が既に存在しているため、家電機器への電波障害防止対策導入の検討に際しては、二重規制を避け、これら既存の規制との整合性を考える必要があります。<br>2. 具体的な基準・規制を検討する際は、過度な基準・規制にならないように配慮すべきと考えます。<br>3. 具体的な基準・規制の検討を行う際は、各業界の代表者を参加させるべきと考えます。<br><br>【一般社団法人日本電機工業会】   |
| 16 |       | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策    | 電波法には不要電波についての規律はありませんが、経済産業省所管の電気用品安全法(以下、電安法)では不要電波が規制されています。<br>新たに電波法に規律を設けた場合、電安法との二重規制となり、業界が混乱することにもなりかねませんので、既存の規制との整合性を考えることを提案いたします。<br><br>【一般社団法人日本配線システム工業会】   |

|    |    |                        |  |   |
|----|----|------------------------|--|---|
| 17 | 15 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>【原案】<br/>逆に、放送用受信設備が正しく運用されている無線局の電波によって混信を受ける事例が発生している。<br/>〈および〉<br/>以上を踏まえ、関係業界団体とともに、放送用受信設備の設置工法等の問題を解決するための方策や干渉を低減するために基準を設け、その適合性を確認するとともに、発生した障害への対応・対策の強化により適正な電波利用環境を確保するための対応策について、検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>検討会で意見や指摘があったように、700MHz帯の周波数再編に伴い、（正しく運用されている）無線局から放送受信設備（地上波や衛星放送受信用ブースターや分配器など）に影響が出る可能性がある。<br/>そこでとりまとめ案にあるように「発生した障害への対応・対策の強化により適正な電波利用環境を確保する」ことを実現するための検討を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>   |
| 18 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>【原案】<br/>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。また、欧州では、これらの機器について、電磁両立性に関する規律が存在し、基準への適合性を確認せず、CEマークのないままに流通させることを規制しており、このようなマークを貼付しない機器の流通を防止するための措置を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>電磁両立性を念頭においての家電製品等からの不要電波を抑制する対策の検討は、生活空間の電磁環境の悪化に歯止めをかけるとともに、ラジオ放送の受信環境の保全にもつながると考えますので、原案に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>  |
| 19 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>【原案】<br/>（第一段落）<br/>・・・LED照明等から発生する不要電波が、AM放送受信の難聴地域の拡大や公共無線通信への混信等の一つの要因となっている。<br/>（第二段落）<br/>（第四段落）<br/>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。また、欧州では、これらの機器について、電磁両立性に関する規律が存在し、基準への適合性を確認せず、CEマークのないままに流通させることを規制しており、このようなマークを貼付しない機器の流通を防止するための措置を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>第二段落”に記載されているとおり、電波法には不要電波についての規律はありませんが、経済産業省所管の電気用品安全法（以下、電安法）では不要電波が規制されています。新たに電波法に規律を設けた場合、電安法との二重規制となり、業界が混乱することにもなりかねませんので、既存の規制との整合性を考えることを提案いたします。</p>  |
| 20 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>【原案】<br/>IT機器や各種設備のインバーター、LED照明等から発生する不要電波が、AM放送受信の難聴地域の拡大や公共無線通信への混信の一つの要因となっている。</p> <p>【意見】<br/>家電製品から発生する不要電波が、AM放送受信の難聴地域拡大や公共無線通信への混信等の一つの要因となっている問題について、欧州における「CEマーク」などを参考にしながら不要電波を抑制する対策を検討することは、重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>  |
| 21 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>【原案】<br/>現行の電波法では、無線設備及び高周波利用設備を規律しているが、LED証明等の一般家電製品等からの不要電波についての規律がないため、不要電波を発生させる家電製品等が市場に出回り、混信を発生させることが将来にわたって問題となる可能性がある。〈中略〉以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。また、欧州では、これらの機器について、電磁両立性に関する規律が存在し、基準への適合性を確認せず、CEマークのないままに流通させることを規制しており、このようなマークを貼付しない機器の流通を防止するための措置を検討する必要がある。</p> <p>一方、このような新たな措置を導入することは、製造業者等への影響も大きいと考えられ、負担を軽減する方法も検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>家電製品等からの不要電波が、種々の電波利用に影響することを明確に認識し、その対策の検討を必要としていることについて大いに賛同いたします。実際の生活空間や各機器の利用形態を十分考慮し、電波利用機器を誰もが何処でも満足できる状態で利用できるような対策の検討を望みます。<br/>さらに、原案にもあるように、たとえば低価格化のために規格を逸脱したような製品の流通を防止する対策は、良好な電波環境を維持するうえで重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p> |
| 22 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>【原案】<br/>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。また、欧州では、これらの機器について、電磁両立性に関する規律が存在し、基準への適合性を確認せず、CEマークのないままに流通させることを規制しており、このようなマークを貼付しない機器の流通を防止するための措置を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>インバーターやLED機器など、不要電波を放射する機器が多くなっており、AM放送の受信環境は悪化の一途を辿っています。電波を放射することを目的としない機器に対しても、不要電波を抑制するための基準を作り、機器をそれに適合させる仕組みが不可欠です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>   |
| 23 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。また、欧州では、これらの機器について、電磁両立性に関する規律が存在し、基準への適合性を確認せず、CEマークのないままに流通させることを規制しており、このようなマークを貼付しない機器の流通を防止するための措置を検討する必要がある。</p> <p>一方、このような新たな措置を導入することは、製造業者等への影響も大きいと考えられ、負担を軽減する方法も検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>①照明製品等の場合、電波障害の防止に関して、電気用品安全法による規制などが既に存在しています。従って照明製品等への電波障害防止対策導入の検討に際しては、既存の規制との整合性を考える必要があります。<br/>②具体的な基準・規制を検討する際は、適度な基準・規制にならないように配慮すべきと考えます。<br/>③具体的な基準・規制の検討を行う際は、各業界の代表者を参加させるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本電球工業会】</p>  |
| 24 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>【原案】<br/>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>中波ラジオ事業者として「都市雑音増加による難聴拡大」は大きな問題であります。IT機器やインバーターなどを内蔵する家電製品等が発している不要電波を抑制する方向で検討することは適切だと考え原案に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【TBSラジオ&amp;コミュニケーションズ】</p>  |

|    |    |                        |  |   |
|----|----|------------------------|--|---|
| 25 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策         | <p>【原案】<br/>現行の電波法では、無線設備及び高周波利用設備を規律しているが、LED照明等の一般家電製品等からの不要電波についての規律がないため、不要電波を発生する家電製品等が市場に出回り、混信を発生させることが将来にわたって問題となる可能性がある。</p> <p>【意見】<br/>「LED照明等の一般家電製品等からの不要電波についての規律」は電気用品安全法にありますが、電気用品安全法が定める規制がCISPR15規格の最新版を参照していないことにより、PSEマーク付きのLED照明であっても、不当電波による問題を発生しているように思います。<br/>これに対しては、前述しましたように、CISPR国内答申の取扱いの明確化が課題解決の一助となります。<br/>また、国際規格化が成立した後は、国際整合を早くとるためにも、できるだけ早く国内答申されるようお願いいたします。</p>  |
| 26 |    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策         | <p>【原案】<br/>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。また、欧州では、これらの機器について、電磁両立性に関する規律が存在し、基準への適合性を確認せず、CEマークのないままに流通させることを規制しており、このようなマークを貼付しない機器の流通を防止するための措置を検討する必要がある。<br/>一方で、このような新たな措置を導入することは、製造業者等への影響も大きいと考えられ、負担を軽減する方法も検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>VCCIは情報機器の妨害波抑制で国内外での認知度も高く、情報機器の自主規制で長年実績もあり、国内で情報機器を販売している業者は殆ど加盟し、VCCIマークを貼付しています。<br/>VCCIの趣旨と過去の実績、認知度を鑑み、不要電波の抑制と製造業者への負担軽減を考慮すると、VCCI自主規制の仕組みを活用することは、非常に有意だと考えます。<br/>VCCIを活用する方策ご検討下さい。<br/>VCCIは、電子・電気装置から発生する妨害波などがもたらす障害を抑制し、また外部からの電氣的な妨害による電子・電気装置の障害を防止するために、関係業界の協力によりそれらの妨害波や障害の抑止について自主的に規制し、電子・電気装置を利用するわが国の消費者の利益を擁護することを目的としております。</p>   |
| 27 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策         | <p>インバータ内蔵機器・LED照明・LED内蔵機器等は、今後益々普及が進むものと考えております。これらの製品から発生する不要電波については、AM放送より更に周波数の高いVHF帯においても干渉等の事象が確認されており、電波利用環境保持のため、不要電波抑制は重要な課題と考えております。<br/>また、これらの製品は、設置後も長期間に渡る利用が想定され、大量に流通する前の段階で対策することが重要となることから、対象範囲や不要電波の許容値を適切なものとする検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジャパン・モバイルキャストイング】</p>   |
| 28 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策         | <p>【原案】<br/>現行の電波法では、無線設備及び高周波利用設備を規律しているが、LED照明等の一般家電製品等からの不要電波についての規律がないため、不要電波を発生する家電製品等が市場に出回り、混信を発生させることが将来にわたって問題となる可能性がある。<br/>パブリックコメント等では、「IT機器、各種設備のインバーター等から発生する電波雑音がAM放送受信の難聴地域拡大等の一つの要因となっている。家電も含めあらゆる機器に対して不要電波の適切な抑制規律が電波の有効利用に必要である。」「諸外国は、CISPR規格等に基づき法規制しており、電波を放射する機器は全て電波法で規制するなどの法制度の整備を検討すべき。」などの要望・意見があった。<br/>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。また、欧州では、これらの機器について、電磁両立性に関する規律が存在し、基準への適合性を確認せず、CEマークのないままに流通させることを規制しており、このようなマークを貼付しない機器の流通を防止するための措置を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>一般家電製品等からの不要輻射を規制する法律は、電気用品安全法が存在し、ほとんどの種類の電気製品は省令第1項または第2項（CISPR規格と整合させたJ規格）の技術基準に基づき評価されており、適合したものはPSEマークを付けることができる。<br/>但しIT機器については電気用品安全法対象外となっており法律では規定されておらずVCCI協会の加盟会員企業による自主規制となっている。従って現状の規制の枠組みでは、家電も含めあらゆる機器に対しての不要電波の法律に基づく適切な抑制規律は曖昧さを有して実施されていると言える。<br/>電気用品安全法においても、技術基準が省令第1項と第2項で定められており一部試験方法、許容値が異なる内容で許容値が規定されている状況であり、加えてIT機器の不要輻射の自主規制は、CISPR規格の最新版を反映させたものであるが、同じくCISPR規格を反映させている電気用品安全法省令第2項で採用するJ規格は、常に最新版が採用されているとは限らず厳密には整合性が取れないケースもある。<br/>このことにより日本における現行の不要輻射の規制の枠組みのままでは、不要輻射の適合性認証において、諸外国とのMRA締結が出来ない状況であり、実際に日米はMRAではなく法的拘束力を有さないMOU（Memorandum of Understanding了解覚書）しか締結出来ない。さらに日欧MRAについても不要輻射については除外されている。そのため日本より電気・電子製品を輸出する企業の不利益ともなっている。<br/>国際規格であるCISPR規格に基づき、電気・電子機器を対象に、一つの法律及び技術基準で規制する法制度の整備を検討すべきであり、そのことが結果的に最も確実に家電も含めあらゆる機器に対して不要電波の適切な抑制規律を行うことが可能であり電波の有効利用につながると考える。</p> |
| 29 | 15 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策         | <p>【原案】<br/>関係業界団体とともに、放送用受信設備の設置工法等の問題を解決するための方策や干渉を低減するために基準を設け、その適合性を確認するとともに、発生した障害への対応・対策の強化により適正な電波利用環境を確保するための対応策について、検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>  |
| 30 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策         | <p>【原案】<br/>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。また、欧州では、これらの機器について、電磁両立性に関する規律が存在し、基準への適合性を確認せず、CEマークのないままに流通させることを規制しており、このようなマークを貼付しない機器の流通を防止するための措置を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>利用者が安心・安全に使える電波利用環境の整備の観点から、電気用品安全法の規制に配慮いただき、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討すること、また、電磁両立性に関する基準への適合性を証明する認証マークを貼付しない機器の流通を防止するための措置を検討することについて賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社JVCケンウッド】</p>   |
| 31 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策         | <p>【原案】<br/>一方で、このような新たな措置を導入することは、製造業者等への影響も大きいと考えられ、負担を軽減する方法も検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>家電製品等から発生する不要電波への対策措置の導入について、製造業者等の負担を軽減する方法を検討することについて賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社JVCケンウッド】</p>   |
| 32 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(3) エネルギー管理システム等から発生する不要電波等への対策 | <p>【原案】<br/>スマートメーターは、家庭等で使用される電力をセンシングして、その測定値をゲートウェイに伝送する機能を有し、電力会社等により電力使用量の把握等にも使用されている。</p> <p>【意見】<br/>スマートメーター網は、新たな大規模通信網であり、電気・ガス・水道会社がそれぞれに敷設・運用するのではなく、共通の通信網として利用することで、不要電波の抑制が見込まれる。<br/>スマートメーター網は、多くの事業者が共有できる様にし、不要電波の抑制・有限電波の効率で利用に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【アルプス電気株式会社】</p>  |

|    |    |                        |   |  |
|----|----|------------------------|---|--|
| 33 | 17 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(3)エネルギー管理システム等から発生する不要電波等への対策 | <p>【原案】<br/>一方、これらのエネルギー管理システムにおいては、太陽光発電系統連携コンバータ（GCPC）をはじめ、大電力のインバーター等が含まれる場合が多く、不要電波の発射源となるおそれがある。＜中略＞<br/>このため、エネルギー管理システム等の普及に合わせて、これらシステムからの不要電波の許容値やその放射を抑制する方策等を早急に検討する必要がある。他方、各種電子機器等からこれらシステムに到来する不要電波を抑制する規律を検討する必要もある。</p> <p>【意見】<br/>太陽光パネル発電を始めとする再生可能エネルギーはこれからの日本にとっては重要なエネルギー源であると認識しております。今後は制度整備に伴い一般家庭にも急速に普及するものと思いますが、特に住宅地域におけるラジオの受信環境を無用に悪化させることが無いように、原案で懸念されているインバーター等からの不要電波の許容値やその放射を抑制する方策を早急に検討することにより、生活空間における電磁環境の保全に万全を期していただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>   |
| 34 | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(3)エネルギー管理システム等から発生する不要電波等への対策 | <p>【原案】<br/>このため、エネルギー管理システム等の普及に合せて、これらシステムからの不要電波の許容値やその放射を抑制する方策等を早急に検討する必要がある。他方、各種電子機器等からこれらシステムに到来する不要電波を抑制する規律を検討する必要もある。また、関連する国際標準化活動の推進や、漏洩電波を低減するための研究開発の推進等について検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>これからの社会基盤となるエネルギー管理システムの開発において、その利便性のみを追求するのではなく、電波利用環境も含め、周囲環境との調和を保ちつつ発展させていくことが大切と考えます。その観点において、漏洩電波を低減するための研究開発は不可欠であり、原案に賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>  |
| 35 | 17 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(3)エネルギー管理システム等から発生する不要電波等への対策 | <p>【原案】<br/>このため、エネルギー管理システム等の普及に合せて、これらシステムからの不要電波の許容値やその放射を抑制する方策等を早急に検討する必要がある。他方、各種電子機器等からこれらシステムに到来する不要電波を抑制する規律を検討する必要がある。また、関連する国際標準化活動の推進や、漏洩電波を低減するための研究開発の推進等について検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>家電製品における懸念と同様、エネルギー管理システムからの不要電波の放射も、今後の普及とともに大きな問題となることが予想されます。家電製品と同様、不要電波の放射を抑制する規律は必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>  |
| 36 |    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(3)エネルギー管理システム等から発生する不要電波等への対策 | <p>インバータ内蔵機器・LED照明・LED内蔵機器等は、今後益々普及が進むものと考えております。これらの製品から発生する不要電波については、AM放送より更に周波数の高いVHF帯においても干渉等の事象が確認されており、電波利用環境保持のため、不要電波抑制は重要な課題と考えております。</p> <p>また、これらの製品は、設置後も長期間に渡る利用が想定され、大量に流通する前の段階で対策することが重要となることから、対象範囲や不要電波の許容値を適切なものとする検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジャパン・モバイルキャストィング】</p>   |
| 37 | 18 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 2. 高周波利用設備の普及促進                                     | <p>【原案】<br/>ワイヤレス給電システムは、グローバルな展開を想定した国際協調が必要不可欠である。特に、電気自動車等への適用においては、国際的に整合の取れた周波数の確保や技術基準、電波防護指針、測定方法等の早期策定が求められている。このため、ブロードバンドワイヤレスフォーラムをはじめとした関係団体、関係府省が連携協力し、早急にロードマップを策定する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>ロードマップ策定の必要性をご指摘いただき有難うございます。自動車技術会では、2011年度に、今後10年の活動の指針とすべき将来ビジョンを策定し、公表しています。その中で、当ワイヤレス給電技術部門委員会として委員各位の知見を結集し、2030年頃までを視野に入れたロードマップを公表していますので、今後の検討の参考としていただければ幸いです。<br/><a href="http://www.jsae.or.jp/~dat1/vision/pdf/42-1.pdf">http://www.jsae.or.jp/~dat1/vision/pdf/42-1.pdf</a><br/>その中では、自家用車EV/PHEVへのワイヤレス給電にとどまらず、都市間走行（高速道路）におけるいわゆる走行中給電、将来の普及が期待されるパーソナルモビリティEV給電の実用化・普及、さらには国際標準化の見通し等も視野に入れて策定しました。<br/>当委員会はワイヤレスブロードバンドフォーラムと緊密に連携していますので、わが国における研究・開発を促進するという視点で協力して参ります。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人自動車技術会】</p> |
| 38 | 19 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 2. 高周波利用設備の普及促進                                     | <p>【原案】<br/>併せて、電気自動車等への給電のような比較的高出力の高周波利用設備については、漏洩電波を低減するための研究開発や技術実証及び海外展開の支援策についても検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>上記記述に加え以下のような追記をご検討いただければ幸いです。<br/>「比較的高出力の高周波利用設備については、漏洩電波を低減するための研究開発や技術実証ならびに、とりわけ100kHz程度以下の周波数領域における、人体に対する電波防護の評価ならびに測定法の研究・開発、及び海外展開の支援策についても検討する必要がある。<br/>この原案の箇所は的確な支援策の必要性の指摘であると考えます。原案に加えて、人体に対する電波防護すなわち人体への安心・安全の担保に関しては、EV・PHEVでの利用の可能性が考えられる100kHz以下の周波数での知見、とりわけ測定法とその評価に関する研究・実証評価は国際的に見ても未だ乏しく、その側面での研究開発・技術実証への支援もぜひ検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人自動車技術会】</p>   |

|    |    |                        |                 |   |
|----|----|------------------------|-----------------|---|
| 39 | 10 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 2. 高周波利用設備の普及促進 | <p>【意見】</p> <p>(全体意見)<br/>ブロードバンドワイヤレスフォーラムとして提出させていただいたワイヤレス電力伝送技術の早期実用化のための要望・意見を反映していただき、誠にありがとうございます。中間とりまとめ(案)の中に記載のある「グローバルな展開を想定した国際協調」、「国際的に整合の取れた周波数の確保や技術基準、電波防護指針、測定方法等の早期策定」、そのための「ロードマップの策定」などに関して、ブロードバンドワイヤレスフォーラムとして積極的にご協力させていただく所存です。また、「現在の規律の在り方についての検討」、「現行の規律の見直し」などについても、ワイヤレス電力伝送技術の早期実用化、利用促進のためにご協力させていただきます。</p> <p>(早期実用化のための今後の予定)<br/>ブロードバンドワイヤレスフォーラムでは、2011年4月に「ワイヤレス電力伝送技術の利用に関するガイドラインVer1.0」を策定、公開し、2012年度末までに利用範囲を広げた「ワイヤレス電力伝送技術の利用に関するガイドラインVer2.0」を策定し公開する予定です。この中で、ワイヤレス電力伝送技術の利用のための技術基準、発熱など製品としての安全対策、電波防護指針への対応方法やその測定方法等などについて明確化し、制度化に向けた提案を行いたく考えています。また、今後の制度の見直しとフェーズを合わせ、2015年を目標に国内標準規格化を行う予定です。更に、国際的な周波数帯確保や国際的な標準規格化についても関連機関と連携し、並行して進める予定です。なお、実用化の促進を目的とした研究開発や実証実験のために、利用できる周波数帯の確保や規制緩和などのご検討もお願いします。</p> <p>(機器認証の方法について)<br/>ワイヤレス電力伝送機器に対する利用周波数や制度上のカテゴリや技術基準が明確化された上でのこととなりますが、機器認証のための手順・方法も普及促進のために重要になってきます。例えば、自己確認のような制度がありますと、ワイヤレス電力伝送を搭載した製品を安くかつ早期に市場投入することができると思われます。つきましては、「2. 高周波利用設備の普及促進」の中に、「ワイヤレス電力伝送を搭載した製品を安くかつ早期に市場投入するための機器認証の手順・方法についても検討する」といった点について言及していただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【ブロードバンドワイヤレスフォーラム】</p> |
| 40 | 18 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 2. 高周波利用設備の普及促進 | <p>【原案】<br/>現行では、高周波利用設備は、その漏洩する電波が無線局に混信等の影響を与える可能性があることから、電波法により原則として許可等が必要となっている。ワイヤレス給電システムの場合は、高周波出力が50Wを超える設備では個別に許可を要し、周辺の無線局との混信検討を行っているが、50W以下の設備では許可不要となっている</p> <p>その一方で、ワイヤレス給電システムは、屋内外で高密度に利用されることが想定される設備であることから、今後、国内外の動向を踏まえ策定する技術基準への不適合機器が大量に流通するリスクを低減し、適切な電波利用環境を維持する観点から、現行の規律を見直す必要もある。</p> <p>【意見】<br/>本事項について、基本的に賛同します。<br/>ただし、ワイヤレス給電システムが一般家庭へ普及すると、ケーブルテレビが通信サービスとして利用している上り信号帯域5～55MHzへの混信が懸念されることから、規律の見直しを行う際にはケーブルテレビへの混信についても検証すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>   |
| 41 | 14 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 2. 高周波利用設備の普及促進 | <p>【意見】<br/>弊社では、プラグインハイブリッド車(PHV)及び電気自動車(EV)の普及を促進するために、自動車向けワイヤレス給電システムの実現に向けた非接触給電技術の研究開発を進めております。<br/>今回の中間とりまとめ(案)には、グローバルな展開も想定した国際的に整合の取れた周波数の確保や技術基準、電波防護指針の早期策定に向けたロードマップの策定や、一般家庭等への普及促進を見据えた規律の在り方、海外展開の支援策等の検討の必要性について記述されており、当該分野における技術開発、制度整備、グローバル展開等の進展が加速される事が期待でき、我々民間の取組みにも弾みがつくものと考えます。<br/>今後、総務省殿をはじめとする関係行政の積極的な推進をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【トヨタ自動車株式会社】</p>   |
| 42 | 18 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 2. 高周波利用設備の普及促進 | <p>ワイヤレス給電システム導入の現行規則の見直しと技術実証および海外展開支援のための検討に賛同いたします。<br/>今後、周波数割当を必要とする多くの実証試験が必要となると思われますが、今日の規則や電波使用条件のもとでの弾力的な実験周波数割当や試験運用許可の検討をあわせてお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン株式会社】</p>  |
| 43 | 18 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 2. 高周波利用設備の普及促進 | <p>【意見1】高周波利用設備の技術基準、測定方法などの明確化について<br/>電気自動車用ワイヤレス給電システムについての技術基準、測定方法などの明確化が課題となっています。これら課題については、ブロードバンドワイヤレスフォーラムなどの活動を通じて、ワイヤレス給電システムの推進業界として課題解決に向けた検討を行っております。ブロードバンドワイヤレスフォーラムなど関係業界と連携いただいて技術基準、測定方法などを策定し、速やかに運用開始していただくことを要望いたします。</p> <p>【意見2】高周波利用設備の機器の許可について<br/>現状、電気自動車用ワイヤレス給電システムを使用する場合には、個別に高周波利用設備の設置許可を申請する必要があり、普及促進の観点から手続きの簡略化が重要と考えます。早期の普及促進のための高周波利用設備の型式指定や型式確認などの具体的な制度改正案について言及していただきたいと思います。<br/>また、長期的には、高周波利用設備としての枠組みではなく、ワイヤレス給電システムとしての新たな制度のあり方をご検討いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【日産自動車株式会社】</p>   |
| 44 | 10 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 2. 高周波利用設備の普及促進 | <p>先回提出いたしました意見のなかでも申し上げましたように、自動車用ワイヤレス給電システムに関しましても、技術開発と並行してグローバルな普及を目指して技術開発と並行してIEC、ISO、米国SAEを中心に、2015年を目標に標準化活動が推進されています。<br/>上記状況につきましても、記述いただけませんか。<br/>【提案】<br/>第3パラグラフ“一方、技術革新の速度がますます早まり、無線LANシステム等の国際規格は、次々と新しい規格が同時並行で検討、策定されている。”の後に、以下を追記。<br/>また、自動車用ワイヤレス給電方式に関しては、技術開発と並行して、ISO/IECにて2015年までの規格化を目指して審議中である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本自動車研究所】</p>   |
| 45 | 18 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 2. 高周波利用設備の普及促進 | <p>第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し—2 グローバルな中角促進と技術基準適合性の確保—(3) 自己確認制度の適用検討 においては、無線機器への事項確認制度の適用拡大の可能性について記述されています。同様に、高周波利用設備に関しましても自己確認制度の適用拡大の可能性があると考えます。<br/>上記につきましても、記述いただけませんか。<br/>【提案】<br/>第6パラグラフに、以下の下線部を追記。<br/>ワイヤレス給電システムの一般家庭等への普及促進の観点からは、認証の在り方(自己確認制度の導入等)を含めて現在の規律の在り方について検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本自動車研究所】</p>  |

|    |    |                        |   |  |
|----|----|------------------------|---|--|
| 46 | 19 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上<br>(1)電波行政の見える化の推進 | <p>【原案】<br/>その中で、電波法第25号の定めに基づく無線局に関する情報（無線局情報検索機能）もテキストベースで提供しているが、今後、無線局の多寡を地図上にマッピングする機能の追加や、これをメッシュ表示するなど、順次機能追加を図り、更なる電波の利用状況の見える化を進める予定である。</p> <p>【意見】<br/>本年7月にマッピング機能の提供が開始されましたが、放送局（送信所）の所在地（市区町村単位）に局数を単純にマッピングしているため、実際の電波伝搬の広がりイメージできるものにはなっていません。現状のままでは、本検討会における意見交換において構成員からご指摘があったように、無用の誤解や混乱を招くのではないかと危惧いたします。今後、機能追加を図るのであれば、例えば関東広域の親局が、関東地方のかなり広いエリアをカバーしていることを理解できるような「見える化」になるよう、工夫や改善をしていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>  |
| 47 | 21 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上<br>(1)電波行政の見える化の推進 | <p>【原案】<br/>このような検討状況から、電波の利用状況調査の見直しについては、調査内容・評価手法の深化、電波の利用状況の見える化を図ることを基本としつつ、無線局免許人の負担軽減に配慮していく必要があると考える。</p> <p>【意見】<br/>電波の利用状況調査の見直しにおいて、免許人の負担軽減も配慮して検討していくことについては評価する。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>   |
| 48 | 21 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上<br>(1)電波行政の見える化の推進 | <p>（原案）<br/>このような状況から、電波の利用状況調査の見直しについては、調査内容・評価手法の深化、電波利用状況の見える化を図ることを基本としつつ、無線免許人の負担軽減に配慮していく必要がある。</p> <p>（意見）<br/>調査の見直しについて、無線免許人の負担軽減に配慮することを前提に調査内容・評価手法の深化、電波の利用状況の見える化を図ることを基本として検討がなされることは妥当と考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>   |
| 49 | 20 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上<br>(1)電波行政の見える化の推進 | <p>【原案】<br/>現状の調査及び評価は、無線局の数の調査に基づく評価が中心となっており、実体的な利用状況の把握・分析が困難である、との問題があり、パブリックコメントにおいても、「運用状況や有効利用の状況などの調査項目を詳細化すべき。」との意見があった。</p> <p>【意見】<br/>本意見に賛同します。電波有効利用を効率的に進めるためには、実際にどのように電波が利用されているのか、トラフィック量を、場所ごと時間帯ごとに実態調査し、運用状況や有効利用の状況を十分に把握することがその前提と考えます。電波は限りある資源であり、利用者の利便性を高める実効性のある施策を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>   |
| 50 | 20 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上<br>(1)電波行政の見える化の推進 | <p>【原案】<br/>「見える化」については、電波の利用状況にとどまらず、利用者が電波行政全体を理解できるような大枠で検討すべき。」「電波利用料制度を詳細に分かりやすく周知・説明するべき。」との意見もあった。</p> <p>（中略）<br/>さらに、電波の利用状況の理解には電波行政全体に関する理解が必要である。電波利用料制度を含め電波行政全体に関しては、総務省のホームページ等で公開しているが、これを今後一層分かりやすいものとするためには、どのような方策があるか、検討していく必要があると考える。</p> <p>【意見】<br/>（要旨）<br/>電波の利用状況の理解に対する方策の検討にあたっては、パンフレット等を廃止し、電子表示等を前提として検討するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクBB株式会社】</p>   |
| 51 | 20 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上<br>(1)電波行政の見える化の推進 | <p>【原案】<br/>このような検討状況を踏まえると、電波の利用状況の詳細な説明を行うとともに、現在の無線局の諸元情報の視覚的な加工による情報だけではなく、電波の実測を取り入れて可視化する電波の利用状況の見える化を進めていくことについて、検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>電波の利用状況の見える化は、限られた資源である電波の有効利用を促進していくために、非常に大きな役割を果たすと考えられることから、賛同の意を表明します。<br/>電波の見える化を空間的、時間的に実現することで、より具体的に周波数の利用状況を把握することが可能となります。これによって、空間と時間の組み合わせによる電波活用の拡大が可能となり、新たな電波利用システムの導入による新サービスの創出等につながることも期待されます。<br/>また、昨今の移動通信システムや公衆無線LAN等の急速な普及による電波の干渉・輻輳等は、電波の安定的な利用にとって大きな課題となっております。電波の見える化は、このような課題の解決に大きく貢献することが期待されることから、その実現に向けた検討を早期に推し進めることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTコミュニケーションズ株式会社】</p> |
| 52 |    | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上<br>(1)電波行政の見える化の推進 | <p>「電波の見える化」は、周波数再編加速とともに、新サービス・技術の導入、ひいてはユーザの電波有効利用を最も容易に促進させる手法と考えます。これらの節に記載されている方針に賛同します。<br/>「電波の見える化」に関し、地デジ割り当て前提のホワイトスペース活用に関する検討が進む中、地デジ割り当ては更に効率化できるのではないかと意見も多く、地デジ帯域の周波数利用効率をより一層高めていく可能性のひとつとして「電波の見える化」を積極的に検討を推進していただくことを希望します。<br/>地デジ帯域に新たなシステムを円滑に導入するため地理的な周波数データベースを構築し、公開し、ホワイトスペースの有効活用を進めるべきです。まず、ラジオマイクの安定した運用を可能にする周波数割当てに役立て、引き続き、ブロードバンドへの適用を検討することを希望します。<br/>「電波の見える化」の推進に電波利用料活用が検討されるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン株式会社】</p>  |
| 53 | 20 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上<br>(1)電波行政の見える化の推進 | <p>【原案】<br/>「見える化」については、電波の利用状況にとどまらず、利用者が電波行政全体を理解できるような大枠で検討すべき。」「電波利用料制度を詳細に分かりやすく周知・説明するべき。」との意見もあった。</p> <p>（中略）<br/>さらに、電波の利用状況の理解には電波行政全体に関する理解が必要である。電波利用料制度を含め電波行政全体に関しては、総務省のホームページ等で公開しているが、これを今後一層分かりやすいものとするためには、どのような方策があるか、検討していく必要があると考える。</p> <p>【意見】<br/>（要旨）<br/>電波の利用状況の理解に対する方策の検討にあたっては、パンフレット等を廃止し、電子表示等を前提として検討するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【WirelessCityPlanning株式会社】</p>   |

|    |    |                        |  |   |
|----|----|------------------------|--|---|
| 54 | 20 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上<br>(1)電波行政の見える化の推進    | <p>【原案】<br/>「「見える化」については、電波の利用状況にとどまらず、利用者が電波行政全体を理解できるような大枠で検討すべき。」「電波利用料制度を詳細に分かりやすく周知・説明すべき。」との意見もあった。<br/>(中略)<br/>さらに、電波の利用状況の理解には電波行政全体に関する理解が必要である。電波利用料制度を含め電波行政全体に関しては、総務省のホームページ等で公開しているが、これを今後一層分かりやすいものとするためには、どのような方策があるか、検討していく必要があると考える。</p> <p>【意見】<br/>(要旨)<br/>電波の利用状況の理解に対する方策の検討にあたっては、パンフレット等を廃止し、電子表示等を前提として検討するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ウィルコム】</p>  |
| 55 | 20 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上<br>(1)電波行政の見える化の推進    | <p>【原案】<br/>電波の利用状況の見える化を推進するに際しては、その費用対効果や利用者（無線局免許人）の個人情報、機密情報の取扱いに留意しつつ、その上で、どのような目的で、どの範囲まで、どのような形態で、「見える化」するのが適切なのかを検討していく必要がある。</p> <p>【意見】<br/>賛成いたします。なお、特に基地局位置についてはセキュリティ上の観点があるため「見える化」の際の公表の仕方については慎重に検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>  |
| 56 | 21 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上<br>(1)電波行政の見える化の推進    | <p>【原案】<br/>これらを踏まえ、総務省の既存の電波監視システムを活用して電波の実測調査を行い、そのデータを評価手法として補完的に活用すれば、・・・検討していくことが必要である。</p> <p>【意見】<br/>電波監視システムを活用した実測調査はその地点における調査としては有効であるとは考えますが、その地点において電波を受信しなかったからその帯域は空いているといったような短絡的な結論にならないように調査の手法を慎重に検討する必要があるものと考えます。また、原案にもある通りあくまでも補完的な利用とすべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>  |
| 57 | 22 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上<br>(2)無線システムの安心・安全の向上 | <p>【原案】<br/>これらの問題に対し、スマートフォン等のアプリケーションやセキュリティ対策に詳しくない利用者の視点に立ち、無線設備の新たなセキュリティ対策として、例えば、以下について検討する必要がある。<br/>(ア) スマートフォン等の不正プログラムや無線LANアクセスポイントのなりすましを防止するため、技術基準等にセキュリティ機能を定めるなどの対応策<br/>(イ) 安心・安全な無線LANプロトコル等の研究開発・標準化等の支援<br/>(ウ) 利用者への普及啓発や情報提供の充実等</p> <p>【意見】<br/>上記については、平成23年10月から翌年6月まで開催された「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会」でも議論されていたと認識します。<br/>スマートフォン利用者が自らダウンロードして利用するアプリケーションの中には、マルウェアや脆弱性を含むなどの不正なプログラムだけでなく、利用者が意図しない大量の通信を行うアプリケーション等もあり、こうしたアプリケーションは無線システムに過剰な負荷を与えるとともに、高額な通信料を発生させるなど利用者に不利益を生じることも想定されます。そのため、アプリケーションのセキュリティ機能を定め評価する仕組みなどを検討していくことが必要と考えます。<br/>無線LANアクセスポイントのなりすましについては、無線LAN利用者が無意識のうちに接続され、悪意のある第三者に通信を傍受されること等が想定されます。無線LAN事業者が提供するアクセスポイントは誰もが容易に設置することが可能であり、無線LAN事業者が設置したアクセスポイントと悪意のある第三者が設置したなりすましアクセスポイントを無線LAN利用者が見分けられる仕組みなどの検討が必要と考えます。<br/>また、無線LAN通信の秘匿性を高めるため、安心・安全な無線LANプロトコル等の研究開発・標準化等の支援に加え、SSLやVPNなどの利用促進に向けた取組も重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本データ通信協会テレコム・アイザック推進会議】</p> |
| 58 | 22 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進 | 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上<br>(2)無線システムの安心・安全の向上 | <p>【原案】<br/>これらの問題に対し、スマートフォン等のアプリケーションやセキュリティ対策に詳しくない利用者の視点に立ち、無線設備の新たなセキュリティ対策として、例えば、以下について検討する必要がある。<br/>(ア) スマートフォン等の不正プログラムや無線LANアクセスポイントのなりすましを防止するため、技術基準等にセキュリティ機能を定めるなどの対応策<br/>(イ) 安心・安全な無線LANプロトコル等の研究開発・標準化等の支援<br/>(ウ) 利用者への普及啓発や情報提供の充実等</p> <p>【意見】<br/>本意見に賛同します。スマートフォンの急速な普及により利用者の裾野が広がっており、従来の携帯電話の概念だけでは利用者情報の保護やセキュリティの維持ができなくなっています。一方、安心・安全への取り組みは、いたずらにユーザーの不安を煽ることなく、バランスのとれた体制と考え方で冷静に判断して進めていくべきと考えます。情報通信利活用のための環境整備やセキュリティ等の問題への対処に向け、グローバルな観点でのリテラシー向上に取り組むことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>   |

「第3章 電波利用料の活用の在り方」に対して提出された意見

| 番号 | 項目  |                  |   | 提出された意見   |
|----|-----|------------------|---|---|
|    | ページ | 章                | 項目  |   |
| 1  | 25  | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 1. 電波利用料の活用に当たっての基本的な考え方<br>(2)電波利用料制度を取り巻く状況 | 4K放送に対する要望<br>【原案】<br>(ウ) 新たな電波有効利用技術の研究開発や技術試験の実施により、周波数利用効率の向上を図ること(注37)など、周波数の移行・再編、電波の更なる有効利用の促進等に取り組んできたところである。<br>【意見】<br>日本の基幹デジタルテレビジョン放送は、アナログ放送からMPEG-2方式の画像音声圧縮により、高画質・高音声・多チャンネルの実現とともに、周波数有効利用にも役立った。<br>しかし、(H.265採用予定の)HVC(High Efficiency Video Coding)では、ITU勧告案のUHDTV(Ultra High Definition Television)の4K、8Kをサポートし、MPEG-2方式の4倍の圧縮能力を持つことから、国民の利便性とともに、周波数有効利用の促進になると考えられる。<br>デジタル方式による圧縮技術も国際的に技術向上していることも鑑み、有限周波数の国民への還元等をご配慮頂きたい。<br><br>【一般社団法人電子情報技術産業協会】                            |
| 2  |     | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 1. 電波利用料の活用に当たっての基本的な考え方<br>(3)電波利用料の活用検討の方向性 | 「電波の見える化」は、周波数再編加速とともに、新サービス・技術の導入、ひいてはユーザの電波有効利用を最も容易に促進させる手法と考えます。これらの節に記載されている方針に賛同します。<br>「電波の見える化」に関し、地デジ割り当て前提のホワイトスペース活用に関する検討が進む中、地デジ割り当てでは更に効率化できるのではないかとこの意見も多く、地デジ帯域の周波数利用効率をより一層高めていく可能性のひとつとして「電波の見える化」を積極的に検討を推進していただくことを希望します。<br>地デジ帯域に新たなシステムを円滑に導入するため地理的な周波数データベースを構築し、公開し、ホワイトスペースの有効活用を進めるべきです。まず、ラジオマイクの安定した運用を可能にする周波数割当てに役立て、引き続き、ブロードバンドへの適用を検討することを希望します。<br>「電波の見える化」の推進に電波利用料活用が検討されるべきです。<br><br>【クアルコムジャパン株式会社】   |
| 3  | 26  | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 1. 電波利用料の活用に当たっての基本的な考え方<br>(3)電波利用料の活用検討の方向性 | 【原案】<br>これまで述べてきたように、電波は、災害時における重要な通信手段として活用されるなど、国民生活において、公共性が高く、欠くことのできない社会インフラとなっている。<br>【意見】<br>放送は、災害時に国民へのライフラインとしての役割を果たしている。そこでその役割や重要性をより明確にするために下記の修正を要望する<br><修正案><br>これまで述べてきたように、電波は、災害時において放送による情報伝達手段や重要な通信手段として活用されるなど、国民生活において、公共性が高く、欠くことのできない社会インフラとなっている。<br><br>【日本テレビ放送網株式会社】   |
| 4  | 26  | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 1. 電波利用料の活用に当たっての基本的な考え方<br>(3)電波利用料の活用検討の方向性 | 【原案】<br>電波利用料の活用方向性について検討するに当たっては、このような電波が果たす役割の重要性を考慮しつつ、同時に、電波利用料が、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するものであるという現行制度の趣旨を十分に踏まえることが必要である。<br><中略><br>なお、これらの新たな用途への電波利用料の活用について検討を行う際には、現行料額が平成25年度まで適用されること、また、無線局免許人等から追加的な負担増に関する懸念や、歳出規模の抑制に関する意見が表明されていることを踏まえ、無線局免許人に対する影響について配慮しつつ検討する必要がある。<br>【意見】<br>電波利用料の用途について、地上テレビジョン放送のデジタル化促進において効果的に機能してきた。今後も電波利用料は、電波の有効利用に資するべきものに適應する、という原点に基づいた用途とすべきであり、「現行制度の趣旨を十分にふまえることが必要である」としたことは評価する。<br><br>【日本テレビ放送網株式会社】 |
| 5  | 26  | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 1. 電波利用料の活用に当たっての基本的な考え方<br>(3)電波利用料の活用検討の方向性 | 【原案】<br>なお、これらの新たな用途への電波利用料の活用について検討を行う際には、現行料額が平成25年度まで適用されること、また、無線局免許人等から追加的な負担増に関する懸念や、歳出規模の抑制に関する意見が表明されていることを踏まえ、無線局免許人に対する影響について配慮しつつ検討する必要がある。<br>【意見】<br>原案に賛成します。特に放送用途のように公共性が高い無線局については過分の負担がないような施策の立案を希望します。<br><br>【株式会社毎日放送】  |
| 6  | 26  | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 1. 電波利用料の活用に当たっての基本的な考え方<br>(3)電波利用料の活用検討の方向性 | 【意見】<br>電波利用料制度は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(電波利用料共益費用)を、その受益者である無線局免許人が公平に負担する制度として導入されたものであり、その基本的な考え方は堅持すべきであると考えます。<br>新たな電波利用料の用途拡大については、既存の電波利用料が負担増とならないことを前提とし、十分な検討を行うと共に、電波利用料を負担している免許人の総意を得たうえで適用されることを希望致します。<br><br>【UQコミュニケーションズ株式会社】  |
| 7  | 26  | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 1. 電波利用料の活用に当たっての基本的な考え方<br>(3)電波利用料の活用検討の方向性 | 【原案】<br>電波利用料の活用方向性について検討するに当たっては、このような電波が果たす役割の重要性を考慮しつつ、同時に、電波利用料が、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するものであるという現行制度の趣旨を十分に踏まえることが必要である。<br>【意見】<br>電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務のための費用(いわゆる電波の共益費用)として位置づけられているものと認識しており、検討の方向性として適切なものと考えます。<br><br>【株式会社NTTドコモ】   |
| 8  | 26  | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 1. 電波利用料の活用に当たっての基本的な考え方<br>(3)電波利用料の活用検討の方向性 | 【原案】<br>具体的には、例えば、第1章で述べたように、電波の一層の有効利用を図るデジタル化等の電波有効利用技術の導入が思うように進んでいない防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進や、新たな電波有効利用技術を早期に導入するための研究開発や国際標準化等の一層の推進、また、第2章で述べたように、良好な受信環境の保護や安心・安全の向上に向けた電波利用環境の整備等に電波利用料を活用すること等を検討していくことが重要であると考えます。<br>【意見】<br>電波利用料の用途を拡大する場合には、共益費用としての位置づけに合致するものであるか否かを十分に精査し、安易に用途が拡大することのないようにすることが重要と考えます。<br><br>【株式会社NTTドコモ】   |

|    |    |                |   |   |
|----|----|----------------|---|---|
| 9  | 26 | 第3章_電波利用料の活用方法 | 1. 電波利用料の活用に関する基本的な考え方<br>(3)電波利用料の活用方法の方向性         | <p>【原案】<br/>電波利用料の活用方法について検討するに当たっては、このような電波が果たす役割の重要性を考慮しつつ、同時に、電波利用料が、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するものであるという現行制度の趣旨を十分に踏まえることが必要である。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、これらの新たな用途への電波利用料の活用について検討を行う際には、現行料額が平成25年度まで適用されること、また、無線局免許人等から追加的な負担増に関する懸念や、歳出規模の抑制に関する意見が表明されていることを踏まえ、無線局免許人に対する影響について配慮しつつ検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>・電波利用料制度は、無線局全体の受益のために行う事務の処理に必要な費用（電波利用共益費用）を、その受益者である無線局免許人が公平に負担する制度であり、その用途は、電波法第百三条の二に限定的に明記されています。「電波利用料の活用方法について検討するに当たっては、現行制度の趣旨を十分に踏まえることが必要」との指摘は適切と考えます。<br/>・なお、新たな用途を検討するにあたっては、電波利用料のなし崩し的な歳出増加につながらないような歯止め措置が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日】</p>  |
| 10 | 26 | 第3章_電波利用料の活用方法 | 1. 電波利用料の活用に関する基本的な考え方<br>(3)電波利用料の活用方法の方向性         | <p>電波利用料の新たな用途への活用を検討する場合には、「電波利用料が、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するものであるという現行制度の趣旨を踏まえることが必要である」としていることについて賛成します。また、電波利用料の用途を拡大する場合であっても、個々の用途の重要性や効果を十分に検討した上で優先度を判断し、現在の予算規模内において運用すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>   |
| 11 | 26 | 第3章_電波利用料の活用方法 | 1. 電波利用料の活用に関する基本的な考え方<br>(3)電波利用料の活用方法の方向性         | <p>【原案】<br/>電波利用料の活用方法について検討するに当たっては、このような電波が果たす役割の重要性を考慮しつつ、同時に、電波利用料が、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するものであるという現行制度の趣旨を十分に踏まえることが必要である。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、これらの新たな用途への電波利用料の活用について検討を行う際には、現行料額が平成25年度まで適用されること、また、無線局免許人等から追加的な負担増に関する懸念や、歳出規模の抑制に関する意見が表明されていることを踏まえ、無線局免許人に対する影響について配慮しつつ検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>当社は今年4月に行われた「電波の有効利用の促進に向けた検討課題」の意見募集に際して、電波利用料を電波の共益費用と位置づけ、法律で用途を限定列挙し、歳出に応じて歳入を徴収する現行制度は理にかなったものであり、今後の電波利用料の運用は、査定を厳格に行って歳出総額を抑制的にすべきであるという意見を提出しています。<br/>上記の原案は、検討の方向性という基本的な部分において、現行制度の優れた点を評価し、無駄な歳出を防ぐことの必要性を示したもので、適切と考えます。<br/>従って、2. 具体的な活用分野の個別事案の検討においても、この方向性が堅持されるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>   |
| 12 | 26 | 第3章_電波利用料の活用方法 | 1. 電波利用料の活用に関する基本的な考え方<br>(3)電波利用料の活用方法の方向性         | <p>【原案】<br/>電波利用料の活用方法について検討するに当たっては、・・・(略) 現行制度の趣旨を十分に踏まえることが必要である。</p> <p>【意見】<br/>本段落の趣旨に基づき、後段に示されている用途拡大のみを検討するのではなく、使用実績を踏まえ、1つ1つ現在の用途を「電波利用共益費用」の趣旨に則しているかどうか本検討会にて確認いただくことが必要であると考えます。従って、「十分に踏まえることが必要である」を「十分に踏まえ、現行の用途を洗いなおした上で方向性を検討することが必要である」と修正いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>  |
| 13 | 27 | 第3章_電波利用料の活用方法 | 2. 具体的な活用分野<br>(1)防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <p>(原案)<br/>このため、電波のより一層の有効利用を図る観点から、電波利用を活用することにより、防災、安心・安全等の自営系・公共系の無線システムの整備・デジタル化の加速を図ることについて、検討を行なう必要がある。</p> <p>(意見)<br/>国民の防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進にあたっては、電波利用料を活用する場合、無線局全体の受益につながる施策であることを要件とすべきとしたことは適切な判断であります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>  |
| 14 | 27 | 第3章_電波利用料の活用方法 | 2. 具体的な活用分野<br>(1)防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <p>【下線部追加】<br/>② 電波利用料の活用の方具体的には、例えば、<u>防災行政無線や消防救急無線のほか、デジタル化により使用帯域の狭帯域化を行うタクシー無線のデジタルナロー化など、アナログ方式の無線システムをデジタル化することで周波数の利用効率等を向上させ電波の有効利用を推進する場合や、・・・</u><br/>一層の有効利用に資する技術の導入を加速化させる場合等を、<u>デジタル設備導入に伴う設備費用に対し、無利子融資等の支援促進策を検討するなどの電波利用料を活用する際の要件とすることについて、検討することが必要と考える。</u></p> <p>【意見】<br/>タクシー無線のデジタル化は、情報伝送の高速化（ブロードバンド化）であるとともに、周波数の狭帯域化であるナロー化を行い電波の有効利用を促進することから、本中間とりまとめ（案）にある「デジタル化することで周波数の利用効率等を向上させ電波の有効利用を推進する場合」にあたるものであることから、「電波利用料を活用する際の要件として検討する」対象であると考えられる。</p> <p>【補足】<br/>タクシー無線のデジタルナロー化は、タクシー無線用周波数の逼迫解消と電波の有効利用の促進の観点から、総務省の政策により平成15年度から実施しているが、デジタル化によるデータ伝送容量の向上で効率的なデータ配車を行う所有移動局数の多い大手タクシー事業者を中心にデジタル化が行われ、所有移動局数の少ない小規模事業者のデジタル化が進まない状況にあります。タクシー事業者の経営環境は厳しく、平成10年から「中小企業信用保険法」による構造不況業種に何度も指定された零細事業者であり、データ配車等の高効率化をあまり必要としない小規模事業者についても、電波の有効利用を促進するデジタルナロー化を求められている状況である。<br/>これらの事業者のデジタルナロー化が進まない原因は、こうした経済環境とデジタル導入に多額な費用負担が必要であることです。<br/>また零細事業者であることで、民間からの資金融資も受けられない状況にあります。<br/>タクシー無線事業者は、電波の有限性と有効利用促進策を十分に理解し、このデジタルナロー化を進めなければならない覚悟ですので、電波の有効利用促進のデジタル導入を阻害している費用負担に対し、無利子融資等の公的支援策の検討を強くお願いするものです。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国自動車無線連合会】</p> |

|    |    |                  |  |   |
|----|----|------------------|--|---|
| 15 | 27 | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(1) 防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <p>【原案】<br/>このため、電波のより一層の有効利用を図る観点から、電波利用料を活用することにより、防災、安心・安全等の自営系・公共系の無線システムの整備・デジタル化の加速化を図ることについて、検討を行う必要がある。<br/>その際、電波利用料の活用により支援を行う対象範囲については、1. (3)で述べたように、電波利用料制度の趣旨に基づき無線局全体の受益につながる施策であることを要件とすべきであり、その趣旨を踏まえるとともに、当該無線システムの効率的な整備の在り方を考慮しつつ、対象となる無線設備等の要件の設定についても併せて検討する必要がある。<br/>具体的には、例えば、アナログ方式の無線システムをデジタル化することで周波数の利用効率等を向上させ電波の有効利用を推進する場合や、周波数を移行・集約することにより、将来的に他の用途に新たに利用できる帯域の確保に資する場合、研究開発等により開発された電波のより一層の有効利用に資する技術の導入を加速化させる場合等を、電波利用料を活用する際の要件とすることについて、検討することが必要と考える。</p> <p>【意見】<br/>民放連は本年4月に実施された「電波の有効利用の促進に関する検討課題」の意見募集において、本件に対し、当該無線局の設置が無線局全体の受益に直接つながるものであるかどうか、個別に検討すべきとの意見を述べております<br/>その趣旨に沿って、無線局全体の受益につながる施策であることを要件とする方針が示されたことは適切だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>                 |
| 16 | 27 | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(1) 防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <p>【原案】<br/>電波利用料を活用することにより、防災、安心・安全等の自営系・公共系の無線システムの整備・デジタル化の加速化を図ることについて、検討を行う必要がある。</p> <p>【意見】<br/>電波利用料は、費用を負担している無線局免許人全体の受益を目的として運用されるべきであり、使途については電波利用の多様化・高度化等の状況変化に適切に対応しつつ、その公共性・有効性などを厳正に審査・判断することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>  |
| 17 | 27 | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(1) 防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <p>【原案】<br/>このため、電波のより一層の有効利用を図る観点から、電波利用料を活用することにより、防災、安心・安全等の自営系・公共系の無線システムの整備・デジタル化の加速化を図ることについて、検討を行う必要がある。<br/>その際、電波利用料の活用により支援を行う対象範囲については、1. (3)で述べたように、電波利用料制度の趣旨に基づき無線局全体の受益につながる施策であることを要件とすべきであり、その趣旨を踏まえるとともに、当該無線システムの効率的な整備の在り方を考慮しつつ、対象となる無線設備等の要件の設定についても併せて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>東日本大震災等により、社会インフラとしての無線システムの重要性・有効性が再認識されたことに鑑みると、電波利用料の活用により、防災、安心・安全等の自営系・公共系の無線システムの整備等の加速化を図ることについて、検討を行うという原案に賛同致します。<br/>また、電波利用料の活用により支援を行う対象範囲について、「無線局全体の受益につながる施策であることを要件とすべき」ことにも賛同致しますが、特に、民間事業者の採算が成り立ちにくい無線システムのインフラ整備（例えば、震災等の災害時に、地上のネットワークが断絶した際に、自動的に衛星経由での通信に切り替わる、地上・衛星共用携帯電話システムの整備等）の推進に電波利用料を活用いただくことは、公共の福祉の向上にとって大変有益であると考えており、今後の検討に際しては、その点についてもご考慮いただくことを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p> |
| 18 | 26 | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(1) 防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <p>【原案】<br/>平成23年3月に発生した東日本大震災や、同年9月に発生した台風12号等の災害時においては、通信インフラの被災により通信途絶等の状態が生じた一方、防災行政無線や衛星携帯電話等の無線通信技術の活用により住民への情報伝達や自治体・防災機関における通信が確保された面も多く、大規模災害時における無線システムの重要性が再認識された。</p> <p>【意見】<br/>東日本大震災等の災害時において、無線システムの重要性が再認識されたことは間違いのない事実であり、放送もその役割の重要性を再認識されたところですが、特に一時に多数の人々に情報を伝達できる放送の有用性は大きく、放送の効率的な情報伝達力は災害時において携帯電話などの無線通信トラヒックの飽和抑止に有効に役立つものと考えられます。<br/>都市部の公道下の公共地下街での地上デジタルテレビジョン放送の再放送にはすでに電波遮へい対策事業として、電波利用料を活用した施設整備が行われているところですが、地下鉄道の駅、隋道内や民有地下商店街など、未整備の箇所も多く存在します。安心・安全の観点からこれら放送系の基盤整備にも方向性をひろげるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>   |
| 19 | 27 | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(1) 防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <p>【原案】<br/>このため、電波のより一層の有効利用を図る観点から、電波利用料を活用することにより、防災、安心・安全等の自営系・公共系の無線システムの整備・デジタル化の加速化を図ることについて、検討を行う必要がある。</p> <p>【意見】<br/>本意見に賛同します。近い将来大きな地震が発生することはほぼ確実であると一般に言われており、震災や災害に対する対策、m、は喫緊の課題となっています。電波を利用した無線システム等の設備、インフラ等の増強を行い、震災や災害への対策を確実にすることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>  |
| 20 | 26 | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(1) 防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <p>ここにはインフラの整備と性能向上に主眼がおかれ、記述されていますが、もっと多角的な見地から防災・安心およびそれに用いる電波利用料活用の方法を検討すべきと思います。例えば D2D (Device-to-Device: 端末間通信) システムの導入検討です。さる6月、3GPP TSG-RAN WORKSHOPにおいて、US. Dept of Commerceが” Public Safety Requirements for Long Term Evolution REL-12” と題する発表の中で、D2D通信システムの必要性に言及しています。国内でもインフラ通信途絶の状態での通信手法として検討開始されるとともに、アナログのデジタル化だけでなく、新たな通信機能の評価と普及などに役立てるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン株式会社】</p>  |

|    |    |                  |  |   |
|----|----|------------------|--|---|
| 21 | 27 | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(1) 防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <p>【原案】<br/>         防災、安心・安全分野における無線システムの重要性が再認識され、その整備、高度化が喫緊の課題となっている中、従来のアナログ方式による周波数利用にとどまっているなど、周波数が必ずしも効率的、効果的に利用されていない帯域が存在する状況については、電波有効利用を推進する観点からも早急に対処する必要がある。<br/>         このため、電波のより一層の有効利用を図る観点から、電波利用料を活用することにより、防災、安心・安全等の自営系・公共系の無線システムの整備・デジタル化の加速化を図ることについて、検討を行う必要がある。<br/>         その際、電波利用料の活用により支援を行う対象範囲については、1. (3)で述べたように、電波利用料制度の趣旨に基づき無線局全体の受益につながる施策であることを要件とすべきであり、その趣旨を踏まえるとともに、当該無線システムの効率的な整備の在り方を考慮しつつ、対象となる無線設備等の要件の設定についても併せて検討する必要がある。<br/>         具体的には、例えば、アナログ方式の無線システムをデジタル化することで周波数の利用効率等を向上させ電波の有効利用を推進する場合や、周波数を移行・集約することにより、将来的に他の用途に新たに利用できる帯域の確保に資する場合、研究開発等により開発された電波のより一層の有効利用に資する技術の導入を加速化させる場合等を、電波利用料を活用する際の要件とすることについて、検討することが必要と考える。</p> <p>【意見その1】<br/>         (要旨)<br/>         国の無線局に関わる電波利用料は、第169回国会における電波利用料見直し決議に基づき、全額免除及び半額免除をなくすべきである。</p> <p>【意見その2】<br/>         (要旨)<br/>         国及び地方公共団体のデジタル化への移行は、最長5年の期限を設け、実施するべきである。また、その費用は電波利用料から充当するべきではない。</p> <p>【意見その3】<br/>         (要旨)<br/>         VHF-High帯等の移動無線システムは、電気通信事業者の参入を可能とするべきである。また、最新の技術システムをこの帯域で利用できるよう技術基準の追加等の処置を柔軟にするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクBB株式会社】</p> |
| 22 | 27 | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(1) 防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <p>【原案】<br/>         防災、安心・安全分野における無線システムの重要性が再認識され、その整備、高度化が喫緊の課題となっている中、従来のアナログ方式による周波数利用にとどまっているなど、周波数が必ずしも効率的、効果的に利用されていない帯域が存在する状況については、電波有効利用を推進する観点からも早急に対処する必要がある。<br/>         このため、電波のより一層の有効利用を図る観点から、電波利用料を活用することにより、防災、安心・安全等の自営系・公共系の無線システムの整備・デジタル化の加速化を図ることについて、検討を行う必要がある。<br/>         その際、電波利用料の活用により支援を行う対象範囲については、1. (3)で述べたように、電波利用料制度の趣旨に基づき無線局全体の受益につながる施策であることを要件とすべきであり、その趣旨を踏まえるとともに、当該無線システムの効率的な整備の在り方を考慮しつつ、対象となる無線設備等の要件の設定についても併せて検討する必要がある。<br/>         具体的には、例えば、アナログ方式の無線システムをデジタル化することで周波数の利用効率等を向上させ電波の有効利用を推進する場合や、周波数を移行・集約することにより、将来的に他の用途に新たに利用できる帯域の確保に資する場合、研究開発等により開発された電波のより一層の有効利用に資する技術の導入を加速化させる場合等を、電波利用料を活用する際の要件とすることについて、検討することが必要と考える。</p> <p>【意見その1】<br/>         (要旨)<br/>         国の無線局に関わる電波利用料は、第169回国会における電波利用料見直し決議に基づき、全額免除及び半額免除をなくすべきである。</p> <p>【意見その2】<br/>         (要旨)<br/>         国及び地方公共団体のデジタル化への移行は、最長5年の期限を設け、実施するべきである。また、その費用は電波利用料から充当するべきではない。</p> <p>【意見その3】<br/>         (要旨)<br/>         VHF-High帯等の移動無線システムは、電気通信事業者の参入を可能とするべきである。また、最新の技術システムをこの帯域で利用できるよう技術基準の追加等の処置を柔軟にするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【WirelessCityPlanning株式会社】</p>                   |
| 23 | 27 | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(1) 防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <p>【原案】<br/>         防災、安心・安全分野における無線システムの重要性が再認識され、その整備、高度化が喫緊の課題となっている中、従来のアナログ方式による周波数利用にとどまっているなど、周波数が必ずしも効率的、効果的に利用されていない帯域が存在する状況については、電波有効利用を推進する観点からも早急に対処する必要がある。<br/>         このため、電波のより一層の有効利用を図る観点から、電波利用料を活用することにより、防災、安心・安全等の自営系・公共系の無線システムの整備・デジタル化の加速化を図ることについて、検討を行う必要がある。<br/>         その際、電波利用料の活用により支援を行う対象範囲については、1. (3)で述べたように、電波利用料制度の趣旨に基づき無線局全体の受益につながる施策であることを要件とすべきであり、その趣旨を踏まえるとともに、当該無線システムの効率的な整備の在り方を考慮しつつ、対象となる無線設備等の要件の設定についても併せて検討する必要がある。<br/>         具体的には、例えば、アナログ方式の無線システムをデジタル化することで周波数の利用効率等を向上させ電波の有効利用を推進する場合や、周波数を移行・集約することにより、将来的に他の用途に新たに利用できる帯域の確保に資する場合、研究開発等により開発された電波のより一層の有効利用に資する技術の導入を加速化させる場合等を、電波利用料を活用する際の要件とすることについて、検討することが必要と考える。</p> <p>【意見その1】<br/>         (要旨)<br/>         国の無線局に関わる電波利用料は、第169回国会における電波利用料見直し決議に基づき、全額免除及び半額免除をなくすべきである。</p> <p>【意見その2】<br/>         (要旨)<br/>         国及び地方公共団体のデジタル化への移行は、最長5年の期限を設け、実施するべきである。また、その費用は電波利用料から充当するべきではない。</p> <p>【意見その3】<br/>         (要旨)<br/>         VHF-High帯等の移動無線システムは、電気通信事業者の参入を可能とするべきである。また、最新の技術システムをこの帯域で利用できるよう技術基準の追加等の処置を柔軟にするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ウィルコム】</p>                                  |
| 24 | 27 | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(1) 防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <p>【原案】<br/>         電波のより一層の有効利用を図る観点から、電波利用料を活用することにより、防災、安心・安全等の自営系・公共系の無線システムの整備・デジタル化の加速化を図ることについて、検討を行う必要がある。<br/>         その際、電波利用料の活用により支援を行う対象範囲については、1. (3)で述べたように、電波利用料制度の趣旨に基づき無線局全体の受益につながる施策であることを要件とすべきであり、その趣旨を踏まえるとともに、当該無線システムの効率的な整備の在り方を考慮しつつ、対象となる無線設備等の要件の設定についても併せて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>         ・電波利用料を活用し、支援を行う対象について、無線局全体の受益につながる施策であることを要件とする方針が示されたことは適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日】</p>   |

|    |       |                  |   |  |
|----|-------|------------------|---|--|
| 25 | 27    | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(1)防災、安心・安全等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進 | <p>【原案】<br/>このため、電波のより一層の有効活用を図る観点から、電波利用料を活用することにより、防災、安心・安全等の自営系・公共系の無線システムの整備・デジタル化の加速化を図ることについて、検討を行う必要がある。</p> <p>【意見】<br/>従来の電波利用料の「電波利用共益費用」としての利用範囲を逸脱するものであり、検討を行うことに反対いたします。電波利用料の用途拡大は行わず、将来は引き下げるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>   |
| 26 | 28    | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(2)研究開発、国際標準化、国際展開の一層の促進             | <p>【原案】<br/>現行で「おおむね5年以内に開発すべき技術」とされている範囲に必ずしも単純に合致しないような基礎的な研究課題であっても、出口として将来的に電波資源の拡大に資すること等を要件として、電波利用料を活用することについて検討を行う必要がある。</p> <p>【意見】<br/>電波利用料を活用して、スーパーハイビジョンのような放送システムの高度化等にも不可欠な電波資源の拡大に向けた基礎的な研究を支援することは、無線局免許人全体の受益拡大に資するものであり、必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>  |
| 27 | 28    | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(2)研究開発、国際標準化、国際展開の一層の促進             | <p>【原案】<br/>また、我が国が開発した地上デジタルテレビジョン放送技術の標準化や海外展開への取組等の経験を踏まえ、国際標準化活動への継続的な専門家の派遣や国際会議の議長職等を確保するなど標準化活動を我が国主導で進めるための体制の強化、各種国際会議等を活用した電波政策に関する継続的な情報収集等の強化、国際展開を念頭に置いた海外における実証試験の推進等に関して一層活発に取り組んでいくことについて、電波利用料を活用すべきとの指摘がなされている。</p> <p>【意見】<br/>各種国際会議等については規制当局担当の固定化も重要な課題です。諸外国の担当が長期なものに対し、我が国では数年で交代が行われるのが現状です。長年のコミュニケーションがあつてこそ、初めて我が国主導とすることが可能となりますので、見直す必要があります。また、国際会議派遣費用等については柔軟な対応を要望します（例：一定の条件で旅費補助等）。また、必ずしも我が国が開発した規格が、そのまま標準化されることにならない場合もあるため、国内メーカーの国際競争力の強化施策も検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>  |
| 28 | 29    | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(2)研究開発、国際標準化、国際展開の一層の促進             | <p>【原案】<br/>したがって、無線局免許人の受益の一層の拡大を図っていく観点から、研究開発の実施や、技術基準策定に向けた技術試験等の実施に当たっては、その成果の普及の加速化を図るため、例えば、テストベッド等による実証試験を有効活用するとともに、国際標準化、国際展開に向けた取組に一層の配慮を図っていくことについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>本意見に賛同します。日本の技術を活かし、国際競争力のある産業を育成するためにも、標準化戦略の強化や5年以上の中長期的計画をもった研究開発への投資が必須と考えます。より具体的には例えば、以下のことが挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国際競争力のある産業を育成する標準化戦略の強化</li> <li>②新ワイヤレスシステム開発に関する国家プロジェクトの推進</li> <li>③中長期的視野をもって進めていく必要がある研究開発とその普及拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期・継続的に無線トラヒックを収容していくための研究開発</li> <li>-無線トラヒックを効率的に分散する技術の研究開発</li> <li>-利用周波数を拡大するための研究開発</li> <li>・電波利用の安全・安心を確保するための研究開発</li> <li>-電波の人体への安全性を確保するための研究開発</li> <li>-安心して利用できるためのセキュリティ技術の研究開発</li> </ul> </li> </ul> <p>次世代の無線通信システムを、標準化を含め中長期的視野をもって開発していくことは、世界をリードし、日本の国際競争力の向上と産業活性化に大きく貢献するものと考えます。また、開発だけでなく、開発後の無線システムの普及拡大や、国民生活の改善・向上に大きく貢献する公益性等の条件を持つ無線システムの普及に対しても、電波利用料が活用されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p> |
| 29 | 28    | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(2)研究開発、国際標準化、国際展開の一層の促進             | <p>【意見】<br/>電波利用料の活用の方向性として、今回の中間とりまとめ(案)において、我が国産業の国際競争力強化の観点からも、基礎研究から実用化、国際展開までの各段階での取り組みの強化、加速化を図る為、将来的な電波資源の拡大に資する事を要件として、基礎研究課題への電波利用料の活用が必要が記述されており、官民での研究開発が加速されることが期待されます。但し、利用料活用の判断の際には、国と民間との役割分担や利用料充当の適否等を国民に明確に示し、理解を得た上で活用していく事が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【トヨタ自動車株式会社】</p>   |
| 30 | 28,29 | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(2)研究開発、国際標準化、国際展開の一層の促進             | <p>【原案】<br/>このような観点から、現行で「概ね5年以内に開発すべき技術」とされている範囲に必ずしも単純に合致しないような基礎的な研究課題であっても、出口として将来的に電波資源の拡大に資すること等を要件として、電波利用料を活用することについて検討を行う必要がある。</p> <p>【意見】<br/>従来の電波利用料の「電波利用共益費用」としての利用範囲を逸脱するものであり、検討を行うことに反対いたします。電波利用料の用途拡大は行わず、将来は引き下げるべきであると考えます。</p> <p>【原案】<br/>例えば、テストベッド等による実証実験を有効活用するとともに、国際標準化、国際展開に向けた取組に一層の配慮を図っていくことについて検討を行う必要がある。</p> <p>【意見】<br/>テストベッド等による実証実験については、従来の電波利用料の「電波利用共益費用」としての利用範囲を逸脱するものと考えられ、検討を行うことに反対いたします。電波利用料の用途拡大は行わず、将来は引き下げるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>   |
| 31 | 29    | 第3章_電波利用料の活用の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(3)電波利用環境の整備の促進等                     | <p>【原案】<br/>スマートフォンや家電製品に組み込まれた無線設備など、国民生活に無線システムが急速に普及していることに適切に対応するためには、無線システムの安心・安全な利用環境の確保、使い勝手の向上の観点にも配慮しつつ、国民のリテラシーの一層の向上や周知・広報に取り組んでいくことが必要である。これにより、全体として電波のより一層の適正な利用が確保されることになると考える。</p> <p>【意見】<br/>本意見に賛同します。電波利用料がこれまでもリテラシー向上に利用されてきたことは理解していますが、情報通信の急速な進展やスマートフォンの急速な普及により従来の携帯電話では考えられなかった課題が顕在化しており、それらへの対応を早急に行う必要があります。個人情報やセキュリティの問題に対してさまざまな技術的解決策が提示されていますが、機器を利用するのは人間であり最終的には利用者の考え方が反映されることから、利用者のリテラシー向上を「できるだけ早く進める」ために、情報リテラシー教育に対しても電波利用料が活用されることを希望します。たとえば、リテラシー教育に関する全国的なキャンペーン展開やスマートフォンの使用方法等の問合せに定常的に対応する場の設置（例：地デジ普及推進の際に取り組んだような取り組み）、その他、官民連携によるキャンペーン事業や各種学校での普及教育活動などが有効と考えます。青少年の安心安全な利活用、一般利用者（特に高齢者を含む情報弱者）の安心安全な利活用を図ることで、情報通信の活用が促進され、活力ある社会が実現されることを望むものです。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】</p>  |

|    |       |                      |  |  |
|----|-------|----------------------|--|--|
| 32 | 29    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 2. 具体的な活用分野<br>(3)電波利用環境の整備の促進等            | 【原案】<br>このため、国民にとって安心・安全で、使い勝手の良い電波利用の確保の観点から、電波利用に関する更なるリテラシー向上や周知・広報を図ると同時に、電波の有効利用の観点から電波の適正な利用環境の確保により強力に取り組んでいくことが求められている。<br>【意見】<br>賛同します。特にスマートフォン等の台頭により利用者の電波利用環境が急速に変化している中、適切な電波利用に関するリテラシー向上や周知・広報を図ることが重要と考えます。その一方で人々が意識せず電波を利用する機会が増える中、技術や制度の観点からも電波の適正な利用環境の確保が求められると考えます。<br><br>【一般財団法人日本データ通信協会テレコム・アイザック推進会議】  |
| 33 | 30    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(1)支出効率化に向けた方策    | 【原案】<br>パブリックコメントやヒアリング、これまでの本検討会の議論においては、「電波利用料を負担する無線局免許人等からの意見聴取や評価の仕組みについて検討すべきではないか。」「これまでの支出がどのように効率的に利用されたかのレビューが必要ではないか。」「既存用途について、支出の実績を踏まえ必要性を見直す必要があるのではないか。」「用途の検討に当たっては、料額の引き下げの可能性を排除せずに検討すべき。」等の指摘がなされており、これらの意見を踏まえつつ、電波利用料の更なる支出効率化を図るための具体的な取組について、引き続き検討する必要がある。<br>【意見】<br>電波利用料の更なる支出効率化は、経営の観点から免許人の負担軽減につながるとともに、中長期的には利用者利益の向上につながると考えることから、原案に賛同致します。<br><br>【スカパーJSAT株式会社】   |
| 34 | 30,31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(1)支出効率化に向けた方策    | 電波利用料の無制限な用途の拡大はいたずらな料額の高騰につながり、電波の有効利用促進や新たなサービスの導入を阻害する要因となることが懸念されます。そのため電波利用料については、電波利用共益費として受益者負担の原則を変えず、用途・運用の透明性確保を実施することが適当であると考えます。<br>また、更なる透明性確保の観点から、無駄な支出の排除等、料額の低減の可能性を排除しない見直しが必要であると考えます。<br><br>【株式会社ジャパン・モバイルキャストイング】  |
| 35 | 30    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(1)支出効率化に向けた方策    | 【原案】<br>電波利用料の更なる支出効率化を図るための具体的な取組について、引き続き検討する必要がある。<br>【意見】<br>法律で用途を限定列挙した上で、歳出に応じて歳入を徴収するという現行の電波利用料制度の理念を踏まえ、支出の効率化と抑制が推し進められるよう要望します。<br><br>【読売テレビ放送株式会社】   |
| 36 | 30    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(1)支出効率化に向けた方策    | 【原案】<br>パブリックコメントやヒアリング、これまでの本検討会の議論においては、・・・、これらの意見を踏まえつつ電波利用料の更なる支出効率化を図るための具体的な取組について、引き続き検討する必要がある。<br>【意見】<br>賛成いたします。<br><br>【イー・アクセス株式会社】   |
| 37 | 31    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | 【原案】<br>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。<br>【意見】<br>民放連は本検討会が実施した関係者ヒアリングでも述べたとおり、電波利用料の料額設定については以下のように考えております。本検討会における今後の課題整理の議論に反映していただくよう要望します。<br>① 経済的価値の反映について<br>・ 平成23年の電波法改正により、電波利用料制度は、電波の経済的価値を従来よりも反映させる形となりましたが、これを過度に進めることには賛成できません。<br>・ なぜなら、電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが肝要であり、国民の利益に適うものだからです。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。<br>・ 東日本大震災の発災にあたり、被災地の各局をはじめとする民放事業者は取材および情報収集を続け、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めました。このような放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課し、その存立基盤を危うくすることは不適切と考えます。<br>② 放送の利用料負担について<br>・ 携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末にも電波利用料が課せられています。電波利用料は携帯電話事業者だけでなく、契約料を通じて広く利用者が負担する仕組みです。携帯電話端末の普及数が膨大であるため、見かけ上、携帯電話事業者を通して納入する電波利用料の負担額が大きくなっているものと認識しています。<br>・ 一方、放送は単方向の送信が基本です。携帯電話と同様に、視聴者は受信機を購入しますが、受信機は無線局ではないため、電波利用料は徴収されていません。電波利用料は放送事業者（送信側）のみが負担する仕組みですので、負担額が少なく見えているものと認識しています。<br>・ 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法：あまねく努力義務）、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法：災害放送義務、公職選挙法：選挙放送）、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものと考えます。<br><br>【一般社団法人日本民間放送連盟】 |
| 38 | 31    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | 【原案】<br>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。<br>【意見】<br>料額については、放送の公共性を十分に考慮した上で料額を決定すべきであり、特性係数は現状を維持すべきである。<br><br>【日本テレビ放送網株式会社】   |
| 39 | 31    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | 【原案】<br>パブリックコメントやヒアリング等においては、料額設定の考え方、原則無線局ごととしている徴収単位の見直し、無線局の特性に応じて適応される負担の軽減措置（特性係数）の在り方、営利目的の電気通信事業者からの公衆無線LANシステムの利用料徴収の必要性などの料額の在り方に関する指摘がなされている。これらを踏まえ、本検討会では、次期料額の設定に向け課題を整理していく必要がある。<br>【意見】<br>電波利用料額の制度の枠組みについては、「電波利用料制度の運用の透明性確保の観点から、現行制度を維持すべき」という意見を踏まえた検討会において議論いただくことを求めます。<br>また、無線局の特性に応じて適応される負担軽減措置（特性係数）は維持されるべきであります。<br><br>【株式会社TBSテレビ】   |

|    |    |                      |  |   |
|----|----|----------------------|--|---|
| 40 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【原案】<br/>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>【意見】<br/>電波利用料の料金設定の内、放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送事業者が公共的役割を果たすために必要不可欠であり、今後も現行の特性係数と同等の措置が維持されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【TBSラジオ&amp;コミュニケーションズ】</p>  |
| 41 | 30 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【意見】<br/>今後のワイヤレスシステムにおいては、M2M等の各種機器への組み込み型の通信モジュールの普及が進むことが想定され、今後の技術革新により、より小型なモジュールが商品化されることにより、今まで以上に各種機器への実装が容易になることから、その普及規模が拡大し、対象無線局数が増大することが、十分想定されます。</p> <p>現行の電波利用料制度においては、個々の無線局単位について発生する料額については、対象無線局数の増大により、免許人における事務手続きの煩雑さも増える傾向となっております。</p> <p>今後多様化により、更なる利用の拡大が想定される無線システム（端末系）の電波利用料については、免許人の事務負担の軽減の観点から、無線局単位での課金制度を見直し、周波数帯域による電波利用料徴収への一本化等の制度改革が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>   |
| 42 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【原案】<br/>パブリックコメントやヒアリング等においては、料額の設定の考え方、原則無線局ごととしている徴収単位の見直し、無線局の特性に応じて適用される負担額の軽減措置（特性係数）の在り方、営利目的の電気通信事業者からの公衆無線LANシステムの利用料徴収の必要性などの料額の在り方についての意見や、「周波数オークションと電波利用料制度は異なるものであり、電波利用料の共益費用としての性格を維持すべき。」との意見が提出されている。</p> <p>一方、周波数オークションと電波利用料制度の関係については、・・・（中略）・・・とされている。</p> <p>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>【意見】<br/>電波利用料額等の制度の枠組みを検討する際には、電波利用料が共益費であるという原則に基づいて、全ての免許人に対して公平であり、かつ、免許人自らが、より周波数利用効率のよい技術、システムに積極的に置き換えていくことを促進するための仕組みを組み込むことが重要と考えます。</p> <p>例えば、電波利用料の料額を検討する際に、無線機器の数ではなく、使用する周波数帯域幅に応じた課金に統一するなどの方策が考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>  |
| 43 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【原案】<br/>また、上述のように、電波利用料の用途については、電波法に限定列挙されているが、「その時々状況に柔軟に対応し、電波のより一層の有効利用を図るためには、電波利用料の用途を機動的に見直すことができる枠組みを検討すべき。」との指摘がなされている。一方、この点については、「電波利用料制度の運用の透明性確保の観点から、現行制度を維持すべき。」との意見もある。これらの意見も踏まえ、電波利用料制度の枠組みの在り方についても、今後の料額の設定に向けた課題の一つとして、今後、本検討会で議論を深めていく必要がある。</p> <p>【意見】<br/>電波利用料は、共益費用としての位置づけであり、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務のための費用として位置づけられているものと認識しています。電波利用料の用途を機動的に見直すこととした場合においても、用途が目的に合致するものであるか否かを十分に精査し、安易に用途が拡大することのないような仕組みとすることが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>  |
| 44 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【原案】<br/>周波数オークションと電波利用料制度の関係については、平成23年12月にとりまとめられた「周波数オークションに関する懇談会報告書」において「オークションの払込金は、（中略）電波利用料とは、その性格を異にするものである。そのため、オークションにより選定された無線局免許人も、他の無線局免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である。」とされている。</p> <p>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>また、上述のように、電波利用料の用途については、電波法に限定列挙されているが、「その時々状況に柔軟に対応し、電波のより一層の有効利用を図るためには、電波利用料の用途を機動的に見直すことができる枠組みを検討すべき。」との指摘がなされている。一方、この点については、「電波利用料制度の運用の透明性確保の観点から、現行制度を維持すべき。」との意見もある。これらの意見も踏まえ、電波利用料制度の枠組みの在り方についても、今後の料額の設定に向けた課題の一つとして、今後、本検討会で議論を深めていく必要がある。</p> <p>【意見】（要旨）<br/>「オークション帯域」の電波利用共益費用は無線局の管理に限定しその他の費用は含むべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクBB株式会社】</p> |
| 45 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【原案】<br/>周波数オークションと電波利用料制度の関係については、平成23年12月にとりまとめられた「周波数オークションに関する懇談会報告書」において「オークションの払込金は、（中略）電波利用料とは、その性格を異にするものである。そのため、オークションにより選定された無線局免許人も、他の無線局免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である。」とされている。</p> <p>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>また、上述のように、電波利用料の用途については、電波法に限定列挙されているが、「その時々状況に柔軟に対応し、電波のより一層の有効利用を図るためには、電波利用料の用途を機動的に見直すことができる枠組みを検討すべき。」との指摘がなされている。一方、この点については、「電波利用料制度の運用の透明性確保の観点から、現行制度を維持すべき。」との意見もある。これらの意見も踏まえ、電波利用料制度の枠組みの在り方についても、今後の料額の設定に向けた課題の一つとして、今後、本検討会で議論を深めていく必要がある。</p> <p>【意見】（要旨）<br/>「オークション帯域」の電波利用共益費用は無線局の管理に限定しその他の費用は含むべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【WirelessCityPlanning株式会社】</p>                   |
| 46 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【原案】<br/>周波数オークションと電波利用料制度の関係については、平成23年12月にとりまとめられた「周波数オークションに関する懇談会報告書」において「オークションの払込金は、（中略）電波利用料とは、その性格を異にするものである。そのため、オークションにより選定された無線局免許人も、他の無線局免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である。」とされている。</p> <p>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>また、上述のように、電波利用料の用途については、電波法に限定列挙されているが、「その時々状況に柔軟に対応し、電波のより一層の有効利用を図るためには、電波利用料の用途を機動的に見直すことができる枠組みを検討すべき。」との指摘がなされている。一方、この点については、「電波利用料制度の運用の透明性確保の観点から、現行制度を維持すべき。」との意見もある。これらの意見も踏まえ、電波利用料制度の枠組みの在り方についても、今後の料額の設定に向けた課題の一つとして、今後、本検討会で議論を深めていく必要がある。</p> <p>【意見】（要旨）<br/>「オークション帯域」の電波利用共益費用は無線局の管理に限定しその他の費用は含むべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ウィルコム】</p>                                  |

|    |    |                      |  |  |
|----|----|----------------------|--|--|
| 47 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【原案】</p> <p>パブリックコメントやヒアリング等においては、料額の設定の考え方、原則無線局ごととしている徴収単位の見直し、無線局の特性に応じて適用される負担額の軽減措置（特性係数）の在り方、営利目的の電気通信事業者からの公衆無線LANシステムの利用料徴収の必要性などの料額の在り方についての意見や、「周波数オークションと電波利用料制度は異なるものであり、電波利用料の共益費用としての性格を維持すべき。」との意見が提出されている。</p> <p>一方、周波数オークションと電波利用料制度の関係については、平成23年12月にとりまとめられた「周波数オークションに関する懇談会 報告書」において「オークションの払込金は、（中略）電波利用料とは、その性格を異にするものである。そのため、オークションにより選定された無線局免許人も、他の無線局免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である。」とされている。</p> <p>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>【意見】<br/>（要旨）</p> <p>基幹放送事業者の電波利用料は、携帯電話事業者との公平性を担保するため、すべての免許人に対して減免係数を廃止し、その算定方法も携帯電話事業者と同様にすべきである。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクBB株式会社】</p> |
| 48 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【原案】</p> <p>パブリックコメントやヒアリング等においては、料額の設定の考え方、原則無線局ごととしている徴収単位の見直し、無線局の特性に応じて適用される負担額の軽減措置（特性係数）の在り方、営利目的の電気通信事業者からの公衆無線LANシステムの利用料徴収の必要性などの料額の在り方についての意見や、「周波数オークションと電波利用料制度は異なるものであり、電波利用料の共益費用としての性格を維持すべき。」との意見が提出されている。</p> <p>一方、周波数オークションと電波利用料制度の関係については、平成23年12月にとりまとめられた「周波数オークションに関する懇談会 報告書」において「オークションの払込金は、（中略）電波利用料とは、その性格を異にするものである。そのため、オークションにより選定された無線局免許人も、他の無線局免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である。」とされている。</p> <p>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>【意見】<br/>（要旨）</p> <p>基幹放送事業者の電波利用料は、携帯電話事業者との公平性を担保するため、すべての免許人に対して減免係数を廃止し、その算定方法も携帯電話事業者と同様にすべきである。</p> <p>【WirelessCityPlanning株式会社】</p>                   |
| 49 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【原案】</p> <p>パブリックコメントやヒアリング等においては、料額の設定の考え方、原則無線局ごととしている徴収単位の見直し、無線局の特性に応じて適用される負担額の軽減措置（特性係数）の在り方、営利目的の電気通信事業者からの公衆無線LANシステムの利用料徴収の必要性などの料額の在り方についての意見や、「周波数オークションと電波利用料制度は異なるものであり、電波利用料の共益費用としての性格を維持すべき。」との意見が提出されている。</p> <p>一方、周波数オークションと電波利用料制度の関係については、平成23年12月にとりまとめられた「周波数オークションに関する懇談会 報告書」において「オークションの払込金は、（中略）電波利用料とは、その性格を異にするものである。そのため、オークションにより選定された無線局免許人も、他の無線局免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である。」とされている。</p> <p>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>【意見】<br/>（要旨）</p> <p>基幹放送事業者の電波利用料は、携帯電話事業者との公平性を担保するため、すべての免許人に対して減免係数を廃止し、その算定方法も携帯電話事業者と同様にすべきである。</p> <p>【株式会社ウィルコム】</p>                                  |
| 50 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【原案】</p> <p>周波数オークションと電波利用料制度の関係については、平成23年12月にとりまとめられた「周波数オークションに関する懇談会 報告書」において「オークションの払込金は、（中略）電波利用料とは、その性格を異にするものである。そのため、オークションにより選定された無線局免許人も、他の無線局免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である。」とされている。</p> <p>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>【意見】<br/>（要旨）</p> <p>2. 5GHz帯のBWA帯域は、周波数オークションと切り離して一刻も早く既存の比較審査方式で割当てを実施すべきである。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクBB株式会社】</p>   |
| 51 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【原案】</p> <p>周波数オークションと電波利用料制度の関係については、平成23年12月にとりまとめられた「周波数オークションに関する懇談会 報告書」において「オークションの払込金は、（中略）電波利用料とは、その性格を異にするものである。そのため、オークションにより選定された無線局免許人も、他の無線局免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である。」とされている。</p> <p>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>【意見】<br/>（要旨）</p> <p>2. 5GHz帯のBWA帯域は、周波数オークションと切り離して一刻も早く既存の比較審査方式で割当てを実施すべきである。</p> <p>【WirelessCityPlanning株式会社】</p>   |
| 52 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【原案】</p> <p>周波数オークションと電波利用料制度の関係については、平成23年12月にとりまとめられた「周波数オークションに関する懇談会 報告書」において「オークションの払込金は、（中略）電波利用料とは、その性格を異にするものである。そのため、オークションにより選定された無線局免許人も、他の無線局免許人と同様、電波利用共益費用を負担することが適当である。」とされている。</p> <p>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。</p> <p>【意見】<br/>（要旨）</p> <p>2. 5GHz帯のBWA帯域は、周波数オークションと切り離して一刻も早く既存の比較審査方式で割当てを実施すべきである。</p> <p>【株式会社ウィルコム】</p>  |
| 53 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>本節で示された、M2M時代への対応を考慮した電波利用料金料額のあり方の検討の必要性に賛同します。将来、多くの新しいコンセプトの通信技術が導入されるに伴い、利用者の視点から電波利用料の基準の見直しは重要な課題です。</p> <p>【クアルコムジャパン株式会社】</p>   |
| 54 |    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | <p>電波利用料の無制限な用途の拡大はいたずらに料額の高騰につながり、電波の有効利用促進や新たなサービスの導入を阻害する要因となることが懸念されます。そのため電波利用料については、電波利用共益費として受益者負担の原則を変えず、用途・運用の透明性確保を実施することが適当であると考えます。また、更なる透明性確保の観点から、無駄な支出の排除等、料額の低減の可能性を排除しない見直しが不可欠であると考えます。</p> <p>【株式会社ジャパン・モバイルキャストイング】</p>  |

|    |    |                      |  |   |
|----|----|----------------------|--|---|
| 55 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | 電波の有効利用促進の結果として創出されたマルチメディア放送等の新しい市場については、事業の準備段階及び事業開始初期において設備構築及び顧客獲得が段階的であることが想定される中、高額な電波利用料負担が高い参入障壁となる可能性があります。そのため、事業開始前後の一定期間において、何らかの負担軽減措置を実施することが必要と考えます。<br>また、そのような負担軽減を含めた電波利用料の算定方法については、既存の事業者と新規参入事業者の間で公平な取扱いとなることが担保されるように配慮が必要と考えます。<br><br>【株式会社ジャパン・モバイルキャストイング】  |
| 56 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | 【原案】<br>本検討会のこれまでの議論においては、料額の算定方法について、「料額に電波の需給状況を勘案する要素を導入することについて検討すべき。」「M2M時代に対応した料額の在り方を検討すべき。」との意見や、「我が国において今後周波数オークションが開始された場合において電波利用料の規模をどうすべきかという点についても論点となるのではないかと指摘があった。<br>同時に、パブリックコメントやヒアリング等においては、料額の設定の考え方、原則無線局ごととしている徴収単位の見直し、無線局の特性に応じて適用される負担額の軽減措置（特性係数）の在り方、営利目的の電気通信事業者からの公衆無線LANシステムの利用料徴収の必要性などの料額の在り方についての意見や、「周波数オークションと電波利用料制度は異なるものであり、電波利用料の共益費用としての性格を維持すべき。」との意見が提出されている。<br>(中略)<br>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。<br><br>【意見】<br>・ 検討会で「料額に電波の需給状況を勘案する要素を導入することについて検討すべき。」との議論があったようですが、電波利用料制度は、平成23年の電波法改正で「電波の経済的価値」を従来よりも反映させる形となっています。電波の需給状況などの経済的価値を過度に反映させることは、高い収益をあげうる電波利用システムが優先され、公共性の高い無線システムが排除されるような事態を招くおそれがあり、国民に不利益をもたらすと考えます。<br>・ 放送事業は、正確な情報を迅速、的確、安定的に提供するなどの使命を負っています。東日本大震災の際、被災地の各局をはじめ放送事業者は、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めました。<br>・ 取材活動で集めた情報を、エリア内の視聴者に一斉に効率的に届けるため、放送は、広い周波数帯域幅を用いる高出力のシステムが必要となります。使用する周波数の帯域や帯域幅が広いことなどが、すなわち電波の経済的価値が高いということではないと考えます。電波利用料の算定にあたっては、放送事業が持つ、こうした公共的な役割と事業特性を十分勘案することが重要と考えます。<br>・ また放送と通信の利用料負担のアンバランスがしばしば指摘されますが、それぞれのシステムに起因する違いを考慮すべきと考えます。携帯電話は双方向の通信であり、利用者の携帯電話端末にも電波利用料が課せられています。従って、電波利用料は携帯電話事業者だけでなく、広く利用者が負担する仕組みとなっています。<br>・ 一方、放送は単方向の送信を基本としており、受信機は無線局ではないため電波利用料は徴収されず、放送事業者のみが負担する仕組みとなっています。このため、見かけ上、携帯電話事業者を通じて納入される電波利用料の負担額が大きく見えるのに対して、事業者のみが負担する放送の負担額が小さく見えるというのが実状です。<br>・ また放送の電波利用料にかかる「特性係数」は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して規定されており、妥当な措置であり、今後も維持すべきものと考えます。 |
| 57 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | 電波利用料の徴収は原則無線局単位となっており、また一部においては帯域専用料の仕組みが導入されています。そのため、広域専用電波を使用する携帯電話等は、帯域幅に応じた利用料と無線局単位の利用料の料額体系となっています。引き続き増大が続くと予想されているトラフィックに対応するための基地局設置や携帯電話端末のモジュール化等の多様化が進み、無線局数の更なる増加が見込まれているため、広域専用電波利用料に一本化する等、徴収と支払の更なる効率化を図るとともに、負担の公平性についても考慮すべきと考えます。<br><br>【KDDI株式会社】  |
| 58 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | 【原案】<br>以上を踏まえ、本検討会において、今後の料額設定に関する課題についても併せて整理していく必要がある。<br><br>【意見】<br>今後の料額設定に関する検討に際して、以下2点を要望します。<br>1. 電波の経済的価値に応じた負担<br>平成17年度の料額改定で初めて導入されて以来、電波の経済的価値に応じた負担部分は拡大の一途となっています。しかし、この中間とりまとめ（案）でも明記されていますように、電波は公共性が高い、国民生活に欠くことのできない社会インフラであり、その料額設定において過度に経済的価値を反映させれば、電波の本来の役割を損ない、国民生活に悪影響を及ぼす恐れがあります。慎重な対応を要望します。<br>2. 放送の利用料負担<br>・ 特性係数は、国民の生命財産、身体の安全及び財産の保護に寄与する無線局などの電波利用料を軽減する措置として導入されたもので、放送は適用対象となっています。<br>放送は、災害時における緊急情報伝達は勿論のこと、24時間365日報道、情報、娯楽番組などをあまねく提供する、国民にとって必要不可欠な基幹メディアの役割を担っており、特性係数の対象とされていることは適切な措置であり、現行の係数率が維持されることを要望します。<br>・ また、電波利用料の負担に関し、通信事業者に比べて放送事業者の割合が少ないという意見がありますが、個々の利用者が契約料の一部として電波利用料を負担している携帯電話とは異なり、無料広告である放送では、視聴者は電波利用料を負担せず、放送事業者が負担する仕組みになっています。<br>電波利用料の負担のあり方に関しては、事業モデルが全く異なることを踏まえた検証や議論が行われることを要望します。<br><br>【讀賣テレビ放送株式会社】  |
| 59 | 32 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ     | 【原案】<br>本検討会においては、上記の意見や電波利用の高度化、多様化が急速に進展していることを十分に考慮しつつ、まずは電波利用料が「電波利用共益費用」であるという考え方にに基づき、電波利用料の活用在り方について検討すべきと考えます。<br>その上で、「将来的な一般財源化」については、「電波利用共益費用」である電波利用料の活用在り方の検討とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきと考えます。<br>【意見】<br>民放連は本検討会が実施した関係者ヒアリングにおいて、「電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切であり、電波利用共益事務以外の支出に充てるべきではない」との意見を述べております。<br>その趣旨に沿って、電波利用料が「電波利用共益費用」であるとの考え方を明確に打ち出したことは適切だと考えます。<br><br>【一般社団法人日本民間放送連盟】  |
| 60 | 32 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ     | 【原案】<br>本検討会においては、上記の意見や電波利用の高度化、多様化が急速に進展していることを十分に考慮しつつ、まずは電波利用料が「電波利用共益費用」であるという考え方にに基づき、電波利用料の活用在り方について検討すべきと考えます。<br>その上で、「将来的な一般財源化」については、「電波利用共益費用」である電波利用料の活用在り方の検討とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきと考えます。<br>【意見】<br>電波利用料が「電波利用共益費用」であることを明確にした上で、電波利用料の使途と「将来的な一般財源化」の議論とを区別する原案に賛同いたします。<br><br>【朝日放送株式会社】  |

|    |       |                      |  |  |
|----|-------|----------------------|--|--|
| 61 | 32    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ | <p>【原案】<br/>本検討会においては、上記の意見や電波利用の高度化、多様化が急速に進展していることを十分に考慮しつつ、まずは電波利用料が「電波利用共益費用」とあるという考え方にに基づき、電波利用料の活用の在り方について検討すべきと考える。<br/>その上で、「将来的な一般財源化」については、「電波利用共益費用」である電波利用料の活用の在り方の検討とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>電波利用料は電波利用共益費用である、という考え方を前提としたことについて評価する。そして電波利用料の予算規模は、この電波利用共益事務への適応という基本理念をふまえ、歳出に見合った規模にすべきであり、さらに免許人の負担をこれ以上拡大しないためこの予算規模の抑制を課題とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>  |
| 62 | 32    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ | <p>(原案)<br/>「現行の電波利用料制度は、無線局免許人の受益と負担の関係を前提としているのに対し、一般財源化してしまうと、受益と負担の関係が全くなくなってしまい、何に使われているのか見えなくなるものであり、きちんと切り分けるべき。」「受益者負担金である現行の電波利用料制度の趣旨を踏まえれば、一般財源化はそもそも議論に馴染まないものである。」<br/>また、「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行なう事務処理に要するという電波利用料の定義を超えて、無限定に用途を拡大すべきものではない。」等、電波利用料制度の趣旨を踏まえた検討を行なうべきとする意見が出された。</p> <p>(意見)<br/>電波利用料の位置づけについては、検討会において「電波利用料が電波利用共益費用である、という考え方にに基づき検討すべき。」とし、「一般財源化」とは考え方が異なるとの見解は妥当であると考えます。<br/>したがって、今後の議論においても共益費用としての活用を前提とし、「一般財源化」するべきではありません。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>   |
| 63 | 31    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ | <p>【原案】<br/>本検討会においては、上記の意見や電波利用の高度化、多様化が急速に進展していることを十分に考慮しつつ、まずは電波利用料が「電波利用共益費用」とあるという考え方にに基づき、電波利用料の活用の在り方について検討すべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>電波利用料は電波利用共益費用であるという考え方に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>   |
| 64 | 32    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ | <p>【原案】<br/>この点について、本検討会の議論においては、「現行の電波利用料制度は、無線局免許人の受益と負担の関係を前提としているのに対し、一般財源化してしまうと、受益と負担の関係が全く無くなってしまい、何に使われているのか見えなくなるものであり、きちんと切り分けるべき。」「受益者負担金である現行の電波利用料制度の趣旨を踏まえれば、一般財源化はそもそも議論に馴染まないものである。」といった意見が出された。<br/>また、「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用という電波利用料の定義を超えて、無限定に用途を拡大すべきものではない。」等、電波利用料制度の趣旨を踏まえた検討を行うべきとする意見が出された。</p> <p>本検討会においては、上記の意見や電波利用の高度化、多様化が急速に進展していることを十分に考慮しつつ、まずは電波利用料が「電波利用共益費用」とあるという考え方にに基づき、電波利用料の活用の在り方について検討すべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>検討会の原案に賛成します。電波利用料制度の趣旨を踏まえ、適正かつ効率的な活用がなされるよう検討が進むことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p> |
| 65 | 31-32 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ | <p>【意見】<br/>電波利用料制度は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（電波利用共益費用）を、その受益者である無線局免許人が公平に負担する制度として導入されたものであり、その基本的な考え方は堅持すべきであり、一般財源化するべきではないと考えます。<br/>一般財源化により、電波利用料を負担する無線局免許人と何ら関係のない目的に利用されることは、電波利用料制度の趣旨を逸脱することから、その根幹を揺るがすものになると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>  |
| 66 | 32    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ | <p>【原案】<br/>まずは電波利用料が「電波利用共益費用」とあるという考え方にに基づき、電波利用料の活用の在り方について検討すべきと考える。<br/>その上で、「将来的な一般財源化」については、「電波利用共益費用」である電波利用料の活用の在り方の検討とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務のための費用として位置づけられているものと認識しており、検討の順序として適切なものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>   |
| 67 | 32    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ | <p>【原案】<br/>「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用という電波利用料の定義を超えて、無限定に用途を拡大すべきものではない。」等、電波利用料制度の趣旨を踏まえた検討を行うべきとする意見が出された。</p> <p>本検討会においては、上記の意見や電波利用の高度化、多様化が急速に進展していることを十分に考慮しつつ、まずは電波利用料が「電波利用共益費用」とあるという考え方にに基づき、電波利用料の活用の在り方について検討すべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>(要旨)<br/>電波利用料の用途及び総額の拡大はせず、項目の追加もするべきではない。また、平成29年以降の地上デジタル放送移行費用の項目は、削除しこの費用分も削減するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクBB株式会社】</p>  |
| 68 | 32    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ | <p>【原案】<br/>「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用という電波利用料の定義を超えて、無限定に用途を拡大すべきものではない。」等、電波利用料制度の趣旨を踏まえた検討を行うべきとする意見が出された。</p> <p>本検討会においては、上記の意見や電波利用の高度化、多様化が急速に進展していることを十分に考慮しつつ、まずは電波利用料が「電波利用共益費用」とあるという考え方にに基づき、電波利用料の活用の在り方について検討すべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>(要旨)<br/>電波利用料の用途及び総額の拡大はせず、項目の追加もするべきではない。また、平成29年以降の地上デジタル放送移行費用の項目は、削除しこの費用分も削減するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【WirelessCityPlanning株式会社】</p>  |

|    |    |                      |  |   |               |
|----|----|----------------------|--|---|---------------|
| 69 | 32 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ | <p>【原案】<br/>「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用という電波利用料の定義を超えて、無限定に用途を拡大すべきものではない。」等、電波利用料制度の趣旨を踏まえた検討を行うべきとする意見が出された。<br/>本検討会においては、上記の意見や電波利用の高度化、多様化が急速に進展していることを十分に考慮しつつ、まずは電波利用料が「電波利用共益費用」であるという考え方にに基づき、電波利用料の活用の在り方について検討すべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>(要旨)<br/>電波利用料の用途及び総額の拡大はせず、項目の追加もするべきではない。また、平成29年以降の地上デジタル放送移行費用の項目は、削除しこの費用分も削減するべきである。</p>   | 【株式会社ウィルコム】   |
| 70 | 32 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ | <p>【原案】<br/>本検討会の議論においては、「現行の電波利用料制度は、無線局免許人の受益と負担の関係を前提としているのに対し、一般財源化してしまうと、受益と負担の関係が全く無くなってしまい、何に使われているのか見えなくなるものであり、きちんと切り分けるべき。」「受益者負担金である現行の電波利用料制度の趣旨を踏まえれば、一般財源化はそもそも議論に馴染まないものである。」といった意見が出された。<br/>また、「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用という電波利用料の定義を超えて、無限定に用途を拡大すべきものではない。」等、電波利用料制度の趣旨を踏まえた検討を行うべきとする意見が出された。<br/>本検討会の議論においては、「現行の電波利用料制度は、無線局本検討会においては、上記の意見や電波利用の高度化、多様化が急速に進展していることを十分に考慮しつつ、まずは電波利用料が「電波利用共益費用」であるという考え方にに基づき、電波利用料の活用の在り方について検討すべきと考える。<br/>その上で、「将来的な一般財源化」については、「電波利用共益費用」である電波利用料の活用の在り方の検討とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>・無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に必要な費用（電波利用共益費用）を、その受益者である無線局免許人が公平に分担するという現行制度の枠組みは妥当であり、今回、電波利用料が「電波利用共益費用」であるとの考え方を明確に打ち出したことは適切と考えます。<br/>・一般財源化について、「受益と負担の関係が無くなってしまい、電波利用料が何に使われているのか見えなくなってしまう」「電波利用料制度の趣旨を踏まえれば、一般財源化はそもそも議論に馴染まない」「電波利用料の定義を超えて、無限定に用途を拡大すべきものではない」などの指摘はいずれも妥当であり、現行制度の趣旨に鑑み、一般財源化は不適切と考えます。</p> | 【株式会社テレビ朝日】   |
| 71 | 31 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ | <p>電波利用料は電波利用共益費であり、用途や用途に基づく負担額の算出根拠が明確にされているという現行制度を今後も維持すべきであり、用途が不明確となる一般財源化は電波利用料の趣旨にそぐわないものと考えます。</p>   | 【KDDI株式会社】    |
| 72 | 32 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ | <p>【原案】<br/>本検討会においては、上記の意見や電波利用の高度化、多様化が急速に進展していることを十分に考慮しつつ、まずは電波利用料が「電波利用共益費用」であるという考え方にに基づき、電波利用料の活用の在り方について検討すべきと考える。<br/>その上で、「将来的な一般財源化」については、「電波利用共益費用」である電波利用料の活用の在り方の検討とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>電波利用料を電波の共益費用と位置づけ、法律で用途を限定列挙し、必要に応じた歳入額を徴収するという現行制度は、理にかなったものであり、原案は適切と考えます。</p>   | 【讀賣テレビ放送株式会社】 |
| 73 | 32 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ | <p>【原案】<br/>その上で、「将来的な一般財源化」については、「電波利用共益費用」である電波利用料の活用の在り方の検討とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>一般財源化は行うべきではないと考えます。「慎重に検討がなされるべき」は「検討するとしても慎重になされるべき」と修正いただきたいと考えます。</p>  | 【イー・アクセス株式会社】 |

その他 提出された意見

| 番号 | 項目  |   |    | 提出された意見   |
|----|-----|---|----|---|
|    | ページ | 章 | 項目 |   |
| 1  |     |   |    | <p>【意見】<br/>無線装置（無線モジュール）のスプリアス領域の規制強化<br/>現在の電波法では無線通信に使用する基本周波数とそのスプリアスは放射電力が規制され、スプリアス領域では基本周波数での放射電力の60～40dB以下に規制されています。このスプリアス領域でCISPR規格をオーバーする無線装置（無線モジュール）が存在する可能性があります。（CISPR規格は電界強度で規制のため、電波法と対応がとれない。）<br/>IT機器は無線通信を保護するために全ての周波数帯域にわたりノイズを抑制していますが、保護される無線機器自体がスプリアス領域でIT機器以上のノイズを放射しているものがあります。無線装置（無線モジュール）自体にも、基本周波数以外の周波数ではIT機器と同様のレベルでノイズを規制すべきと考えます。</p>                        |
| 2  |     |   |    | <p>上記「VoIP技術を用いて自営系無線ネットワーク同士を接続するシステム」の概略図を参考まで添付いたします。</p> <p style="text-align: right;">【シスコシステムズ合同会社】</p>   |
| 3  |     |   |    | <p>当社が前回5月に意見書にて検討課題として提起しました事業者間の固定的割当ての見直しについては、まだ議論がなされておりませんので、最終とりまとめに向けて議論いただきたいと考えます。参考までに再掲いたします。</p> <p>【解決すべき課題】<br/>・事業者間の固定的割当ての見直し</p> <p>【上記課題に対する意見】<br/>移動通信事業における有効競争を促進するため及び新技術への移行を促進するため、事業者間の周波数の固定的な割当てを見直すこととし、例えば、第3世代から第3.9世代又は第4世代への移行に際して、既存のユーザ数にとられることなく、第3世代用に割当てた周波数の大胆な再配分を図ること等の措置をとることについて、検討を行うべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p> |
| 4  |     |   |    | <p>弊社は、本検討会に関し前回のパブコメにおいては、4件の案件を提示しております。何れも電波の有効利用の観点から、利用者（国民）としての立場からの重要な案件として挙げたものです。これ等意見の中には、他者による同様な意見も含まれておりました。しかしながら、是までの6回の会合においては、一切触れることなく本中間報告に至っております。パブコメとは何なのか疑問を持たざるを得ません。パブコメは、公平公正に国民の意見を聞くための手段と理解しておりますが、如何なものなのでしょうか、非常に遺憾に思う次第です。<br/>早急に改善されることを強く望むものです。</p> <p style="text-align: right;">【アイコム株式会社】</p>  |

個人から提出された意見

| 番号 | 項目  |                            |  | 提出された意見  |
|----|-----|----------------------------|--|--|
|    | ページ | 章                          | 項目                                       |  |
| 1  |     | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>アマチュア無線の手続きの簡易化について<br/>200wを超える局の変更についてHF帯の一部で1kwの検査を受けている場合、残る周波数帯を1kwに変更するときの検査を省略してほしい。</p> <p>1kwの変更検査を私は2回受けました。<br/>それは、1度目で1kwに変更していない50メガ帯を1kwにたからです。<br/>1度目の検査では、近隣の電波障害について調べ、対策を行いました。<br/>住宅地での1kwは、電波障害対策が大変でした。<br/>この対策に約半年かかりました。<br/>しかし、2度目のときは、既に1度目のときに対策がしてあるために、近隣の電波障害はなしで、追加の電波障害対策はなしでした。<br/>このように、HF帯ですですどこかのバンドで1kwの検査を受けて、合格している局は、他のバンドを後で1kwに変更する場合、検査なしで了承していただきたいと思います。<br/>アマチュア無線家は、一度に多くの周波数帯に出られるアンテナを上げることは難しいです。<br/>運用スタイルが変わり、出る周波数帯が変わった場合、そのアンテナを上げる場合が多いと思います。<br/>そのときに、また、1kwに検査を受けるのは、とても大変なことです。<br/>一度、HF帯のどかの周波数帯で検査を受けた場合、近隣の電波障害対策は既に済んでおり、出る周波数帯が変わっても、その対策で十分効果があります。<br/>変更のたびに、検査を受けなければならないというのはとても大変で、出費もかかることです。<br/>ぜひ、ご検討を御願います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |
| 2  |     | その他                        | その他                                      | <p>完全に、国民が電波を自由に使えるまで、パブリックコメントで意見を述べます。<br/>私も、早期退職で定年までの期間の賃金と再雇用まで含めれば、数千万円の損失をしています。<br/>だから、相応に意見を述べますよ。必要ならば、何度でも総務省に行きます。<br/>今日も、四国総合通信局のホームページを見たが、共同取締りをしています。<br/>そこに監視室の星室長も参加していたので、早急に共同取締りのやり方を変えてほしい。少なくとも、検挙は止めて、指導にすべきです。<br/>中国総合通信局は、フェイスブックを始めています。中々、上手に使っているように感じました。<br/>そろそろ、地方局の職員にもこの中間とりまとめを配り、電波を取り巻く環境が変わったことを、印象付けないといけないと思います。<br/>それと見えない中で、第一章 電波利用環境の変化に対応した規律の柔軟な見直しという文言に変えたのは評価しています。<br/>だにら、ひとつひとつの表現の変化を見る必要があるからです。<br/>だぶん、委員の方の承認を得られたら大きな変化はないと思っていますが、電波行政の許認可を長く経験したのは、私だけだと思うからです。おかげで二回も訓告処分も食らったのだから、本来ならばもっとひどく当たることも考えたが、この検討会がすべてを変えようと思っ我慢しているのです。<br/>私は、本省で国民目線で一生懸命にする人は、非難をされたりしません。<br/>3月11日の大震災と原発事故の時に、救援物資のトラックが燃料不足で輸送ができなかったのです。燃料がなかったわけではありません。連絡手段がなかったからです。私の家の前(南側)のご主人も、トラックの運転手をしていて救援物資の携わったが、同じことをいわれました。こうしたことまで、含めて、そろそろ舵を切らないと法律が通った後混乱しますよ。<br/>それに、今年12月にうまくとりまとめができることを願っているからです。</p> <p>[要旨]<br/>この電波有効利用の促進に関する検討会の中間とりまとめ案は全体としては、よくできた案だと思います。<br/>この案が採択されたら、地方局も含めて、本省や地方局の職員に配布して、他の政策との整合性をとってほしいです。<br/>例えば、平成24年度実施の電波の利用状況調査への反映です。本当は、23年度実施の電波の利用状況調査に反映して欲しかったが、残念ながらそのようにはなっていません。<br/>それで、今後の電波行政の生きる道を示します。<br/>それは、周波数の再編と電波に関する苦情処理を誠実に行うことです。<br/>特に、短波帯のアマチュア無線の割当周波数の増加を通じて、訴訟になっている高速PLCに対して区切りをつけて欲しいです。<br/>また、アマチュア無線や簡易無線は、大規模災害の非常時には、防災無線等を一時的に代替できます。柔軟な目的の運用をしてください。<br/>これからは、インターネットがさらにつかわれるようになり、SNS等が世論形成に大きな役割を持つようになると思います。<br/>今後は、電波を国民に簡単に安く、使うような政策に変更して、トラックや漁船等の無線のことを知らない人にも開放して欲しいです。そうすれば、不法無線局はなくなります。<br/>今後は、電波の利用を有効利用することが、日本だけでなく、光ファイバー網があまり整備されていない新興国や発展途上国の発展に極めて有効です。<br/>日本は、新興国や発展途上国の経済発展や民主主義に貢献できるように、電波を利用した各種の政策を提言し、技術開発を行うことで、国際貢献を行うとともに、日本自身の雇用にも、よい影響を与えてほしいです。<br/>最後に、私が考えた光ファイバー網に匹敵する中継用のマイクロ波の使い方を提言しておきます。こうした工夫を職員が行えるように、基礎知識の強化や最新技術の勉強をして欲しいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> |
| 3  |     | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>世界一のアマチュア無線大国の米国では、無線局免許と従事者資格は一本化されており、無線設備について申請、許可、届け出などの煩雑な手続きは免除されている。操作範囲も資格に応じた上限までの範囲なら、なんら制限を受けない。<br/>日本でも、アマチュア無線の手続きは年々簡略化が進んでいるが、米国には遠く及ばないのが現状である。<br/>行政改革の観点からも有効であると思うので、手続きの簡素化を強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |
| 4  |     | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>アマチュア無線局においては国内外に管理下において許可された無線機を使用しても無線機の取り換え、周波数、電波型式、空中線電力の変更等いちいち手続きを踏まなければ使用できない。<br/>国で決めた基準に合格した無線機を国家資格を持った者が使用するのにいちいち申請が必要なのは不合理である。また海外では包括免許が一般的である。日本においても包括免許制度は必要不可欠であり、行政の簡素化にも有効かつ支障がないと思う。今回の東日本大震災時の非常通信においてアマチュア無線が非常に有効な手段であることが再認識され、社会に貢献できるアマチュア無線局の運用に合理性を認めしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |

|   |   |                            |   |  |
|---|---|----------------------------|---|--|
| 5 | 6 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化     | <p>【原案】<br/>これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>提案に賛成<br/>現在アマチュア局において同一出力、同一周波数の機器であっても他のメーカー製や他のモデルに取り換える場合には申請が必要です。申請から免許に至る期間は概ね1カ月を要します。とりわけ急を要する災害時には免許を受けた機器が稼働させられず、他人の所有品など臨機応変の対応が必要であるが、その都度申請が必要であり、申請から免許までの期間は運用ができません。<br/>無線従事者資格の操作可能範囲においては条件なく運用可能とすべきで、原案の趣旨に賛成します。<br/>車の免許の場合は資格内であればいずれの車でも運転が可能です。</p> <p>関連事項<br/>アマチュア無線局に関して、現在の法では移動局の出力は50Wと規制されています。<br/>たとえば自宅から移動して避難場所や市役所から運用する場合、移動局としてこの制約が適応されますし、自宅の機器が固定局の免許の場合は運用ができず、別途移動局としての申請が必要です。<br/>移動局の定義を「移動しながら運用をする無線局」とし、これらは車載型もしくは携帯型を対象とすることを合わせ提案します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> |
| 6 |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化     | <p>【原案】<br/>これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>原案に賛成。<br/>原案の「一定の範囲の周波数、出力等」の部分についてだが、その無線従事者資格が操作できる全ての範囲を希望する。例えば、第二級アマチュア無線技士であれば、200W以下のアマチュア無線局の変更を簡易な手続で可能として欲しい。また、アマチュア無線局はアンテナや無線機の製作、実験を行っている局が多数あるので、技術基準適合証明制度によらない手作りのアンテナや無線機等も含めて、全ての無線設備の変更を簡易な手続で可能として欲しい。<br/>なお、今後のアマチュア無線局の免許については、免許の発行時に無線従事者資格の範囲を全て指定し、変更については免許状の変更の必要性を無くすことが望ましいと考える。そうすれば、変更手続きは全て総務省へ直接届け出るだけで済むからである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |
| 7 |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化     | <p>1. 長い間アマチュア無線局の包括免許制度を要望してきましたが、一向に其の方向が見えないまま日本の免許制度は推移してきました。<br/>次のような理由で包括免許にされるよう希望します。<br/>①国際電気通信条約に基づいて国内法が制定されている訳ですが、研究や自己鍛錬が目的であるにもかかわらず、商業無線局と変わらない扱いになっている。この為、自由なアンテナ技術、機器の製作技術などの研究が行えない。<br/>②包括免許による違法運用などを極力無くす為に、資格別呼出符号の制定を進めるべきである。<br/>また、これにより上位資格取得への動機付けになりアマチュア無線界の技術レベル向上に寄与する。</p>  |
|   |   | その他                        | その他   | <p>2. 東日本大震災に遭遇して非常通信のネットワークをアマチュア無線界にも平時から準備し訓練しておく必要があると痛感した。<br/>①商用電源の復旧が成されるまで、車に搭載した短波、超短波帯の無線機を動作させたがネットワークが確立していないため効果的な運用が出来なかった。<br/>赤十字社、官公庁などの無線通信ネットワークが設定されていれば相当の効果が発揮されたと思われる。特に其の為に非常用発電機などを整備して行く必要があると痛感した。<br/>②法的整備を行い国家の非常事態においてアマチュア無線家へもネットワークへの参加と協力を行えば災害時の市民生活に寄与するものと思う。(ARRLの思想が指針なと思う)</p>   |
|   |   | 第2章_利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2)家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>3. 近年、インバータシステムの冷暖房機、ソーラーシステム、風呂バーナー、交通信号機が増えているが、これらから発するノイズが加速度的に増えておりアマチュア無線の信号受信、電波天文台での受信、短波通信の受信に大きな影響を与えている。国内製品にも欧米向けのEMI規制を適用するべきと思う。これらのノイズ障害に起因するトラブル発生がアマチュア無線が原因であると誤解され被害を蒙った例が多発している。</p>  |
|   |   | 第2章_利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2)家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>4. PLC(電力線搬送)の屋外ケーブルへの伝送は絶対に許可しないで欲しい。<br/>これが認可されたら現状より酷いノイズ発生要因になる。既に欧米では廃止若しくは不許可としている事実がある。業界の要望があっても許可すべきではないと思う。速度と信頼性から無線LANの方がはるかに勝っている。現行の屋内PLCも廃止すべきものとする。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |
| 8 |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3)周波数再編の加速       | <p>1. 周波数再編<br/>特に1. 8MHz帯は2000年に15KHz幅の割り当てがあり、12年が経過しました。<br/>1. 8MHz帯は海外との交信に使用されおりますが、国内スキップがないため10局くらいで満杯になり混信は不可避です。ロランも停止した今他業務への障害もないと思うので、出来る限りの拡張を希望します。</p>   |
|   |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化     | <p>2. 免許制度・手続きの見直し<br/>最近の技術進歩著しく、新しい無線器を導入する度に変更手続きが必要です。昔のように作機器だった頃の免許制度は必要ないと思います。<br/>人命に関わる車の運転ですら、免許の範囲ならどんな車でも運転できるように従事者免許の範囲なら自由に運用できるよういわゆる包括免許に切り換えてほしいのです。<br/>仮に技術基準を逸脱した機器による運用があれば、衆目監視の世界では直ちに是正、淘汰されるのは必定です。全てが自己責任の上で運用されている事を再認識していただき、1日も早く世界的標準である包括免許制度への転換を希望します。</p>  |
|   |   | 第2章_利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2)家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>3. 家電機器の電波耐性<br/>最近目立つのはTVドアホン、湯沸かし器、洗浄式便座等への電波障害です。これらの機器は長い配線やリモコンへの電波耐性が弱く、誤動作による火災等も懸念されます。メーカーも問題が発生したら対策すればよいとのポリシーで、対策費用はその性質上電波を使用するわれわれの負担になります。<br/>なかには対策を拒否され止む無く運用停止するケースもあります。EMCの見地から予想外ではない問題であり、是非これら機器の電波耐性を規制する体制を構築するよう強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |
| 9 |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化     | <p>【意見】<br/>現在の免許制度は複雑で、従事者を取っても、簡単に開局できない。開局までに申請書を作らなければならないので複雑です。アメリカのように従事者免許を取得したら、呼び出し符号を与え、従事者の資格に応じて、その範囲で自由に運用できるようにして欲しい。<br/>そうすることにより、関わる人間の大幅に削減が可能で、小資源化ができます。<br/>その代わりに、電波利用料の増額をしても構わない。(省力化と相反しますが・・・)<br/>メリットを考えると計り知れないものを得ることになるからであります。<br/>是非実現させてください。切にお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |

|      |                            |  |   |
|------|----------------------------|--|---|
| 10   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化    | 御存知のように、アマチュア無線局は、「アマチュア無線とは、金銭上の利益のためではなく、無線技術に対する個人的な興味により行う、自己訓練や通信、また技術的研究のことである。」と定義されている。しかし、現状は同じ無線機を交換しても、終段電力増幅素子を変えただけでも、アンテナの型式をかえても届けや申請をして許可を受けなければならない。<br>本来、自己訓練、技術的な研究、遠距離通信実験をするのがアマチュア無線家であり、自分の無線設備を利用した各種の実験をしたくても、いちいち許可申請をしてやらなければならない現状では支障がでる。もともと、趣味なのだから無線従事者免許証と無線局免許状がなければ、アマチュア無線局の運用ができないということ自体がおかしいのである。すくなくとも、自動車運転免許証のような制度が欲しいものである。つまり、免許証の操作範囲以内であれば、どのメーカーの無線機を使っても届けは不要としてほしいのである。<br>日本は何かと言うとアメリカ並みにと言うが、アマチュア無線制度もアメリカ並みにして頂きたいのである。アメリカでは無線従事者免許証の操作範囲内（周波数と電力が規定以内）であればいちいち無線設備の変更届けは不要となっている。日本でも無線従事者免許規則や無線局運用規則などを改正して「包括免許制度」をアマチュア無線局にも適用していただきたい。できれば、300円の電波利用料も廃止していただきたい。金銭上の利益のためでない電波の利用に税金をかけるのはおかしい。 |
|      | 第3章_電波利用料の活用方法             | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | アマチュア無線局からも電波利用料300円を徴収しているが、金銭上の利益を目的としていないのであるから、アマチュア無線局からの利用料の徴収を止めていただきたい。どうしても、徴収したいのであれば200円程度に値下げして再免許申請時に一括して5年分（1000円）を納める方式にしてはどうだろうか。   |
|      | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化    | また、再免許申請の処理が終わった後で、免許状返送用の切手を貼った封筒を送らせるのは理解に苦しむ。そうであれば、再免許申請料に80円を上乗せすれば済むことではないだろうか。<br><br>それに、夫婦でアマチュア無線設備を共用しているのに、再免許時に夫が妻の分を代理申請する制度がないのは、大変不便である。よしんば、同じ設備を共用していなくても、同じ住所に同居しているのであるから、夫が妻の再免許申請の代理申請が出来るようにして頂きたい。  |
| 【個人】 |                            |  |   |
| 11   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化    | アマチュア無線局の手続きの簡略化について<br>(1)電子申請の免許申請料の中に免許状郵送代を含めてほしい<br>アマチュア局では電子申請を行っており、通常の書面での手続きよりも、申請料が安いという点においては非常に感謝しております。しかし、書面や郵送がめんどうくさいから電子申請をしているのにもかかわらず、免許状を送ってもらうためには、封筒と切手を総合通信局に送らないといけないことになっている。 (もしくは、総合通信局に取りに行くか・・・) ですので、免許申請料の中に切手代や封筒代も含めていただきたいと思ひます。こちら、めんどうくさいですが、それよりも、総務省の職員さんが送ってもらった封筒と切手を仕分けるのは仕事だが、大変ご苦労されていると思ひます。法律などの兼ね合いもあると思ひますが、事務作業の簡略化にもつながると思ひますのでご検討ください。<br>(2)再免許の日付を知らせてください<br>自動車運転免許のようにアマチュア局の再免許の期限をハガキなどで知らせてください。また、免許の内容に変わりがないようであれば、わざわざ書面や電子申請をしなくても、電波使用料のように、郵便振替のようなものでお金を払うだけで、再免許が受けられるようにしてもらいたい。   |
|      | 第3章_電波利用料の活用方法             | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | 電波使用料について<br>アマチュア局は年間300円を払っているが、300円で本当に役に立っているのか？支払の督促状の案内文だけで80円の郵送代、支払わない人の催促状のハガキ50円です。電波適正に使われている電波使用料ですが、よくよく計算してみると、本来の事業よりも、郵便代や事務費でほぼ消えてしまうのではないかとと思ひます。300円のために、毎年銀行に行くのはめんどうくさいですし、本当に役に立っているのか疑問です。免許申請料の中に電波使用料を含めるとか、この制度自体廃止するとか、検討してください。   |
|      | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | その他  | アマチュア無線有資格者立会いの下での無従事者免許者の運用について<br>アマチュア無線に従事するには、無線従事者免許を取得しなければならない。近年、アマチュア無線離れが進んでいるが、興味を持ってもらった人に免許を取るきっかけをつくるためにアマチュア無線有資格者の立会いの下での無免許者の運用を許可していただきたい。実際に、国際宇宙ステーションと交信する場合に限って、無免許の子どもたちが特例法で上級資格者の立会いの下での交信が認められているため、範囲を拡大してほしい。  |
|      | その他                        | その他  | 検討委員会の委員について<br>アマチュア無線の話が出てくるのに委員の中にアマチュア無線選出の代表者が出ていないことはおかしいと思ひます。いまからでも、アマチュア無線選出の委員を出してほしい。アマチュア無線の唯一の団体である一般社団法人日本アマチュア無線連盟というのがあるが、そこから、委員に選んでもらうか、委員選出が難しくても、団体に対して聞き取りをしてもらいたいと思ひます。一応、公益3法の関係で、社団法人から一般社団法人に移行させていたたいて、今まで天下りとか国からの補助金とかも縁がなく、社団法人でなんの問題もなかったのに、国の方針にしたがって、一般社団法人に移行して、震災の時にも協力もさせていただいたのに、これでは都合のいいときだけじゃないですか。<br>ただ、お礼がしたいのは、アマチュア無線のことを気にしていただいてありがとうございますということを心から申し上げたい。アマチュア無線は電波法に基づいて行われているため、趣味や技術の向上のためというのを目的にしているため、業務で使われている無線局と同じ法律で考えるのは、矛盾が生じることもあると思ひます。そのため、大変ご苦労されていると思ひますので、その点については敬意を表したいと思ひます。  |
|      | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化    | アマチュア無線でのいわゆる包括免許について（賛成意見の表明）<br>アマチュア無線局の免許を取得した時点で、無線局の呼び出し符号が付与され、無線局が運用できるようなアマチュア無線家が長年いっている「包括免許制度」を作っていただきたいと思ひます。<br>包括免許で運用できるのは、一定の条件があつて技術適合の無線機で、構わないと思ひます。これは、ほかのアマチュア無線家からも、パブコメがくると思ひますので、詳しくはそちらから聞き取りをしてください。私からは、賛成意見を表明させていただくこととします。   |
|      | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化    | アマチュア無線従事者免許について<br>アマチュア無線の資格を取るには、無線法規と工学の2種類の勉強をして試験に通る必要があります。しかし、最近は技術適合のよい無線機がたくさん販売されていますので、法規を使うことはあつても、工学を使うことはあまりありません。小学生でも無線ができるように、法規だけで取得できる、いわゆる第5級アマチュア無線従事者資格の創設を求めます。   |
| 【個人】 |                            |  |   |
| 12   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化    | アマチュア無線局変更手続き簡素化に関する意見<br><br>現在アマチュアを開局していますが、新たに、機器をかえる場合など、変更手続きをした後でなければ使用できず、昔に比べれば、手続きは簡易になったとは言え、煩雑で時間、費用がかかりすぎると思ひます。アメリカなどが採用している、いわゆる包括免許が最良と思ひます。包括免許採用により我々も、管理するがわも負担軽減になります。第1アマチュア無線技師は、空中線電力1KW、すべてのモード、第2アマチュア無線技師は、空中線電力200W、すべてのモード、第3アマチュア無線技師は、空中線電力200W、すべてのモード、<br>で下記周波数を除き使用出来る事とする。現在200Wの機器と50Wの機器で格差は殆んどなく、空中線電力で第2級、第3級の差をつけるのではなく、周波数で差をつける方が合理的と思ひます。50W局が200Wで運用しても、空中線、コンデンション等で違反してもわかりづらいが、資格により使用できる周波数を設定すれば、一目瞭然で、違反もわかり、上級資格を取ろうとする向上心も生まれると思ひます。第3アマチュア無線技師の使用出来ない周波数は、3.747MHz以上、7.100MHz以上、14MHz全周波数、21.00~21.050MHz、21.100~21.350MHzが良いと思ひます。  |
| 【個人】 |                            |  |   |

|    |   |                            |   |  |
|----|---|----------------------------|---|--|
| 13 |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化      | アマチュア局の免許手続きについては、現在は市販機器を利用する者が圧倒的に多いのが現状ではあるが、自作機器を用いる者も居る。また市販機器のみを使う者の場合でも頻繁に買い換えを行う場合も多いので、その都度 無線設備の変更申請(届)を提出するのに煩わしさを感じている者が多い。<br>アマチュア局の免許手続きの簡素化の案として理想的なのは米国式との折衷案で「周波数、電波の型式、空中線電力を免許人が所持する無線従事者資格の範囲すべてとする」のが理想ではあるが、無線局開設の根本基準および株式会社TSSの保証を受ける方式、技術基準適合証明を受けた設備のみを使用する際の手続きを勘案し「アマチュア局であって空中線電力50ワット以下の無線設備のみを使うものは、免許人の無線従事者資格の操作範囲の周波数、電波型式、空中線電力を包括して指定する」とすることを希望します。この方式の無線局免許状の「周波数、空中線電力、電波型式」の表示方式は、各級アマチュア無線技士(相当資格は対応するアマチュア無線技士資格)の操作範囲の該当条文をそのまま記載することとし、第一級および第二級アマチュア無線技士の場合は「空中線電力は50ワット以下に限る」とする。<br>なお第一級および第二級アマチュア無線技士の場合においては免許人が希望すれば一定条件のもとに空中線電力200ワット操作範囲内の周波数と電波型式を包括指定することとし、「常置場所以外で運用する場合は空中線電力は50ワット以下とする」という方式を提案する。<br>この場合の一定条件とは「アマチュア局の継続開設年数」として3年ないし5年の経験を要求するなど、「空中線電力の増加に伴う電波障害発生リスクの増加に対処できるだけの実務経験」を要求するものとする。 |
|    |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3) 周波数再編の加速        | スマートフォンが普及しだしてからは、その機能上、所持者が意図しないうちにパケット通信等を行っている事が多く、通信事業者に支払うべき通信料が高額になっていることが問題となっている。<br>これは電波利用の観点から考えると、携帯電話が使用する電波の空きが少なくなり、新たな周波数帯域の追加が必要になってきていることから、現に800MHz帯や700MHz帯に追加配分を行っている実情がある。<br>また、各移動体通信事業者ごとに通話通信品質にばらつきがあること、特にソフトバンク社にあっては間もなく開始する800MHz帯のサービス開始でかなりの改善が想像できるが、今後ますます増加する移動体通信と高速通信に対応した周波数再編は必須と考えます。<br>なお スマートフォン端末については、ユーザー目線で見ると「従来型端末と比べるとパケット通信代が異常に高額になる」ことを改善する必要があると思う。意図しないパケット通信量の低減は基地局の混雑を軽減する事になり、電波の輻輳の軽減になる。   |
|    |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(1) 新たな規格への迅速な対応 | 2. 4GHz帯のISMバンドは無線LAN、Bluetoothなどで逼迫しており無線LAN同士の干渉も増加傾向にある。<br>干渉に強い通信方式か外国において開発され、それが世界標準規格となりうるような場合において、ドラフト版であっても速やかに日本においても技術基準適合証明機器として販売できるような体制を確保する事は必須である。  |
|    |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3) 自己確認制度の適用の拡大 | ベビーモニターなど、微弱電波の範囲内で機能上十分と思われる無線機器を要求するケースが多いと思う。自己認証方式の適用拡大は歓迎する。  |
| 14 |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化      | ご存知と思いますが、長崎県島原普賢岳噴火や関西淡路大震災でも社会貢献を果たしております。ところが、その活動には現行電波法による制限があり遅延した経緯があります。災害時や緊急時に移動レピーター局を高所に設置すると、小型ハンディ機で広範囲と通信できます。しかし、アマチュア局に移動レピーター局は認められていません。また、変更申請等に時間を要し、災害緊急に即応できないことは、非常にマイナスです。アマチュア無線局の包括免許を強く推進してください。   |
|    |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | その他   | また、試験制度の改善にも賛成します。<br>日本の試験は受験料が高く制約も多いので、これを受けずにFCCの試験を受ける事にします。  |
| 15 |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化      | アマチュア無線家に対するいわゆる包括免許の導入に賛成します。<br>役所の対応が、ことさらに良くないとは思いますが、TSSの対応は良くないと感じます。  |
|    |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | その他   | また、試験制度の改善にも賛成します。<br>日本の試験は受験料が高く制約も多いので、これを受けずにFCCの試験を受ける事にします。  |
| 16 |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化      | 【原案】<br>これに答えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。<br>【意見】<br>これに答えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて無線局免許申請を簡素化し、免許においては氏名、無線局の主たる運用場所、識別信号(呼出符号)、従事者資格ならびに制限条件を記した包括免許方式に変更し簡易な手続で可能とすることについて見当する必要がある。   |
| 17 | 6 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化      | アマチュア無線局の免許変更手続きの簡略化について次のように提案します。<br>・200W以下のアマチュア局の場合、各資格によって許可されているバンド/モードにて技適機種を使うのであれば、開局申請や変更申請時に届出を必要としない。それ以外の無線機を使う場合のみ、申請を行い許可を受ける。<br>・出力200W以下の付加装置取り付けの場合、申請・届出を不要とする。<br>・工事設計書における送信空中線の型式の廃止。<br>・移動しないアマチュア局の設置場所の変更を総合通信局への直接申請とする。<br>・移動する局から移動しない局への変更を総合通信局への直接申請とする。   |

【個人】

【個人】

【個人】

【個人】

【個人】

|    |                |  |  |  |
|----|----------------|--|--|--|
| 18 |                | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し                 | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化                  | 1 振り込み詐欺の防止策として、ATMのある場所に「携帯電話等通話抑制装置」を設置出来るよう要望。  |
|    |                | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し                 | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化                  | 2 アマチュア無線への「指定事項の包括指定」制度の導入を要望。  |
|    |                | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し                 | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3)自己確認制度の適用の拡大             | 3 不適合な設備の生産禁止、レンタル禁止、回収命令などを要望。  |
|    |                | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し                 | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(4)流通後の新技術への対応と環境負荷の低減      | 4 第三者が独自に修理再生した無線設備にも技術基準適合性を確認できる制度を要望。   |
|    |                | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し                 | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3)自己確認制度の適用の拡大             | 5 自己確認の義務化や認証マークのない機器の流通を防止するための措置を要望。   |
|    |                | 第2章_利用者視点に立った電波の有効利用促進                     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2)家電製品等から発生する不要電波への対策              | 6 家電製品等・エネルギー管理システム等から発生する不要電波への対策を要望。   |
|    |                | 第2章_利用者視点に立った電波の有効利用促進                     | 3. 電波の見え方の推進と安心・安全の向上<br>(3)電波リテラシーの向上                   | 7 テレビ・ラジオ放送及び学校教育での電波リテラシーの普及を要望。  |
|    | 第3章_電波利用料の活用方法 | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み | 8 免許等を要しない無線設備の購入代金に電波利用料を転嫁させることを要望。(私的録音録画補償金制度のような制度) |  |
|    |                |  |  | 【個人】   |
| 19 | 10             | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し                 | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化                  | 【原案】<br>アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。<br><br>【意見】<br>無線局免許状には、周波数範囲、電波形式、空中線電力は、無線従事者資格の範囲内とすると記載。<br>無線局免許状に、無線従事者資格と無線従事者免許番号を記載する。<br>移動する局、移動しない局の区別をなくす。<br>周波数範囲、電波形式、空中線電力の変更は、無線従事者資格の変更に伴うもののみとする。   |
|    |                |  |  | 【個人】   |
| 20 | 6              | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し                 | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化                  | 【原案】<br>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線局の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。<br>これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある。<br><br>【意見】<br>アマチュア無線においては無線従事者の資格の範囲で周波数、出力、電波の形式および無線機器の取替等の変更申請、届けをなくすことを希望します。<br>また、無線局免許状の免許の有効期間をなくし、一度免許を受ければ終身有効になることを希望します。<br><br>その他(留意事項や情報提供など)<br>米国で施行されているような、免許制度になればと思います。 |
|    | 12             | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し                 | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(1)新たな規格への迅速な対応             | 【原案】<br>このため、製品の市場投入の迅速化、製造業者の負担の軽減の観点から、技術基準適合自己確認の対象範囲の拡大を検討する必要がある。その際には、併せて不適合機器の流通を防止するための方策も検討する必要がある。<br><br>【意見】<br>アマチュア無線においては無線設備の自作機を使用できる道を残す。  |
|    |                |  |  | 【個人】   |

|    |    |                            |  |   |
|----|----|----------------------------|--|---|
| 21 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>【原案】<br/>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>先の震災において、アマチュア無線が有効に活用されたという事実の陰で、多くのアマチュア局も被災しており、自身の無線設備を失ったり、利用できない状況におかれました。被災したアマチュア局においても、何らかの無線設備の補助があれば、災害時の通信コミュニティに参加でき、よりよい活動を行うことができたと考えられます。しかしながら、このような補助があったとしても、現行の制度の元では、免許を受けていない無線設備は使用することができません。そのような状況下で、許可を受けるための手続をすることは甚だ困難です。すなわち、原案にあるような「出力等の変更を簡易な手続で可能とする」では、不十分であり、以下の2点を実現することが効果的と考えます。<br/>1. アマチュア無線局の申請に際して、開局しようとする無線従事者資格に応じて、その資格で規定される範囲の主要な周波数等を、無線局の申請の内容によらず免許すること<br/>2. 使用する無線設備について、技術基準適合証明のある機器であれば、個々の設備の変更、増設に申請や届出を要しない事とすること。</p>  |
|    | 11 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>【原文】 11ページ<br/>我が国と同様、自己確認と第三者機関(登録証明機関)による認証の双方を採用している米国では、FCCマークのない無線機器等の流通を原則禁止とした上で、全ての無線機器等を政府が自ら認証することとしており(その一部については第三者機関による認証が可能)、製造業者による自己確認は、受信専用設備やIT機器など、意図して電波を放射しない(混信リスクの低い)機器等にとどめている。</p> <p>12<br/>我が国では、特定無線設備を対象に第三者認証が適用されるとともに、携帯電話端末などの無線設備には自己確認を導入し、その対象範囲を段階的に拡大してきている。</p> <p>【意見】<br/>原案6ページには、「東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。」との一文がありますが、更に大規模な災害が想定される現在、適切な無線機器の援助を受けられない事態も考慮する必要が出てきていると考えます。このような場合においては、アマチュア無線局の運用者は、入手可能な機器あるいは部品を元に独自に無線設備を組立てる必要があります。上級の無線従事者資格を持つ者は、資格制度上も、それを実行するに十分な知識と技能を持ち合わせており、事実、多数の自作無線設備を用いた運用が広く行われています。しかしながら、現在の法制度では、逐一、第三者機関による認証を受けなければその機器を使用することができません。この点を改善する為に、自己確認制度に基づき、上級無線従事者資格を持つ者に対して、有する資格の範囲内で自作機器を用いた無線設備の運用を認める事が望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |
| 22 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>【原案】<br/>これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>上記原案に関して、是非実現させていただきたい。<br/>尚、個人的な意見ですが、下記へ提案を述べさせていただきたい。<br/>1. 資格に合わせた包括免許制度<br/>例：免許資格に合わせた送信出力、周波数を免許申請せずとも使用可能とする。現在の呼び出し符号(以下、コールサイン)申請のみの免許申請制度。個人的には、諸外国の様に、免許証にコールサインが記載される制度が望ましいと考える。<br/>2. 移動局の概念<br/>1項目での問題は固定局と移動局の定義である。アマチュア局の移動局とは移動体等で送信設備を使用する場合のみ送信出力を50wとしていただきたい。設置場所、常置場所と違う場所、例えば自宅とは別のアパート、社宅等、都合で自宅を離れてアマチュア局の運用を行う場合、移動体での運用とは言い難い。この場合は、固定局扱いの送信出力が利用出来る様に改正願いたい。<br/>3. 資格別コールサイン<br/>1項目における資格別包括免許制度により、違法運用を避ける為にも、可能であれば、資格別コールサインの実現をお願いしたい。JB、JCで始まるコールサイン利用を含めて、日本で許可されているプリフィックス全てにサフィックスを1文字と2文字の利用で資格別コールサインの実現をお願いしたい。(第1級及び第2級アマチュア無線技士のみ使用可能)<br/>例：JB1A、JB1AA、JC1A、JH1A、JR1AA等。<br/>ただし、使用中のコールサインをそのまま利用する局への変更の強制はしない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> |
| 23 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>私は約50年にわたってアマチュア無線を楽しんでいます。<br/>HAMを通じて英語の会話を勉強し、各国の人々を通して色々な事を学ぶことが出来ました。<br/>又災害に当たっては世界的にアマチュア無線家が活躍しています。我が国でも同様です。<br/>しかるに免許制度が複雑で、細かくて面倒です。<br/>世界的には包括免許制度が定着しつつあります。<br/>近年若者の無線離れが見られます、せめても、免許制度を簡略化すれば、無線離れを防ぐ事も出来ましょう。<br/>無線に縁のない役人が、狭い役人見でやるからこの様に面倒くさくなってしまいます。<br/>もっと我々国民を信用すべきです。<br/>我々の悲願であり、長年待ち望んでいる、包括免許制度を是非、是非実現して下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |
| 24 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>原案<br/>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>アメリカの様な免許制度を望みます。<br/>日本では従事者免許にて、出力などの操作範囲が定められています。<br/>アマチュアについては、その通信の重要性等を考えると局の詳細を普段、国が管理する必要性が、さほど重要な事だと考えにくいと思われまます。<br/>については、アマチュアに限っては、従事者免許の範囲内であれば、特段の届出、申請の必要なく装置の追加・変更ができる様、簡素化を望みます。<br/>現状では、非常事態になって目の前にアマチュア無線機があっても免許人が居なければ使用することができません。</p>  |
|    | 16 | 第2章_利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>原案<br/>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある</p> <p>意見<br/>効率良く電波を使用するためにもお互いに混信、雑音源になることは好ましいことではない、また消費者が知らないうちに加害者になるので欧州のような規制の実施を求める。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |

|    |   |                            |  |   |
|----|---|----------------------------|--|---|
| 25 | 6 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】<br/>         なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>         現行の制度の元では、メーカーが製造している無線機器を同一機器に交換が発生した場合にさえ免許の変更手続きが必要となっている。自作機器ならまだしも、ある程度の品質が見込めるメーカー製の無線機器を使用している場合、同一機器あるいは相当品との交換において都度の変更手続きは煩雑なものとなり、効率的とは言い難く考えます。このような場合は届け出のみとすることで十分と考えます。</p> <p>さらに、電波法施行規則第4条第1項第24号ではアマチュア局は金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局をいう、とあります。無線技術の興味を発端とした無線局でもあることから、従事者免許範囲内で許される無線局を手続き無しに柔軟に運用できることは大多数のアマチュア無線局にとっては積年の願望でもあります。一方で常置場所については常置場所の所有者あるいは近隣周囲からの合意が必要と考えますので、アマチュア無線局の常置場所についてはこれらの合意書を必要な書式として開局手続きとするよう簡略していく方向が望ましいと考えます。</p> |
|    |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | その他                                      | <p>アマチュア無線局に割り当てられる呼び出し符号(以下コールサインと呼ぶ)は、現在日本アマチュア無線連盟(JARL)が関与した場合にのみ特別割り当てが実施されているようですが、アマチュア無線では決められた時間帯で様々な通信を実施する競技があり、そのような場合には現在割り当てられているようなコールサインより短い方が通信が効率的となります。個人ベースでも特別な割り当てができるよう配慮いただきたくお願いします。また、特別な割り当てではJARL関与の特別割り当てと区別するためにJA、JE～JSから可能とするのが望ましく考えています。例: JA1A、JH1ZZ等</p> <p>なお、特別な割り当てには上級のアマチュア無線従事者資格を必須とし、特別割り当てには相当する個別費用を指定し、同一人物への複数割り当ては不可とすることでこの制度の乱用は発生しないと考えます。</p>  |
| 26 | 6 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>アマチュア無線の包括局免許制度について<br/>         アマチュア無線はもっぱら技術的研究のための免許であり利益を目的とするものではない。にもかかわらず、開局のために、ティ・エス・エス株式会社を経由した独占的な開局審査機構は費用の無駄であり、時間のロスも大きい。</p> <p>米国のように免許を取得したら局免許なしで開局できるようにするのがアマチュアレベルの望ましい形式ではないか。</p> <p>また、電波税は局面を持っている者に対して課することで平等に日本国の電波資源を共有し守ることになる。包括免許は住民票と住所を確認し電波税を納入することで本人確認と電波を有効に管理するための税収が取得できる双方にとってメリットとなる。ただし、アマチュア局の電波税は免許の種類によって税負担を変更すべきである。それは免許により電波資源を占有する比率が異なる面からみても必要な処置と考える。</p> <p>比率については検討が必要である。管理の面および近年の電波の利用方式からみても免許制度の見直しも必要と考える。</p> <p>1級から4級までの免許を1級～3級が適切である。</p> <p>新一級：電波利用税は¥2000/年<br/>         新二級：電波利用税は¥1200/年<br/>         新三級：電波利用税は¥700/年</p> <p>免許が統合されアンテナや機器が自由に使えるようになり、利用範囲が改定されればアマチュア無線の活性化となる。</p> <p>さらに、更新を年一回とすることで免許者の確認と合わせ現行の無線局の状況を報告する仕組みを作る。</p> <p>この情報で電場税を徴収する仕組みとなる。</p>                                     |
| 27 | 6 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】<br/>         なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>         全く賛成である。ぜひよろしくお願いします。</p>  |
|    |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3) 周波数再編の加速   | <p>【意見】<br/>         また3.5-3.8MHz帯のように使用可能な周波数帯が飛びとびに設定されており国内や海外局との交信において非常に使いづらい状態でありアマチュアバンドは世界共通にしてこそ非常時にも有効となりうると考えます。</p> <p>近隣諸国ではアマチュア局に開放されている周波数が我が国では使用できないというのが理解しがたい。</p> <p>【要望】<br/>         1.8-1.9MHzも連続したバンドにして、かつSSB通信やデータ通信も使用できるようにお願いします。</p>   |
| 28 |   | 第3章_電波利用料の活用の在り方           | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3) 電波利用料の位置づけ  | <p>電波利用料の一般財源化すべきだと私は思います。</p> <p>携帯電話等の加入契約数が初めて我が国の人口を上回るとともに、さまざまな電子機器の普及やスマートフォンなどの普及が急激に増えており、今のままでは歳出額が上回ると思います。また、ほぼすべての国民が携帯を持っている時代であり、国民の税金であると思います。</p> <p>不法無線局の取り締まり、重要無線通信の妨害対策などの問題もあるが、さまざまな電波の普及に伴い、電波利用料の有効利用について私たちが重視していかなければいけないので一般財源すべきだと思います。</p>   |

|    |    |   |   |
|----|----|---|---|
| 29 |    | <p>第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進</p> <p>1. 無線局の良好な受信環境の保護<br/>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策</p>    | <p>ここ数年前からECC環境整備の普及で各家庭にあっては、太陽光発電システムの設置する家庭が増えている。私が住む近所にも3.8KW出力の設備を導入した家があり、その家庭のインバーター設備から発する中波、及び短波帯、VHF帯に亘る高周波ノイズがかなりのレベルに達しており、互いの距離は80メートル程離れてはいますが、当該家庭のある方向にアマチュア無線用のアンテナを向けられない。最近頻りに太陽光設置勧誘の電話があり、設置工事業者は各家庭に対して無秩序に設置工事を押し進めているのが現状です。業界団体に尋ねると一応携帯電話や其の他無線局の無線設備等のある場所から50メートル以内は設置しないことを申し合わせているようですが、今後はどのような状況になるか不明です。私自身は太陽光発電は賛成です。至急インバーター製品から発生するノイズレベルを数メートル以内に収まるよう、厳格に規制して下さい。</p>   |
|    |    | <p>第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し</p> <p>1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br/>(1) 免許局の規律の簡素化</p>    | <p>現在アマチュア無線局の免許状記載の電波型式にはグループ分けされた電波型式が記入されており、実際に申請した電波型式以外のもも含まれており、申請時と異なる電波型式を追加したい場合でも届出または、TSS経由の保障認定が必要になる。これを技術適合認定機種に限り、例えばパソコン入力により可能になる電波型式に限って、軽微な変更事項として扱い、変更の届出なしで出来るようにして頂きたい。<br/>アマチュア無線局にあって、無線従事者資格に応じて、現在2アマ、および1アマの有資格者に対して、技術基準適合機種の使用に応じて、最大200W出力まで空中線電力が認められている。ここで更に推し進めて、1アマ有資格者に対しては、今後、製造メーカーにて単体で現行の電波技術適合基準に合致した無線機に対して、最大500W出力の空中線電力の使用を認めて頂きたい。また、リニアンプを使用して500Wの場合は、(株)TSS経由の保障認定が受けられるように取り計らって頂きたい。</p>   |
|    |    | <p>第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し</p> <p>1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br/>(3) 周波数再編の加速</p>      | <p>アマチュア無線局の周波数割り当てについて特に最近のバンドプラン変更にあつて、1. 2GHz帯、2. 4GHz帯、および5. 6GHz帯にあつては、2次業務として割り当てがなされ、また家電製品等の無線ワイアレスとの共有化が推し進められ混信妨害などが起きているのが現状である。他国に於いてはこれらの周波数帯の共有は全くなく混信妨害などは起きていない。再考をお願いしたい。<br/>アマチュア局に割り当てられている周波数帯で3. 5MHz帯から3. 8MHz帯に於いて、運用可能周波数が途切れ途切れになっており、実際の運用に於いてオフバンド周波数の確認が煩雑であり、間違え易い。そのため連続した周波数帯の再割り当てを望みます。現在他の周波数にあって、既設の無線局がどのような周波数に割り当てがあり、実際の運用がどのようになされているのか調査をお願い申し上げます。また、当該無線局の使用周波数の移動は可能であればお願いしたい。また他の国にあっては、すでにアマチュア局専用割り当てが行われており、我が国の国内における既設無線局にあっては、当然他国のアマチュア局の混信を受けることになるが、国内既設の無線局に対しても周波数の再割り当て(周波数の移動による再割り当て)を考慮願いたい。</p>  |
|    |    | <p>第3章 電波利用料の活用</p> <p>3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br/>(2) 電波利用料額等の制度の枠組み</p>               | <p>現在アマチュア局の電波利用料の支払いで、あらかじめ一括払いを申し出しない限り、毎年ごとの分割支払いが自動的に設定されており、郵便料金や、振り込み用紙代、パンフレット代が無駄に消費されていると考えます。たかが年間300円の支払いに対して300円近くの手間暇かけて利用料の請求書は納付出来ません。今後の改善策として、あらかじめ申し出のない場合は、5年分の一括払いにして頂けませんでしょうか。無駄使いは止めて頂きたい!</p>   |
|    |    | <p>第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し</p> <p>1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br/>(3) 周波数再編の加速</p>      | <p>現在の各自治体に於いて、特に防災無線、消防無線、警察無線等は縦割りの世界になっており、共通の無線周波数の割り当てはありません。ましてや、アマチュア無線、各自衛隊、県警ヘリコプターの使用する運用周波数帯以外、お互いに共通する連絡周波数の割り当てもありません。従いまして、非常災害時を考えた場合、お互いに共有出来る災害時共通の連絡周波数の割り当ても考えては如何ですか? 今回の東北大震災を考えた場合、アマチュア無線の活躍が大きな活躍を見せております。例えば、146.00MHzとか440.00MHzを非常通信用の共通周波数として割り当てを考えて頂きたい。</p>  |
| 30 | 6  | <p>第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し</p> <p>1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br/>(1) 免許局の規律の簡素化</p>    | <p>アマチュア無線に係る免許制度の簡素、簡略化を望みます。<br/>現行制度の「無線局免許」では、免許申請において申請認可された無線機のみでしか電波の発射ができません。新たに購入した最新型の無線機もすぐには使えず、変更申請後認可を待たなければなりません。<br/>また、TSS株式会社で行っている認定業務が支障になり古い無線機や、自作、改造した無線機も同様でアマチュア本来の自由な研究や運用が行い難い状況です。<br/>従事者免許の資格内であれば従事者の責任においてその資格範囲内の無線設備の自由な運用が出来る様になることを望みます。<br/>また、アマチュア無線機の流通において無線従事者の資格の確認なしで購入できる状況もお酒やタバコでさえ年齢確認がある時代に不法局対策上問題です。<br/>不法局の温床となるCB無線機や不法パーソナル機の流通を防ぐ効果も期待できると思います。</p>   |
| 31 | 14 | <p>第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進</p> <p>1. 無線局の良好な受信環境の保護<br/>(1) 放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策</p> | <p>拡大するべきだと思います。<br/>拡大して復興財源にあてるべきだと思うからです。</p>  |
| 32 | 10 | <p>第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し</p> <p>1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br/>(1) 免許局の規律の簡素化</p>    | <p>【原案】<br/>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。<br/>【意見】<br/>小生、1972年よりアマチュア無線の免許を受け、今年で開局満40年です。<br/>東日本大震災発生時、仙台駅近くにあるビルの9階におりました。強烈な揺れが6分以上続き、オフィスの机からは、引き出しが飛び出し、壁によりそって置かれているラックが次々と倒壊しました。机の上のパソコンとディスプレイは床へ転がり落ちました。ゆれが始まってから2-3分経過したときでしようか、商用電源が落ち、ビルの非常用のランプが点灯しました。停電は東北地方のほぼ全域に及び、自家発電を持たないアマチュア無線固定局、リピータ局は、機能を停止しました。一方、車載モービル局、ハンディトランシーバを使った交信は絶えることなく行われており、災害に関する情報を含めて、ある程度活用されていたと思います。<br/>このような状況を踏まえて、現状制度を改善していただきたく意見を述べさせていただきます。<br/>1) 現状では、局ごとに免許された無線機しか使うことができません。<br/>たとえ、同じ機種の無線機であっても、貸し借りはできないと認識しております(クラブ局、家族間は除く)。たとえば、津波で無線機を流された友人に、自分の無線機を貸してすぐに使ってもらうようなことができません。大変不便であり、特に災害発生時には、有効活用できません。そこで周波数と空中線電力が当該免許人の免許の範囲内であり、かつ技術基準適合証明を受けた無線機であればどれであっても手続きなく使用してよいようにならないのでしょうか。ぜひ、ご検討ください。<br/>2) 『無線通信規則』ではアマチュア業務は「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的に無線技術に興味を持ち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務」とされており、しかしながら、現状の制度では、免許を受けた送信装置の改造を行った場合、または、あらたな送信装置を自作した場合、そのたびごとに保証認定を受けなければなりません。たとえば、地震や津波で無線機送信部が壊れた時、手元に代替部品があっても、部品番号が正確に同じでなければ、取替修理して、すぐに使うことができず、有効活用できません。停電時にはインターネット申請もできません。そこで、周波数と空中線電力が免許の範囲であれば無線機を自作または修理して、すぐに使用してもよいように検討して頂きたいと存じます。そして変更があった旨は、あとから届け出ればよいというようにしていただきたいと思っております。<br/>3) 近年の半導体技術及びIT技術の発展により、高性能多機能なパソコンが安価で利用できるようになりました。無線機とパソコン、特にパソコンのサウンドデバイスを組み合わせて、様々なモードによる通信実験が行われています。モードについては、代表的なSSTV、RTTY、PSK31、AFSK、GMSKをはじめとして、非常に多種類のモードが使われています。最新の無線機では、パソコンを外付けしなくても、上記のモードを実装し、運用可能としているものもあります。現状の制度では無線機に付加装置を付けて運用を行うときは、届出やTSSIによる認定が必要です。これを簡素化し、技術基準適合証明を受けた無線機を使用するという条件であれば、付加装置について届出不要とすることを検討していただくようお願いいたします。</p> |

【個人】

【個人】

【個人】

【個人】

|    |   |                            |  |   |
|----|---|----------------------------|--|---|
| 33 | 6 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | アマチュア局の免許手続きの簡素化を強く望みます。<br>アマチュアの定義から、自己訓練と実験研究の業務である事を考慮すると、無線設備の変更などが頻繁に行われることが多くあり、そのたびに煩雑な免許手続きを行う必要があるのは、定義にそぐわないと思います。<br>米国では、無線従事者の免許と無線局の免許が一体化されており、資格取得と同時に、資格の範囲内の設備であれば即運用が可能となっています。<br><br>【個人】   |
| 34 |   | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | アマチュア局の無線局免許状における「電波の型式、周波数及び空中線電力」の欄は、電波法施行令第三条の3項で規定する各無線従事者の資格ごとに、すべての操作範囲（空中線電力にあつては最大値）を記載して発給していただきたい。<br>「電波の型式、周波数及び空中線電力」の事項を変更するたびに、変更申請（届）書を提出しなければならないのが現在の手続き手順です。しかしながら、その変更内容が無線従事者の操作範囲であれば必ず変更が許可されることから考えて、それならこの変更申請書（届）の提出は事務簡素化、及び合理化のためにも省略できるはずで<br>残る問題は無線局事項書及び工事設計書の変更に伴う「電波の型式、周波数及び空中線電力」との整合性です。<br>無線局事項書及び工事設計書については、戦後アマチュア無線が再開された昭和27年当時に比較すれば、その後の度重なる法令改正により、現在ではかなり簡略化されていますが、アマチュア業務の特殊性から考えても更なる簡略化が必要です。<br>工事設計書に記載される諸元は、ほとんどが電波法令に基づく技術基準適合証明を受けた無線設備ですから、無線局事項書及び工事設計書の提出を省略できるよう法令を改正していただきたい。<br>これにより免許状の「電波の型式、周波数及び空中線電力」の欄にすべての操作範囲を記載することが可能になり、免許事務の簡素化に資するのではないかと考えます。<br><br>【個人】   |
| 35 | 6 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | アマチュア無線技士資格の合理化について<br><br>昨年5月17日に総務省令第48号により無線従事者規則が改正され、電波法施行令の第三条（操作及び監督の範囲）の3で規定する「第三級アマチュア無線技士」の従事者試験から、モールス電信に関する課目が削除されました。従来は国内法および無線通信規則でモールス電信についての知識が必要とされていたため、「第三級（旧称・電信級）アマチュア無線技士」と「第四級（旧称・電話級）アマチュア無線技士」の二種類がありましたが、現在では区別の必要がなくなったと思います。<br>そのため、両資格を1つにまとめて初級アマチュア無線技士（仮称）とすれば、事務簡素化が可能だと思われます。<br>なお現在の第一級および第二級アマチュア無線技士については、許される空中線電力を除く操作範囲は同じであり、これも1つにまとめて上級アマチュア無線技士（仮称）とすれば、アマチュア無線の活性化はもとよりのこと、行政簡素化にも貢献できるはずで<br>WRC-03で無線通信規則第25条に追加された25.9B 5B<br>に対応できるように、我が国のアマチュア無線の従事者資格制度が整備されることを期待しています。<br>CEPT（欧州郵便電気通信主管庁会議）傘下の各国もアマチュア従事者資格は初級と上級の2種に統一しており、これが国際標準になっています。<br>電波法施行令の第三条（操作及び監督の範囲）の5で規定する、職業上必要な無線従事者資格とアマチュア無線の従事者資格との関係法令は廃止されるべきだと思います。<br><br>【個人】  |
|    |   | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準<br>の第六条の二（アマチュア局）の二項に「ただし、移動するアマチュア局の無線設備は、空中線電力が五〇ワット以下のものであること。」という規定があります。<br>そのため同一の識別信号を持つ同一の免許人でありながら、移動するアマチュア局のほかに51ワット以上のアマチュア局を開設している場合は、2局分の電波利用料を支払わなければなりません。<br>この場合、上記の「移動するアマチュア局の無線設備は、空中線電力が五〇ワット以下のものであること」という条文を撤廃するか、同一の免許人であれば支払いを少しでも軽減するため、一局分の電波利用料で済むようにしていただきたい。<br><br>【個人】   |
| 36 | 6 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | 原案<br>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続きの簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。<br>意見<br>原案では、「手続きの簡素化」「無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。」と書かれているが賛成である。<br>現在アマチュア無線局を開局するに当たり、使用無線機の登録、周波数や変調モードの登録と言った手続きが必要である。また機器の変更や変調モードの追加や変更についても申請が必要で大変複雑化されている。これは、無線機1つひとつに免許がされているためであるが災害時においてその法律が足かせになり重要な通信が出来ない場合が生じてくる。この法律によりアマチュア無線家は、自分はアマチュア無線の資格を持っているがたまたま自分の無線機がなく他人の無線機があった場合、その無線機で重要な通信を行うと法律違反になってしまう。このような事を解消するためにもっと大幅な簡素化が必要だと思う。現在のシステムでは、書類に必要事項を書き提出するだけで実際の機器については、それを証明する必要はない、たんに形式だけで事をすましている状況である。大変無駄である。<br>そこで、アマチュア無線家は、開局申請のみで資格範囲内で手続き無しですべての無線機の操作ができるようにする必要がある。そうすることで、災害時などにおいて何のためらいも無く他人の機器であろうが自分の機器であろうが通信を行う事が出来る。また、被災地においても機器の貸し借りが容易に出来効率が上がり、情報が早く伝わる分助かる人も増える可能性が出てくると思う。<br>この大幅な簡素化により出てくるメリットは、上記のものに加えて、簡単な開局申請のみになり変更申請がなくなるため現在複雑な申請に関わる人員が削減されると言うメリットも出てくる。<br>この大幅な簡素化によりトラブルが多く発生する事は、無いと思う。現在の申請が形式的なものである為、現状は全く変わらないからである。<br><br>【個人】 |
| 37 | 6 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | 【原案】<br>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続きの簡素化の要望が出ている。<br>これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。<br>【意見】<br>アマチュア無線局の局免許手続きの簡素化に賛成します。<br><br>アマチュア無線局は電波法施行規則 第3条第1項15に「アマチュア業務 金銭上の利益のためでなく、もつばら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。」と規定されています。この規定にある技術的研究の業務を行うためにも電波の発射が必要となります。その都度事前に工事設計書を作成し届出を行う若しくは指定事項の変更許可を得るというのは、手に入る部品を利用し無線機を改造したり自作して実験を行うアマチュアにとって非常に高いハードルになっています。また、近年パーソナルコンピュータのサウンド機能を利用したPSK31、JT65等デジタル通信が盛んになっています。ソフトウェアでプロトコルを実装するという性格上、パソコンに該当ソフトウェアをインストールしすぐに通信実験を行おうとしても許可若しくは届出が必要となり実験に際してハードルとなっています。新しいプロトコルがリリースされ世界規模で通信実験を行おうとしても、日本のアマチュア局は即座に対応ができません。<br><br>以上のことを踏まえ、局免許手続きが簡素化されれば、よりアマチュア無線局らしい業務が行いやすくなると考えることから局免許手続き簡素化に賛成します。尚、上に述べた技術的研究の業務のために適合表示無線設備、TSS株式会社の保証認定を受けた設備の使用に限ることなく、どのような無線設備を用いる場合でも局免許手続きが簡素化されることを合わせて希望します。<br><br>【個人】  |

|    |    |                            |  |   |      |
|----|----|----------------------------|--|---|------|
| 38 |    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | アマチュア無線は先の東日本大震災の際にもその機動力と数において、現在の非常通信の補完となりことが改めて証明されたしかしながら、運用現場では指定事項特に電波の形式、周波数、および空中線電力の指定で迅速に行動することに厳しく制限がかけられている<br>以上のことから、無線局の免許の開設、変更の際にはその使用する無線機器にあった免許の包括指定を要望するものであるしかしながら、無線機器を有しないものまでの範囲に及ぶ包括的な指定は時期尚早と思われる   | 【個人】 |
| 39 |    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | 近年電波法は「制限法」から「開放法」へと大きく変更され我々は肌で感じ取っています。さて「中間まとめ」で記載されています事項について具体的に示されていませんから理解出来ません。が従事者資格の国試については募集しておられないと思い無線局免許について述べたいと思います。<br>下記の理由で事務の簡素化をしていただきたい！<br>実体をみますと<br>①認定で許可が下りる200w以下のアマチュア無線局<br>②200w以上局で受検が必要なアマチュア無線局に大別されましょう。<br>デジタル化でTV障害が減少している事実、この答申案にも明記されている放送受信側の適切な受信環境が整備されますと益々受検の必要性が少なくなりましょう。<br>または皆無になるでしょう。<br>下級局では現行法令化でも電波の質に関する測定が事実上なされていない現実が裏付けられています。<br>万一他の無線局を初め放送受信者に妨害を与えた場合、現行法でも直ちに電波の発射の停止が求められています。<br>この条文についてはこれからハムを志す人に対しては国試問題で厳しく出題し徹底します。既に開局している人に対しては広報します。<br>アメリカのよい点を探り入れ「ボランティア検査官」を認定してTV障害などの調査に当たさせます。彼らの身分は「見なし公務員」として守秘義務など科せません。前述しました事実をわが国も認めて無線局検査は省略しては如何でしょうか。<br>ご承知のようにアメリカは中華民国・台湾でハムの国試を執行しています。しかも米国は台湾を国として承認していません。わが国と同じですね。立ち会ったのは日本人でアメリカから見ると外国人です。蛇足ですが米国では国試合格と同時に局免が下りてきます。<br>国は国際法上の識別信号（コールサイン）の管理のみ専念すべきです。   | 【個人】 |
| 40 | 5  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | 【原案】<br>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。<br>これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。<br>【意見】<br>アマチュア無線の基本理念である技術的探求の一環として、許可された空中線電力、周波数および電波型式の範囲で機器を製作していますが、その都度無線設備の変更申請手続を必要とし、多大な時間と費用を強いられていることが業務を円滑に行う上で障害になっています。原案ともども当該手続を不要としていただくことを切に要望します。   | 【個人】 |
| 41 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | 【原案】<br>これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。<br>【意見】<br>原案のとおりと思われる。現在の制度では、無線機器を購入したり廃棄する都度変更申請を行う必要があり、また自分の所有する無線機器を他のアマチュア無線士に貸す事も一定の条件下以外ではできず、アマチュア無線の発展には逆行しているとも言える。<br>今回の改正に期待する。  | 【個人】 |
| 42 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | 【原案】<br>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。<br>これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。<br>【意見】<br>そもそも、アマチュア業務は、「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的に無線技術に興味を持ち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務」と定義されており、個人の技術興味に基づき、周波数や空中線電力を選択する。一方、現状は、以前より簡素化は進められているが、技術興味を満たそうとしても、種々の手続が必要であり、その手間と時間は、免許人にとっても、行政にとっても小さくない。<br>私は、アマチュア業務に許可された範囲、かつ、免許人の無線従事者資格範囲が、無線局の開設時に許可される制度を希望する。  | 【個人】 |
| 43 | 10 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | 【原案】<br>アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。<br>【意見】<br>アマチュア無線は、無線従事者資格と局免許を一体化し、資格に応じて許容される周波数、出力、電波形式による運用を、局の開設・変更の手続を要さずに行えるよう変更願いたい。たとえ免許制度を一体化させないにしても、局免許は使用する無線機器を限定することなく、周波数、出力、電波形式等は、従事者資格に許容する全範囲を包括的に付与し、以降の追加・変更の手続を要さないよう簡素化すべきである。<br>特に技適機種であるかどうかに関わらず、機種変更だけでも変更申請が必要であったり、同一機種の追加であっても変更申請が必要であったりする点は、明らかに無駄に不必要な手続を課すことで、行政のスリム化を阻害する要因にはなっても、利点は何もないと言える。<br>他の先進各国の制度をスタディし、合理的な制度に変更することを望みたい。<br>米国での運用に際しては相互運用協定により、米国の資格試験を受けることなく運用可能であるが、日本人はたとえ無線従事者の上級資格所持者であっても、日本で開設する局の免許範囲でしか運用できない。逆に米国人は、米国で局を開設していても、日本で従事者資格を取得することなく局の開設ができます。バランスが良くない事例であり、昨今日本人で米国のアマチュア無線資格保有者が相当な人数に及ぶ一因である。<br>免許を包括化させるにあたっては、資格別コールサインの付与を同時に実現されたい。下級資格者に対する出力、電波形式等の許可範囲増大傾向で、一層上級資格の優位性がなくなっている。第一級アマチュア無線技士および相当する資格に対しては、2X1および2X2形式のコールサインを付与することを希望する。<br>さらに資格試験難易度も資格取得後の許可範囲も、資格間の差異が小さくなってきており、四等級も存在させる意義が薄いため、資格の統廃合による簡素化をすべきである。 | 【個人】 |

|    |    |                            |   |   |
|----|----|----------------------------|---|---|
| 44 | 6  | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化        | <p>【原案】<br/>アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。</p> <p>【意見】<br/>手続の簡素化に賛成です。<br/>一方アマチュア無線は、通信の興味のみでなく、技術的興味で、アンテナや、無線機の自作も重要な事項であり、技術的スキルアップにつながり、日本の技術力向上に寄与していると考えます。<br/>現状は、アマチュア無線も他の無線局同様、事項変更には申請が必要であり、200W以上の上級局については落成検査も必要になります。<br/>アマチュア無線試験における電信実技の簡略化により、上級局が増えている現在、200W以上の局が増加しています。<br/>したがって、変更に関わる手続簡略化の対象を、適合表示無線設備のみとするならば、簡略化の恩恵は少なくなり、総合通信局の業務の軽減も少なくなると考えます。<br/>実際に1000Wへの変更検査には、数ヶ月待たされたとの話も聞き及んでいます。<br/>これらのことを鑑み、手続簡略化は適合表示無線設備以外についても自己認証に近い簡易手続が使えるよう配慮いただきたい。<br/>自己認証については検査業者による検査も可能ですが、アマチュア無線は帯域で免許されることから、最低限隣接業務への影響が無いことを確認できる測定項目の選定による簡易化、および、検査業者の測定設備を賃借して、上級従事者による簡易検査などの可能性を検討いただきたいと思います。</p>   |
|    | 15 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(1) 放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策 | <p>【原案】<br/>電波法においては、放送用受信設備から無線局への妨害について、放送用受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流の限度についての一定の基準はあるものの、無線局から放送用受信設備が受ける混信について、放送用受信設備の特性に関する基準はない。</p> <p>【意見】<br/>放送用受信設備が副次的に放射する電波については基準で問題を感じたことはありませんが、ケーブルTVなど、高周波を伝送する線路からの放射、特にミッドバンドと言われる周波数の漏洩が無線通信を妨害している事例が多々あります。<br/>ケーブルTVはその特性より、出力レベル、使用ケーブルなど漏洩への考慮はされていると推察できますが、施行後の経年変化や、屋内でのケーブル移設やブースの使用なので、漏洩が発生しているものと思われます。<br/>当局は、ケーブルTVの技術者に情報を提供して、対応していただいておりますが、一般には対応できないことが多いのではないかと考えられます。<br/>漏洩レベルの監視強化または漏洩の定期的測定等の基準が必要と思われる。</p> <p>【原案】<br/>700MHz帯の再編において、ブースター問題は大きな問題となっている。将来的な周波数再編を見据えた場合、同様のケースが生じる可能性はないのか。</p> <p>【意見】<br/>ブースター問題の状況が良く分かりませんが、議事録より判断するに、ブースターの発振をさせているのではないかと推察しました。<br/>過去に、ブースターの発振ではなくUHF帯のTVブースターにおいて、TV帯域以外の周波数帯域も増幅するブースターの特性から、ブースターが飽和し、全てのTVチャンネルが見られなくなる障害を経験したことがあります。(430MHz帯の電波を増幅した)700MHz以上の帯域は、地デジによりTV以外への割り当てとなりましたが、アナログ時代から使用しているTVブースターは700MHz帯も増幅するため、TV視聴に影響する可能性があります。<br/>700MHz帯の割り当てに当たっては、ブースター飽和の問題を配慮する必要があると思います。<br/>対策として、低域通過フィルタを実装するなどの方法が考えられます。<br/>既設置ブースターの対処指針を提示していただき、公知していただきたい。</p> |
|    | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策    | <p>【原案】<br/>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。また、欧州では、これらの機器について、電磁両立性に関する規律が存在し、基準への適合性を確認せず、CEマークのないまま流通させることを規制しており、このようなマークを貼付しない機器の流通を防止するための措置を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>最近無線通信への妨害を発生させる機器として、インバータエアコン、太陽光発電装置のインバータ、エアコン、給湯器などのデジタル通信リモコンの通信線などから30MHz以下の不要電磁放射により、無線通信に妨害を与えることを経験しています。<br/>エアコンでは、屋内機と屋外機間の制御に、AC電源の1芯と専用の1芯(電源供給とあわせて3芯のVVFを使用する)で情報のやり取りをしている方式がほとんどであり、電磁ノイズをHF帯で放射しているものがあります。<br/>ノイズの規制は、世界では、10kHz(9kHz)以上のデジタルを扱っている機器は規制の対象となっています。<br/>また、ノイズ規制は、出荷時の認証が行われていますが、認証時の設置条件と実設置場所での条件が異なるため、FCCなどでは認証を受けた機器でも実害が発生した場合は、メーカーで対処することが求められています。<br/>ノイズによる妨害を認知した場合の調査、対処法をアドバイスしていただける機関(窓口)を明らかにしていただきたいと思います。<br/>メーカーに連絡すると対処していただけることもありますが、一度対処しても解決できない場合放置されます(解決できません)。</p>   |
| 45 |    | その他                        | その他   | <p>事務量軽減対策に賛成</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |
| 46 | 6  | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化        | <p>【原案】<br/>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>簡素化する対象を広げて免許付与時から周波数、空中線電力を包括した指定にしてくれるよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |
| 47 | 4  | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化        | <p>【原案】<br/>アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>1. 出力200W以下の無線設備においては、各無線従事者の資格の操作の範囲内で包括した指定とするよう要望いたします。煩雑な手続を簡素化することにより、事務処理を省力化できます。<br/>2. 移動局と固定局の二本立ての免許を廃止して一本化して、200Wまでの無線機は移動しても操作できるよう要望いたします。災害等が発生した時、無線局の指定設置場所から運用できるとは限らないので考慮しておきます。<br/>3. 出力200W以上の無線設備においても、上記の対象にするのが望ましいですが、当面、現行通りとします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |

|    |    |                            |  |  |
|----|----|----------------------------|--|--|
| 48 | 5  | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化             | <p>【原案】<br/>これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>【1】アマチュア無線の無線従事者免許を付与された者に対し、あらかじめコールサインを発給し、かつアマチュアに許可されたバンド内、かつその資格範囲内での無線の使用を許可すべきである。<br/>アマチュア無線は、東日本大震災でもその有用性が広く認められた。アマチュア無線を利用するにはアマチュア無線技士に関する無線従事者免許を持つことが必須であるだけでなく、アマチュア無線の無線局免許を受ける必要がある。この無線局免許の申請では「電波利用 電子申請・届出システム Lite」などインターネットを利用した申請システムが整備されたことにより手続きの簡素化が実現されているものの、申請後、実際に無線局免許が発行されるまで約1カ月程度かかっているのが現状である。これでは、アマチュア無線の無線従事者免許を持つ者であっても、無線局免許（コールサインの割り当て）をもたない場合には、使用する無線機を調達後、さらに1カ月も待たなくてはならないのが実情である。このことは、災害時等のアマチュア無線の活用を大きく制限している。現在、市場で容易に入手できる無線機は、原則として技術基準適合証明を付与されたアマチュア無線機であり、無線局免許の申請手続きは、およそ事務手続きの側面が支配的である。このことから、無線従事者免許を付与された者に対し、無線機等を含む無線局を準備する以前にコールサインを発給し、アマチュア無線を活用することができれば、災害時等のアマチュア無線の活用の制限が緩和され、より活用できるようになることが期待できる。</p> <p>【2】アマチュア無線局のコールサインは1無線従事者に対して1つ付与する。<br/>現在のような固定局と移動局の扱い、および行政管轄区域別にコールサインを割り当てるのでは柔軟性が不足している。災害時などには、行政管轄区域の制限を超えた支援活動が想定される。このような地区を超えた柔軟的な活動を阻害する要因にもなりうる。これが容易に想像できる。ある無線従事者に対して初めてコールサインが割り当てられる場合、行政管轄区域ごとにコールサインのプレフィクスが異なるのはなんら問題がない。しかし、地区をまたいだ移転の際、新たに異なるプレフィクスのコールサインを割り当てず、すでに割り当て済みのコールサインとすることが柔軟な活動を阻害しないのは明らかである。</p> <p>東日本大震災の場合を例に述べると、Aさんが、自宅で100Wの固定局にコールサインJA7XXXを割り当てられていた。震災により、Aさんはアマチュア無線局を有効に活用し、途絶したインフラにかわり外部との連絡も実現した。しかし、Aさんの家は、避難地区に指定され移転せざるを得なくなった。周囲の人々と一緒に移動することになったものの、移動先は他の総合通信局の管轄区域内である。このような場合、現在の手続きでは、Aさんは移転に伴い、別な総合通信局に対して固定局の申請をし、約1カ月待った後、新たなコールサインの割り当てを受け、初めて無線局の運用ができるようになる。コールサインが変わることで、各連絡先に新たなコールサインを伝えておく必要もあるだろう。その他いろいろな混乱も予想される。先に述べた、「無線従事者に対し、資格範囲内の運用をあらかじめ認める」ことで、申請から免許時間まで遅延時間なく運用を継続することが可能となり、また一度割り当てられたコールサインを別な行政管轄区域でも使うことができれば、移転後も同じコールサインを使うことができ、 unnecessaryな活動の制限がなくなる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |
| 49 | 6  | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化             | <p>【原案】<br/>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。<br/>アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増すごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは負担軽減のために手続きの簡素化の要望が出ている。<br/>これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>アマチュア無線局については、原案にあるようその使用する周波数帯が複数指定されており、またその帯域の中で、電波型式等についての使用区分が告示され、重要無線通信に対しては妨害排除するよう運用が規制されている。従って、このアマチュアバンド内での無線設備の変更等においては、従事者資格内に於いて許されている、周波数、出力等の変更は、原案に記載のように簡易な手続で可能となるよう検討を是非お願いしたい。但しアマチュア無線局の設置場所は、住宅密集地に存在していることも多く、その不要輻射が近隣の受信環境に影響を及ぼす可能性も存在するので、電波出力の制限が求められることがあっても、やむを得ないと考える。</p> <p>次に、アマチュア業務は法令において「金銭上の利益のためではなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう」と規定されている。しかしながら現状では技術的研究の第一である、送信設備等の試作実験を行う場合、小電力の場合でも全て「株式会社又は有限会社（省略）により、（省略）法第3章の技術基準に適合していることの保証」を受けなければ、免許手続きは受けられず、実験は出来ない事になっており、実験の結果不具合を発見し改造する場合も、同様に技適保証、変更申請、許可の手続きを踏まなければならない。この間に要する日時・費用は莫大なものとなり、本来の目的とする「無線技術の興味による技術的研究業務」は事実上不可能になっている実情である。また、かかる試作実験に於いては、その試作品の中にノウハウや、工業所有権等の知的情報が含まれている場合も想定され、技術内容も不明な「株式会社又は有限会社」に保証を行わせる現状は問題であると考えられる。ともあれ、これらの状況からアマチュア無線の現状は「メーカー製の製品を購入し運用するためのアマチュア通信士しか存在しない」と言っても過言ではない状態であり、これもアマチュア無線の低迷下に繋がっていると考えられる。アマチュア無線局の運用周波数帯は、先に述べたようにバンド指定であり、また使用区分の告示もあり、使用区分の中で実験用の周波数帯域を指定することにより、技適保証を得ることなく実験が出来る場が必要と考える。これにより、その実験周波数帯でのアマチュア無線局同士の相互協力により、試作実験が進行しその修正・改良が終了することになれば、実用化の為に正式に申請を行ない変更・増設免許を受け、運用開始することになり、技術的な発展が期待できるのではなかろうか。</p> <p>また、アマチュア無線界に於いても高齢化が目立ち、青少年への勧誘を進めてはいるが、設備費用の問題や、交信相手の対応等に抵抗感が有るようで、あまり伸びは見られない。</p> <p>そこで子供たちが電波実験や工作を通じて、無線に興味を持ち、楽しく参加できるよう、アマチュア無線局によって構成される団体、（例えばJARLの支部や、傘下の登録クラブ）等に簡易な実験を目的とするクラブ免許（従来の運用中心のクラブ局とは別に）を与え、先に述べた実験用周波数帯に於いてのみ、予備軍である子供たちに、所属のアマチュア無線局の指導の下で、無線機の工作やFOXハンティング等を含めた、電波実験が出来るようなシステムを、例えば施行規則第五条の二（告示第五六七号）等に準じて行えるように検討をお願いしたい。</p> |
|    | 16 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策         | <p>【原案】<br/>(2)（前略）現行の電波法では、無線設備及び高周波利用設備を規律しているが、LED照明等の一般家電製品等からの不要電波についての規律がないため、不要電波を発する家電製品等が市場に出回り、（中略）<br/>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。</p> <p>（後略）<br/>(3)（前略）一方、これらのエネルギー管理システムにおいては、太陽光発電系統連携コンバータ（GCPC）をはじめ、大電力のインバーター等が含まれる場合が多く、不要電波の発射源となるおそれがある。<br/>（中略）このため、エネルギー管理システム等の普及に合せて、これらシステムからの不要電波の許容値やその放射を抑制する方策等を早急に検討する必要がある。他方、各種電子機器等からこれらシステムに到来する不要電波を抑制する規律を検討する必要もある。</p> <p>【意見】<br/>電子技術の発展に伴い、家電製品にもスイッチング素子など波形歪を発生する回路部品が多用されている傾向も有り、競争力強化の為に原価低減がイミューニティー対策を後回しにする傾向も見られる。<br/>エネルギー管理システムとしての、太陽光発電や、ガスコージェネエンジン発電のパワーコンディショナー等においても、ユーザークレームによる対策強化は行われても、それが大多数の一般設備には及ばされていない現状と考えられる。アマチュア無線関係者は、これらエネルギー管理システムからの不要電波を適切に抑制できる方策の速やかな実施と研究開発の促進を要請したい。</p>   |
|    | 18 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(3) エネルギー管理システム等から発生する不要電波等への対策 | <p>【原案】<br/>世界的なエネルギー問題等に対応したスマートコミュニティや持続可能な車社会の実現に向け、電気自動車や家電製品等において、迅速かつ容易に充電することを可能とするワイヤレス給電システムを導入するニーズが急速に高まってきている。<br/>（中略）加えて、電気自動車等を想定したワイヤレス給電システムは、他の高周波利用設備と比べ高出力で、一般家庭の駐車場や道路、街角の至る所に多数の給電スポットが設置される可能性があることから、無線局への混信等が生じた場合の影響が大きく、技術基準適合性の確保や運用の適切性、さらには電波防護について、慎重な検討が必要となっている。</p> <p>（中略）併せて、電気自動車等への給電のような比較的高出力の高周波利用設備については、漏洩電波を低減するための研究開発や技術実証及び海外展開の支援策についても検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>電気自動車への、エネルギー供給に関してはその将来性より、各所で研究が進められているが、原案に見られるように、低容量の内蔵電源で外部より無線で電源供給が可能なワイヤレス給電システムは最も理想的なものと考えられるが、動力用の電源の用に資するためには、かなり強力な電力が必要と考えられ、この給電エレメントからの輻射漏洩電波の抑制には従来ない技術開発が必要となろう。日刊工業新聞平成24年6月28日の記事にある、道路内に埋め込んだ導線に短波帯の高周波の電流を流し、ホイールを通して給電する実験等も進められているようだが、道路全体から輻射する不要電波で町中が埋め尽くされるような事態にはならぬように願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |

|    |    |                            |  |  |
|----|----|----------------------------|--|--|
| 50 | 5  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原文】<br/>         なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>         私はアマチュア無線における非常通信に非常に関心があります。<br/>         アメリカでは災害発生時にアマチュア無線が活躍しています。そのためのチームも多数結成され、日頃からトレーニングに勤しんでいます。トレーニングはソフト（運用）面だけでなく、当然ながらハード（技術）面にも及びます。例えば新しいシステムが作られると即実践投入が可能です。<br/>         これはアメリカでは日本でいう無線従事者免許証と無線局免許状の区別なく、「試験に合格」＝「呼出符号割当」＝「許されるすべてのアマチュア無線の周波数帯・電波型式が使用可能」であるためです（無線機に対する許可ではなく、免許人に対する許可で、期間は10年間です）。新しいシステムを構築とまではいかなくても、災害発生時に役に立つ無線機を入手すればすぐに利用が可能です。また試験もその場で合否が分かり、数日以内に呼出符号が割り当てられます。<br/>         日本では、受験に数ヶ月、無線従事者免許証の取得に1ヶ月、無線局免許状の取得にさらに1ヶ月ほどかかります。新しい無線機を入手した場合の変更申請や変更申請も数日から1ヶ月ほどかかります。またメーカー製ではなく、自作の無線機、あるいはメーカー製でも保証認定機種でない場合は、変更申請のたびに費用が発生し、災害発生時に備えて設備を拡張していくほど負担を強いられます。<br/>         また、東日本大震災でアマチュア無線が活躍したことで興味を持った人が多数いると聞きました。ただし、アマチュア無線に興味はあるものの、受験申請から開局するまでに半年近くかかることから、その間に興味をなくしてしまう、あるいはそれだけ期間がかかることを知った時点で興味をなくしてしまうとも聞きます。<br/>         アメリカのように比較的すぐに受験できて、合格の数日後に開局できる制度が理想ではありますが、まずは開局の時点で、<br/>         ・資格に応じたすべての電波の型式、周波数、空中線電力を許可する<br/>         ・無線機（送信機）別の許可ではなく、資格の範囲内であれば自由に無線機を使用できるものとする<br/>         としていただきたいと存じます。その後、受験から無線従事者免許証取得まで、免許証取得から無線局免許状取得までの期間を短くする、あるいは免許証＝免許状とするといったことも検討していただければと思います。<br/>         ただし、上記2点につきまして、最初からすべての局に対して実施するのは難しいかと思えます。落成検査が必要な「200ワットを超える局」、あるいは「移動しない局」（50ワットを超える局）については現行の通りでも、少なくとも「移動する局」に対しては上記を考慮していただくことで、かなりの効率アップ、そしてさらなる有効活用につながる事が期待できるかと思えます。<br/>         以上です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> |
| 51 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】<br/>         なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。」</p> <p>【意見】<br/>         無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて、賛成いたします。<br/>         1. アマチュア無線において、技術の向上や自己訓練はとても重要です。そのため無線機の交換や付加装置の増設が頻繁に行われます。これらの変更手続きが簡素化されることにより、アマチュア無線家が容易に技術力の向上などに取り組むことができます。<br/>         2. 災害時にアマチュア無線の活用が有効であることは、いままでも度々実証されております。しかし、今の制度では変更手続きに時間がかかるため免許されている周波数、電波形式だけで災害時の通信を確保は難しいことがあります。この変更手続きが簡素化されれば、災害時にますます有効な通信手段のひとつになると考えます。<br/>         3. 無線局の開局や変更は電子申請が行えるようになっております。無線従事者資格に応じて一定の範囲の手続きは、電子申請システムで対応できるものと考えます。<br/>         4. 近年アマチュア無線においてもパソコンを接続した新しい通信方法が多く行われております。これらを容易に実験し実用化に結びつけるため、一定の範囲は無線従事者の範囲で可能な限り広いことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |
| 52 | 27 | 第3章_電波利用料の活用               | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3) 電波利用料の位置づけ  | <p>【本文】<br/>         スマートフォン等の利用においてセキュリティ上の問題が発生したり、様々な電子機器からの漏洩電波等が他の無線局に有害な混信を与えること等が新しい問題として顕在化してきている。このため、国民にとって安心・安全で、使い勝手の良い電波利用の確保の観点から、電波利用に関する更なるリテラシー向上や周知・広報を図ると同時に、電波の有効利用の観点から電波の適正な利用環境の確保により強力に取り組んでいくことが求められている。</p> <p>【意見】<br/>         電波利用料はこれまで行っていた特定財源のまま残すべきだと考えます。<br/>         用途が先に決定していた方が、国民としても安心で理解しやすく応益原則に基づき負担が決定されていた方がいいと思います。用途の検討については、本文に記載されているように問題が発生しているので、予算の縮小を視野にいれつつ用途の現状維持をし、より良い用途を検討すべきではないかと思えます。<br/>         電波利用の確保の観点などこれから取り組んでいくことを、より具体的に述べる必要性があると感じました。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |
| 53 |    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>現在、世界で最大のアマチュア無線大国であるアメリカ合衆国（以下、米国と略称します）では、無線従事者資格と無線局免許とは一本化されています。このため、無線設備の申請や許可、変更などの手続きはわが国と比べてはるかに簡素化され、煩雑な手続きは免除されています。また、操作範囲もそれぞれの資格に応じて、その上限までの範囲であれば特段の制限はありません。欧州諸国やその他の先進国においても、米国の制度と似たものと聞いています。</p> <p>わが国でも、近年は手続きの簡素化が進められていますが、実情は米国などと比較した場合には、はるかに及ばないのが実態です。</p> <p>送信機の自作や実験を自由化することはアマチュア無線の精神である技術的興味を育むために、大いに資すると確信いたします。こうした観点から、資格と免許の範囲であれば、機器類の変更や運用周波数、電波型式、空中線電力の変更が自由に出来るように制度の見直しをする事は有意義な施策だと考えます。</p> <p>行政改革の観点から考えても非常に有効だと思われまますから、免許制度、手続きの見直しと簡素化を実現されるよう、強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |
| 54 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要でありアマチュア無線の利用者からは負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるためにアマチュア無線については無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】黎明期のアマチュア無線家は、常に大幅なリスクを伴う開発を避けるメーカーに対し、果敢に新技術の開発に多大に貢献し今日の「物作り日本」の基礎を築いてこられたのは明白な事実であります。しかるに現在は巷に高性能な無線機が溢れ、開局時においても安きに流れるごとく安直な既製品無線機にて開局される若きアマチュア無線家の多いことも紛れもない事実であります。このままでは、かつて世界を席巻した「物作り日本」の技術の低迷、凋落は火を見るよりも明らかになりつつあります。しかしながら幸いにもアマチュア無線家のなかには未だ新技術の発見、開発に熱意を燃やす人も少なくありません。でもそれに対する足枷となっているのが、複雑な手続であります。今後の日本の技術の増々の発展の為、特に若者の熱意を消さないためにも、手続の大幅な簡素化を切に望むものであります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |

|    |   |                            |  |  |
|----|---|----------------------------|--|--|
| 55 |   | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>アマチュア局の免許に関する提案<br/>現状のアマチュア局の免許は、免許人の資格を証する「免許証」と、使用できる送信機の構成・性能あるいは型式等をあらかじめ申請・許可を得て受領する「局の免許状」の2本建てとなっている。ここでは後者について、電波法の趣旨に沿った改革を提案する。</p> <p>つまり、現在のアマチュア局の免許状制度を廃止し、「無線従事者資格に応じて電波の発射が自由に行えるようにする」ことによって、電波法に規定されている『アマチュア業務は、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう』、という精神に沿った改革を実現するものである。</p> <p>以下にその理由と根拠を述べる：</p> <p>(1) 一昨年3月11日の大震災以来、非常時におけるアマチュア無線に対する期待が全国的に拡大している。ところが現在の局免許制度では、自分が許可された設備以外は操作できないため、非常時等の運用において、その現場（たとえば区役所や地域防災拠点等）で調達できる設備が自分に許可されたものとは異なるケースが多く発生しうる。そのような場合、原則的には運用が不可能となり問題が生じる。</p> <p>しかし、設備の型式等を限定せず、『無線従事者資格に応じて電波の発射が自由に行なえる』制度にすれば、この問題は一挙に解決できる。</p> <p>(2) 技術の大幅な進歩により、メーカー製の高性能で均質な機器が容易に手に入るようになったため、多くのアマチュア局がそれを使用している。そのため無線従事者の免許を保有する者が機器の操作をする限りにおいては、悪質な電波を撒き散らす恐れは非常に少なくなっており、いまや、機器の構成や型式を記載して申請・許可を得る必要性が無くなってきている。</p> <p>また、毎年、各社から新製品が発表されているが、買い替えのたびに局の免許状申請・許可が必要となる現状は、国内の業界育成面でも望ましいものではないと思われる。</p> <p>(3) 一方、いわゆる『自作派』といわれるような自分で無線設備を作ることに興味を持つ者も多く、そのような自由な“技術的研究”を促進し、人材育成に寄与する観点からも、現在の局免許制度を簡略化することが望まれる。また、行政の役割は、そのような『自作派』のためにも、無線機器の特性や性能を測る事ができる設備等、サポート体制を設置することが現実の問題解決に有効である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |
| 56 | 6 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>【原案】<br/>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続きの簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>私は、50有余年アマチュア無線を楽しんでおります。アマチュア無線は、技術的な自己訓練のほか良好な人間関係の構築や順法精神の醸成にも有用であります。特に青少年にとって人格形成にアマチュア無線は有効であり、有志と小中学生のための理科実験・工作講座を開講しその中でアマチュア無線を取り上げてその普及のボランティア活動をしております。この活動の中で、特に感じますのは、子供たちが実験として無線機に付加装置を作ったり、改造した自作した場合には、非上場のTSS株式会社という一民間会社の保証認定を受けなければなりません。（この保証認定は同社のみが独占的に行っている業務です）この保証認定は子供たちにとってとても高額であり、また時間もかかることから、無線従事者資格に応じて一定の範囲内では特段の手続きを要することなく無線機の変更・追加などが行える柔軟な制度への改正をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |
| 57 | 1 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>【原案】<br/>アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>無線従事者資格に応じて一定の範囲では無く、広く自作の無線機器が簡易な手続きで使用可能となるようにしてください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |
| 58 |   | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>私は昭和44年からアマチュア無線局（以下アマチュア局という）の免許を受けて無線技術の向上のための自己研鑽を行うとともに無線通信を楽しんでまいりました。近年アマチュア局を取りまく環境は急速に悪化しており、安定した通信が出来ることが少なくなっており、その原因の一つに家電設備等から発射される不要電波（以下ノイズという）が多くなったことが挙げられます。そこで私が実際に直面している現状を例に、これら設備から発射される不要電波に対して法的整備等をお願いしたく、下記のとおり意見を申し上げます。</p> <p>記<br/>1 意見内容<br/>家電製品等から発生する不要電波への対策<br/>（太陽光発電装置から発生する不要電波について）<br/>平成23年1月に隣家に設置された太陽光発電装置から発生するノイズによって、私が開設するアマチュア局の無線設備の受信装置が大きな妨害を受け、この太陽光発電装置が稼動する日中は通信がほぼ不可能になっています。原因を調査しましたところ、太陽光パネルで作られた直流電気を交流に変換するパワーコンディショナーからのものであることが判明しました。パワーコンディショナーは構造上大きなノイズを発生します。このためこの装置全体をシールドしノイズフィルターを組み込み装置外への不要電波を遮断する必要があります。</p> <p>しかし、このノイズフィルターの性能が十分発揮されないと短波帯を中心に広い周波数に及ぶノイズを放出することになります。生産者であるメーカーは直流から交流への変換効率を高めるため装置の改良を図っていますが、ノイズ対策についてはコストの関係等もあり十分に対応していないのが現状のようです。</p> <p>私の場合、問題の製品は旧サンヨー（現パナソニック）の製品で、メーカーに対して一年半以上も対策を依頼していますが、いまだに解決に至っておりません。</p> <p>知人が開設しているアマチュア局にも同様の問題が生じましたが、そちらはメーカーの積極的な対策で解決（パワーコンディショナーはオムロン製品）していますので、メーカーによって技術的対応に大きな格差があるのが現状です。</p> <p>欧州のようにCEマークのないままでの流通を規制するなどの制度が確立していないために、このような問題が発生するのだと思います。</p> <p>消費者庁では最近LED電球から発生するノイズに対して基準作りをされたと聞いていますが、今後のエネルギー問題の中で太陽光発電は重要な位置を占めて普及していくものと考えられますので、ノイズ問題が拡大しない内に早急に太陽光発電装置から発生するノイズについても総務省が中心となって基準作りを行っていただきたくお願い申し上げます。</p> <p>東日本大震災でもアマチュア局は災害時の通信に役立つことが証明されています。他の通信手段のようにインフラ整備をしなくとも実用になります。活動の妨げになるノイズの少ない環境づくりに特段のご配慮をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> |

|    |    |                            |   |   |
|----|----|----------------------------|---|---|
| 59 | 5  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化    | <p>【原案】東日本大震災においては、救援活動等に駆けつけた公共機関等が使用する船上地球局とV S A T地球局の異なる衛星通信システム間での直接通信が技術的には可能であったが、そのような異なるシステム間の通信が想定されていなかったため、現場では衛星経由の直接通信を行わず、それぞれのシステム内で一旦地上のネットワーク回線に衛星通信トラヒックを落としてから通信を確立したという事例があった。今後は、このような非常時を中心に異なる衛星系業務・システム間での直接通信のニーズが高まると想定されることから、衛星通信システムの技術の進展等を踏まえつつ、異なる業務・システム間の横断的な利用について、技術的課題も含めて検討する必要がある。</p> <p>【意見】東日本大震災から、早くも1年半が過ぎようとしている。経験談として、実際に私も携帯電話を使用しようとしたが、回線のネットワークにエラーが生じ一切携帯電話は使えず、連絡をとることができなかった。不安で怖くて本当に仕方なかった。きっと日本中多くの人が同じ思いをしたであろう。1年半も経つと人間、不思議と忘れつつあるものである。しかし、今後のことを考え何がいつ起こるかかわからない状況であるので、この、衛生業務・システム間で直接通信を更に進展させて欲しいと思った。緊急時にこのシステムが確立されていれば、前回の東日本大地震のような思いはしなくていいのだから、国民の不安は少しでも解消される気がする。今後、このようなニーズは高まるに違いない。電波というのは、災害時の最大の手段になるもので欠かせないのだ。しかし、このシステムを確立させていくには、たくさんの課題も見つかるであろう。そんな課題も検討し、早々にシステム確立へと進んでいただきたいと思った。そして、少しでも早く国民の不安を取り除いてもらいたい。</p>   |
|    | 24 | 第3章_電波利用料の活用方法             | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3) 電波利用料の位置づけ     | <p>【原案】一方、一会計年度においては、無線局数の予想以上の増加等により当該年度の歳入が歳出を上回ることも想定される。この場合、同項のただし書の、「ただし、その金額が当該年度の電波利用共益費用の予算額を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。」との規定により、歳出額を上回る部分については、当該年度の他の行政経費に充てることができることとなっている。</p> <p>しかしながら、同条第2項の規定(注34)により、一会計年度において、電波利用料収入が必要な電波利用共益費用を下回る場合等には、当該年度の電波利用料収入に加えて、制度設立以降の各年度において電波利用共益費用の財源に充てられなかった電波利用料収入の合算額の範囲内において、電波利用共益費用の財源に充てることが可能となっている。これにより、電波利用料収入の全額を電波利用共益費用の財源に充てるといふ制度の趣旨が確保されている</p> <p>【意見】「電波利用料」は将来において、一般化財源すべきである。</p>  |
| 60 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化    | <p>【原案】なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】現在日本のアマチュア無線局の免許制度は世界中の先進国の中にあって遅れていると言わざるを得ない。先進諸国と同等の簡便な免許制度によって得られるメリットは計り知れなく大きい。それらを列挙してみると、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請者の手続きが簡素化されることにより免許人が増加する。</li> <li>(2) 申請を受け付ける主管庁の負担が大幅に軽減する。</li> <li>(3) 違法運用状態の改善に繋がり健全な運用環境が提供できる。</li> <li>(4) 自由な設備の使用が可能になり、電波利用促進に拍車をかける。</li> <li>(5) 上記により副次的に経済活動にも寄与する。</li> <li>(6) 原案にもあるように災害発生時には特別な局免許を必要とせず、災害時の活動、特に重要な初動時の活動が速やかに行えるようになる。</li> <li>(7) 免許制度の簡素化によって外国人にも免許の取得が容易になり、国際交流にも寄与する。</li> </ol> <p>これらに対して電波管理面で多少のデメリットもあるように指摘されているが、免許制度改正により免許の審査・発給をしている部門に余剰人員が生じ、それらを管理部門へ配転することにより改善すると思われる。</p> <p>以上により、アマチュア局の免許制度の大幅な簡素化が実現することを願うものです。</p> |
| 61 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化    | <p>【原案】これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】本意見に賛成です。簡易な手続きについては、以下の考慮をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 200W以下のアマチュア局は技術適合機種を使用する限り、取替えや増設時に申請や届け出等を不要とすること。</li> <li>(2) 200Wを超えるアマチュア局については、開設時に従来通り落成検査を必要としても、以後の変更についてはエキサイタ送信機に技術適合機種を使用する限り、取替えや増設時に申請や届け出等を不要とすること。</li> <li>(3) 移動する局と移動しない局の区別を、アマチュア局は廃止すること。その上で、1200MHz帯の10W出力と同様に、50Wを超える出力は設置場所での運用時に限る、という但し書きを免許状に記すことで、50Wを超える無線機の設置場所以外での使用を可能にすること。</li> <li>(4) アマチュア局の資格別の割合が、情報通信統計データベースによれば、第二級と第一級を合わせて全体の数%以下にとどまっております。これまでの度重なる第四級や第三級に対する規制緩和の副作用として、結果的に上級資格取得へのインセンティブが下がってしまったのも一因と思われます。そこで、上級資格者へのインセンティブとして、一般業務局との整合性に目をつぶり、移動運用時の100W出力を認めるなどといった思い切った規制緩和を、上級資格者向けに検討してほしいと考えます。</li> </ol>  |
| 62 | 5  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化    | アマチュア無線局について無線従事者の資格に応じて一定の範囲の出力の変更を極めて簡素化することを要望します。   |
|    |    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化    | また、無線従事者の資格に応じて、1級アマチュア無線技士であれば5ワット程度の出力の無線機を、極めて簡単な認証により可能とすることも要望します。   |
|    | 26 | 第3章_電波利用料の活用方法             | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2) 電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【意見】私はアマチュア局の免許を3局持っており、(固定2局移動1局)電波利用料を1局当り300円毎年支払っている。毎年一回、各局について、電波利用料の使われ方の説明が送られてくるが不要である。説明(PR)は複数ページにわたり、上質紙に印刷され郵送されてくるがこのPR書類の送付に300円以上の費用がかかっているだろう。手間ひま人件費を考えれば費用の多さは想像もつかない。まったくの無駄だ。無駄な物を送ってくる一方、無線局の免許更新時に新しい免許状が発給される際には、切手を貼った封筒を提出しろと免許人に要求する。馬鹿げている。(米国では無料)PRをしたければWEBで十分。金が余っているならアマチュアから電波利用料を徴収すべきではない。</p>   |

|    |    |                            |  |  |
|----|----|----------------------------|--|--|
| 63 | 5  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化        | 【意見】アマチュア局の免許制度は煩雑過ぎる。米国の免許のように資格に見合った設備の設置増設変更等は自由にできるようにすべき。米国の免許には電波形式も周波数も記載がない。送信機の取替えの度に申請を要し200W超えでは検査があるようでは、あまりに大きな足かせである。アマチュアは余暇にアマチュア業務をやっていて、時間がない。また、不要な事務処理を無くすことは国の財政健全化にも寄与する。役人はもっと重要な事にその力を発揮して欲しい。上記に加え。すぐにもできることを挙げ<br>1. アマチュア局の免許の期限を5年から10年にせよ。(米国同等)作業が半分になる<br>2. 変更申請届出をした場合には、その時点で免許期限の基点をリセットせよ。(そこから5年あるいは10年に)<br>3. アマチュアについて固定局と移動局の免許を同一にせよ。移動出力50W、固定出力1KWと免許状に書けばよい。国も免許人も作業が減る。<br>役人の仕事の確保以外には役に立たないような事を止めないと、国は発展しない。<br><br>【個人】   |
| 64 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化        | 【原案】<br>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増すごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは負担軽減のために手続きの簡素化の要望が出ている。<br>これに就いて、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある。<br>【意見】<br>アマチュア無線について、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の手続きの簡素化を要望します。公共の電波を放射するアマチュア無線において、送信機・受信機とも通信機を自作していた時代から現在では大きく状況が変わり、アマチュア無線家の多くはメーカー製による通信機を購入し開局しています。通信技術の大きな進歩により、技術基準適合証明等を受けた機器などメーカー製通信機を使用して放射する電波の質について問題は少ないと考えます。また、従事者資格を取得してから開局するまでの事務的な手続きについて、現在のネット社会との大きなギャップを感じます。免許付与時から無線従事者資格に応じた周波数、空中線電力などを包括した指定を望みます。ただ、アマチュア無線には、個人的な興味による技術的研究として自作通信機などによる通信技術の楽しみがあり、今回の手続きの簡素化によってアマチュア無線の原点というべき自作による通信機等に対して規制や排除の対象にならないようあわせて希望いたします。<br><br>【個人】        |
| 65 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化        | 【原案】<br>これに就いて、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある。<br>【意見】<br>アマチュア無線について、無線従事者資格に応じた形で免許制度を簡素化することに基本的に賛成であるが、実施に当たっては、諸外国の制度も参考に、できる限り免許人に負担のかからないような簡素化された制度の実現を目指すべきである。<br>本中間取りまとめにも記述されているように、アマチュア無線は非常災害時における通信の確保にこれまで貢献してきており、東日本大震災でも有効に活用された。<br>また、電波法施行規則第3条15項に、アマチュア業務は「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。」とあり、無線従事者資格の操作範囲の中で、設備の取り換え、付加装置の追加、取り換えなど、自由に行えるようにすることが、その目的にかなうが、現状では、変更の申請、届け出などの手続きが必要とされている。<br>米国では、無線従事者資格を取得すると同時に、その操作範囲のすべての運用が可能となる無線局免許が付与されるが、我が国の免許制度でこれを取り入れるのが難しいとしても、無線局免許の許可を得た後は、無線従事者資格の操作範囲内において、特別の手続きを踏むことなく、周波数、出力の変更、無線設備の取り換え、付加装置の追加等が行えるようにすることが望ましい。<br>個々のアマチュア局について、設備の現状を必要に応じて把握する必要があるのであれば、個々に報告を求めるともよいと考える。 |
|    | 15 | 第2章_利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(1)放送用受信設備から発生する漏洩電波等への対策 | 【原案】<br>放送用受信設備の設置工法等の問題を解決するための方策や干渉を低減するために基準を設け、その適合性を確認する<br>【意見】<br>「ブースター問題」は、設備設置者の放送用受信設備のみならず、近隣の放送用受信設備や他の無線通信に障害を与えるものであり、基準を設けて適合性を確認することにより、利用者が安心して設備を導入したり、工事を依頼したりできる。<br>また、障害が発生した場合における責任の分界も明らかにできることから、アマチュア無線の立場からも賛成する。<br><br>【個人】   |
| 66 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化        | 【原案】の「・・・アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある。」の中間とりまとめ案について、意見を述べます。<br>当案について、単に「周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とする」のではなく、「使用する機器についての手続きの免除、簡素化」を希望します。これは、アマチュア無線局は使用する機器について申請が必要であり、知人の機器を借用しての自局で運用ができない、改造やオプション追加を行うことで技適から外れ申請が必要、自作機器や技適外の機器も申請が必要であり、申請の複雑さ、時間、費用を要するといった課題があります。この対応として「機器の有無に関わらず、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力を最初から割当すると共に、その範囲で使用する機器（工事設計書）についての基準緩和」を希望します。<br>例えば、第3級アマチュア無線技士には、「1.9MHz～1200MHzのアマチュアバンドと全電波形式、出力50W、移動局」として無線局免許状を与え、工事設計書の扱いは「技適機器は申請不要、自作機器等の技適外機器については届出のみ行う」等で簡素化するものです。これにより、災害発生時の対応やアマチュア無線局の目的である「自己訓練」の容易化、また行政の事務手続きの簡素化に繋がるものと思慮します。<br><br>【個人】  |
| 67 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化        | 「なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続きの簡素化の要望が出ている。これに就いて、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある。」<br>移動する局においても、空中電力100Wまで緩和いただく方向でお願いいたします。<br><br>【個人】  |
| 68 | 23 | 第3章_電波利用料の活用方法             | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ         | 電波利用料を将来において一般財源化すべきだと考えます。現在、携帯電話、スマートフォンを多くの人が持ち、依存状態にあると思います。たとえ一般財源化し料金の額が上がったとしても、電波を利用しているわけだし依存状態にあるため、人々はそう簡単には携帯電話、スマートフォンを手放すことは少なく影響がないと思います。使途としては、「電波利用料」なので、防災時などの利用範囲、電波利用環境の保護といった使途の拡大を主にし、電波に関して安心、安全の確保ができればと思います。他は一般財源化して、広い使途で支出できるようになればいいのではないのでしょうか。<br><br>【個人】  |

|    |       |                                    |  |   |      |
|----|-------|------------------------------------|--|---|------|
| 69 | 23-32 | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方               | 3. 電波利用料<br>制度の効率化<br>等に関する課<br>題            | <p>【原案】<br/>その上で、「将来的な一般財源化」については、「電波利用共益費用」である電波利用料の活用の在り方の検討とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>上記のことについては私は、今や国民のほとんどが携帯端末や電波を使っている中、一般財源化するのはおかしいと思います。理由は、国民のほとんどが利用していて、働くにも電波を利用しないと難しくなってますし、今、特定財源であるからこそ私たちは利用しているのであって、もしこれが一般財源化になったとき、今利用している人たち（学生を含む）は今までのように利用できるのでしょうか？などで、私は今のまま現状維持をすべきだと思います。</p>  | 【個人】 |
| 70 | 6     | 第1章_電波利用環境の変化<br>に応じた<br>規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>【原案】<br/>これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡素な手続で可能とすることについて検討が必要がある。</p> <p>【意見】<br/>アマチュア局については、諸外国での規制と同様に、個々の送信機ごとの検査を不要化し、免許人の保有する無線従事者資格に応じた電波の型式・周波数・空中線電力（第1級アマチュア無線技士であれば短波帯1kW等）を一律に割当てて、特段の手続を行なうことなくその範囲内で自由に運用可能な制度とするのが適当である。<br/>すなわち、アマチュア局には世界共通（厳密には、第1～第3地域毎に区分されており、わが国は第3地域）の周波数が帯（バンド）として割り当てられているため、他の業務との混信の恐れがない。このため、無線従事者資格に応じたすべての電波の型式・周波数・空中線電力が一律に許可しても支障なく、そのようなやり方が世界標準となっている。実際に、米国、英国、ドイツ、オーストラリア、カナダ等、いずれの国でもアマチュア局免許状には「免許人の住所・氏名・資格の種類・識別信号」が記載されているのみで、電波の型式・周波数・空中線電力は法令（わが国でいうところの無線従事者操作範囲令および「アマチュア局が動作することを許される周波数帯」の告示等に相当）を参照し、その範囲内で自由に運用できる。さらに、これら諸国では免許状に無線設備の設置場所の記載さえもないところが多い。（住所を郵便私書箱にしていれば、免許人の住所も把握されない。）<br/>また、関係法令の基本的な考え方が固まった昭和30年代と異なり、送信機等の設計技術、部品の性能、製造技術、測定技術等は格段に高まり、その結果、機器の性能すなわち電波の質は大きく向上した。総務省の技官がわざわざ出張して行っている落成検査・変更検査メーカーの出荷検査に合格した機器の性能を追認しているにすぎず、現在では、人手と時間をかける意味がない状況となっている。<br/>過去にはアマチュア局によるTV放送受信障害も時折発生していたが、地上デジタル化が完了し、現在では障害が殆んど発生しない状態となったことも、上記のような変更が適切と判断できる理由のひとつである。</p> | 【個人】 |
|    | その他   | その他                                | その他  | 一方、電波の使用環境は本「とりまとめ」の別項にも記載があるように悪化の一途で、今後は、「無線局（アマチュア局）の機器の性能検査」ではなく「電波の受信妨害を発生させる機器の探知・取締り」に政策の重点および人員・予算配分を移行するべきである。   | 【個人】 |
|    | 16    | 第2章_利用者視点に立った電波の有効利用促進             | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>【原案】<br/>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>家電製品として使用されているもので、現在、無線局の受信環境の大きな悪化を招いているものには、広帯域電力線搬送用機器（PLC）および住宅用太陽光インバータがある。</p> <p>これらの機器は、国内での規制が欧州並みとなっておらず、わが国の都市部への人口集中度を考えると、型式認定にあたっては欧州各国（CEマーク制度）より数段厳しい規制値を設定し、「静穏な田園地帯の雑音レベル」以上の雑音を発生する機器は製造・流通・使用ができないような改善策を早急に講じるべきである。また、万一、妨害や被害等が発生した場合のすみやかな対処のため、使用者（所有者）は届出制を導入するとともに、妨害事案が発生した機器は認定等の取消しや改善措置命令等を出すべきである。</p>   | 【個人】 |
|    | 18    | 第2章_利用者視点に立った電波の有効利用促進             | 2. 高周波利用設備の普及促進                              | <p>【原案】<br/>ワイヤレス給電システムの一般家庭への普及促進の観点からは、現在の規律の在り方について検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>ワイヤレス給電システムは実験段階であるが、その特性上、現在の技術では、広い周波数帯への不要電波の拡散が広範囲で起こる可能性が非常に高い。そのような状況を回避するためには、「静穏な田園地帯の雑音レベル」を規準として、これを超えるものは使用できないような法規制を早期に確立する必要がある。<br/>とりわけ、MHz帯～GHz帯には、受信する電波の強度が著しく微弱な業務も多いため、それら既存業務が十分に保護されるような厳しい規制を行なう必要がある。<br/>なお、事例としてあがっている自動車への給電はワイヤレスとする必要性は低い。即ち、ガソリンの給油と同様に、ケーブルを接続すればこと足りるので、他の業務への妨害が発生しないような技術が開発されるまでの間は、用途または電力で全般的に規制する（自動車充電への使用禁止、出力10mW以上の伝送装置の禁止等）ことも一案である。</p>   | 【個人】 |
|    |       |                                    |  | 電波受信環境は一旦悪化すると、元の静穏な状態に戻すことは不可能である。また、受信妨害は、本「とりまとめ」で言及されているような各種の「電波応用機器（受信用設備をはじめとする妨害電波等を発生する可能性のある機器を含む）の側」で対策をとらなければ、「受信する側」で対策をとることは不可能という特徴がある。現在、最も優先すべきは、広帯域電力線搬送通信機器、太陽光発電用インバータ、自動車へのワイヤレス給電システムへの厳格な規制（広帯域電力線搬送通信機器については大幅な規制強化）とそれに適合させるようなメーカー各社の技術開発の促進である。<br>わが国が、規制当局・メーカーが一体となった「電波受信環境保護の最先進国」となり、その技術を世界に展開することを願ってやまない。   | 【個人】 |
| 71 | 5     | 第1章_電波利用環境の変化<br>に応じた<br>規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>【原案】アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>近年の無線機器はモジュールされ、非常に信頼性も高い。これらの、無線設備について申請、許可、届け出などの煩雑な手続きをいちいち申請変更等の度におこなうのは現実的ではないある程度の範囲までは、簡素化する事に大賛成です。</p>   | 【個人】 |
| 72 | 26    | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方               | 2. 具体的な活用分野<br>(3) 電波利用環境の整備の促進等             | <p>【意見】<br/>現在、スマートフォンの普及などで電波を利用する機会が増えているなか、電波利用の安全性や適正な利用の仕方、安全な利用環境の確保について関心を持つ国民は多いと思う。しかし関心はあるが、しっかり理解している国民は少ないと思う。国民のリテラシー向上のための活動に電波利用料を使うならば、もっと多くの国民に電波の安全性、適正な利用の仕方、安全な利用環境の確保について理解してもらうような機会を設け、活動を見直し、改善や工夫をして電波利用料を有効に使用し、国民のリテラシー向上に向けた活動をするべきだと考えます。</p>  | 【個人】 |
| 73 |       | 第1章_電波利用環境の変化<br>に応じた<br>規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | 簡素化する対象を広げて免許付与時から周波数、空中線電力を包括した指定にしてくれるよう要望する。   | 【個人】 |

|    |    |                            |  |   |
|----|----|----------------------------|--|---|
| 74 | 6  | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>【個人】</p> <p>なお、東日本大震災や阪神淡路大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p>   |
| 75 | 6  | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>【個人】</p> <p>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>意見<br/>簡素化する対象を広げて免許付与時から周波数、空中線電力を包括した指定にしてくれるよう要望する。</p> <p>【個人】</p>   |
| 76 | 25 | 第3章 電波利用料の活用方法             | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3) 電波利用料の位置づけ      | <p>【原案】</p> <p>以上のことから、本章では、電波の有効利用をより一層推進するとともに、電波のより適正な利用環境の確保を図るため、今後の電波利用料の活用の在り方について検討を行うものである。</p> <p>【意見】</p> <p>現在の電波状況の改善や、防災の目的でも電波利用料の活用を拡大すべきである。そうすると財源の使途が増えてしまうので、予算規模も拡大すべきだ。しかし、この電波利用料は、特定財源のまま残すべきである。</p>   |
|    | 26 | 第3章 電波利用料の活用方法             | 1. 電波利用料の活用に関する基本的な考え方<br>(3) 電波利用料の活用方法の方向性 | <p>【原案】</p> <p>新たな電波有効利用技術を早期に導入するための研究開発や国際標準化等の一層の推進、また、第2章で述べたように、良好な受信環境の保護や安心・安全の向上に向けた電波利用環境の設備等に電波利用料を活用すること等を検討していくことが重要であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>電波は、国民生活では欠かすことのできない重要な通信手段として活用されている。そのため、電波利用料の使途は拡大されるべきだと私は考える。なぜならば、本文でも書かれているように、災害等の非常事態ですべての国民が安全・安心して通信手段を活用できなければならないからである。</p>   |
|    | 29 | 第3章 電波利用料の活用方法             | 2. 具体的な活用分野<br>(3) 電波利用環境の整備の促進等             | <p>【原案】</p> <p>これらの取組については、電波の適正な利用環境の設備により無線局免許人全体の受益につながる施策であることから、電波利用料を活用することにより、一層推進していくことについて検討していくことについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>スマートフォンや家電製品によって、国民が日常生活で電波を利用することが多くなってきた。そのため、無線システム等を安全に使える設備が必要である。なので、予算規模も拡大されるのが望ましいと考える。</p> <p>【個人】</p>   |
| 77 | 5  | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>【原案】</p> <p>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する</p> <p>【意見】</p> <p>アマチュア業務について、電波法施行規則では「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。」とされており、アマチュア業務による成果が日本の通信技術の発展に大きく寄与してきたと思われる。多種多様な通信方法や設備の実験、災害時への備えがスムーズに行えるよう、原案のように手続の簡素化と負担軽減をぜひとも進めていただきたい。</p> <p>(具体的な提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線従事者資格に応じた包括免許<br/>アマチュア局の実験や研究が積極的に行えるよう一定の範囲の電波型式や出力は開設時から一括して免許し、変更申請や届出等の負担を無くす。</li> <li>「移動する局」と「移動しない局」の一本化<br/>同一識別番号で同一常置場所の場合は免許状を一本化し、移動して運用する場合の条件を備考欄等へ明記する。</li> <li>技術基準適合機器範囲の拡大<br/>200Wの機器までとなっている技術基準適合機器を1kwのリニアアンプまで拡大し、電波の質や出力についての検査は省略する。</li> <li>電波防護指針資料の簡略化と安全のための対応<br/>アマチュア局は、アンテナを取り替えながら創意工夫して通信を行うことが常であり検査時の防護指針資料はその時だけのものとなっている。詳細な計算をした資料を求めると、全資格のアマチュア局に対して電波防護指針についての情報を周知徹底するとともに、安全確保の方策や電波障害への対応について、支援・相談体制を整えていただきたい。</li> <li>電波秩序の確保<br/>資格の範囲を超えた出力の無線機器を誰でも購入できる現状があり、そうした違法局の運用が正しく免許を受けたアマチュア局の評価低下にもつながっている。免許制度の簡素化後も、免許更新や電波利用料納付等の時期を利用して使用機器等についての現況申告を実施し、違法運用局に対しては調査や指導を徹底していただきたい。</li> </ul> <p>【個人】</p> |
| 78 | 9  | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | <p>【原案】</p> <p>これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>より具体的に運用可能な周波数範囲、電波形式、電力を公示し、その範囲内であれば自由に使用可能とする。免許には有効期間と呼び出し番号と住所を記載する。移動局について、一つの局で固定局と移動局を認め、例えば移動する場合は50W以下とする等免許に記載するようにしたらよいと考える。</p> <p>アマチュア局は頻りに呼び出し番号の送付が義務付けられているため、万が一電波障害が発生した場合も電波発射停止措置をとることができる。</p> <p>一方、手続を簡素化すれば利用者の便益となるだけでなく、アマチュアらしい実験が行われ、新しい電波利用方法の開発が促進される。</p>  |
|    | 20 | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>【原案】</p> <p>パブリックコメント等では、「IT機器、各種設備のインバーター等から発生する電波雑音がAM放送受信の難聴地域拡大等の一つの要因となっている。家電も含めあらゆる機器に対して不要電波の適切な抑制規律が電波の有効利用に必要である。」「諸外国は、CISPR規格等に基づき法規制しており、電波を放射する機器は全て電波法で規制するなどの法制度の整備を検討すべき。」などの要望・意見があった。</p> <p>このため、エネルギー管理システム等の普及に合わせて、これらシステムからの不要電波の許容値やその放射を抑制する方策等を早急に検討する必要がある。他方、各種電子機器等からこれらシステムに到来する不要電波を抑制する規律を検討する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>雑音レベルが一度増大するとその低減は殆ど不可能である。公害と同じように予防の原則から厳しい規制をかけることが望ましい。VCCIの基準も制定当時は達成不可能あるいは経済的に実現できないと言われていたが現在では当たり前のように実現されている。有線システム、通信と無関係な機器も電波放射の観点から規制することを支持する。</p> <p>【個人】</p>   |

|    |    |                            |   |   |
|----|----|----------------------------|---|---|
| 79 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化 | なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることを望みます。<br><br>【個人】  |
| 80 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化 | アマチュア無線局について、多数の周波数帯が使用可能になっているが、それぞれ使用する周波数帯を増やすたびに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要になっている。アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。<br>また、新規開設するアマチュア無線局について、使用する無線機に応じて利用する周波数の追加や空中線電力の開局申請が必要になっている。特にアマチュア無線局を開設する初心者には理解する事が難しく、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の開局申請を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。<br><br>【個人】   |
| 81 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化 | なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。<br><br>【個人】  |
| 82 | 23 | 第3章_電波利用料の活用方法             | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ  | 私は電波利用料の一般財源化に賛成です。<br>なぜなら、一般化することによって色々なケースに使えるからです。例えば震災などが起こった場合に災害情報の発信などにも利用できるからです。<br><br>【個人】  |
| 83 | 32 | 第3章_電波利用料の活用方法             | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ  | 【原案】<br>その上で、「将来的な一般財源化」については、「電気利用共益費用」である電波利用料の活用のあり方の検討とは区別して、電波管理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきと考える。<br>【意見】<br>電波利用料として税金を集める以上はやはり、徴収される側である企業は使途が透明化されなければ不満が募ると考えられます。そのためやはり現状のまま電波使用料は特定財源のままにしておくべきだと思います。<br>現在、電波利用料として集められた税金は電波利用共益費用として使われています。総務省の今までの調査の結果により電波利用制度を取り巻く現状から防災、安心・安全等の自衛系・公共系システムの整備・デジタル化の推進、電波術の開発研究・国際標準化・国際展開、電波利用環境の整備の促進の3方面への使用が強化されていてどれも納得のいくものでした。そのため電波使用料の徴収量、使用料ともに現状のまま施行され続けていただきたいです。<br><br>【個人】 |

|    |    |  |   |
|----|----|--|---|
| 84 |    | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>アマチュア無線局変更申請<br/>アマチュア無線家が求めている免許制度は、局免許を取得したらその資格で操作を許される周波数帯、電波形式、空中線電力内で自由に実験運用出来る制度であり単なる変更申請の簡素化では、有りません。そもそもアマチュア無線は、試験を受けその技術を認定された無線従事者が、運用する無線局です。書類をただで申請無線機にお墨付きを与える保証認定制度に何の意味があるのでしょうか。また技術基準適合無線機で局免許を取得してもその後部品の変更や改造もアマチュア業務の遂行上当然可能でありその際も通常無線機自体の変更検査は、行われません。書類上の申請のみです。出力1KWを受けている局の終段回路の変更でも同様です。これは求められる電波の質や、他の無線局への混信妨害等についてもアマチュア無線家は、十分知識を有していることの証明でも有ります。無線設備の変更改造自作等を手続き不要としても大きな問題は、起こらないでしょう。テレビラジオ放送の受信や他の無線局に混信妨害を与え続けている局や電波の防護指針を無視する局など悪質な事例への業務停止や免許の取り消しなど行政処分を強化すれば解決する問題ではないでしょうか。</p> <p>法令上のアマチュア業務の定義には、通信及び技術研究のための無線通信業務と有ります。技術派のアマチュア無線家が、危惧しているのは、アマチュア無線は、技術基準適合無線機のみで空中線電力200W以下とするとの噂があることです。無線機の自作改造が出来ないのであれば、市販の技術基準適合無線機しか使えないのであればアマチュア業務の技術研究を著しく阻害することになります。</p> <p>空中線電力に関しても500Wから1KWに増強し今度は、200Wでしょうか 理由が分かりません。都市部など人口密集地で免許基準が、厳しくなるのは、理解出来ますが、過疎地や離島など周囲に居住者や施設がない地域などむしろ1KW以上免許されてもいいと思います。混信妨害や防護指針で問題が無ければ免許されるべきでしょう。200W以下でも他の無線局への混信妨害の可能性は、ありますし全国一律の出力の制限より敷地外より分かる所へ無線局免許情報の表示や周辺の無線局へ通知義務を課す方が有効なのではないでしょうか。自作改造や空中線電力に制限が加えられる改正には反対いたします。</p> <p>電波使用料に関して<br/>電波利用料の導入前 アマチュアの周波数へ出沒する不法局は、ほとんど認められませんでした。皮肉な事に電波利用料制度が導入されCB帯やパーソナル帯などでの取締が強化されるとアマチュア無線の周波数帯へ不法局が出沒するようになりました。現在は、さすがに無免許の不法局は、減少しましたがたとえ免許を有していても電波の使用区分を全く無視する運用や呼出符号を送出しないなど電波法の規定に反する運用で溢れています。平日の日中など周波数144MHz帯430MHz帯の電波形式F3Eでは、電波法を遵守した運用は、皆無です。信じられないことに国際宇宙ステーションとのスクールコンタクトや各大学の小型衛星の信号さえ妨害されています。同一グループが、同一周波数で一日中そして連日、電波法に反する運用を行っていて、電波法第80条の規定により総合通信局電波監理部監視課へ毎日のように報告しても改善されるまで年単位の時間がかかりました。</p> <p>DEURASなど瞬時に運用地点が、ピンポイントで表示されるシステムを有していてもです。ことアマチュア無線の周波数帯（144MHz、430MHz）に関しては、法令違反の局ばかりで正規の運用者が電波を出しづらいような状況です。総務省は、現状を容認しているのでしょうか。これらの周波数帯を無免許で開放しても実害は、現状と全く変わらないと思える状態です。毎年全アマチュア局に電波利用料の案内が送られて来ますが、何故その中に警告の文章を入れる事が出来ないのでしょうか また違反を行うのは、ほぼ特定の業種の方々です。発注元の企業一部二部上場会社、業界団体などへの注意喚起が何故出来ないのでしょうかCB無線では、運送業界への働きかけで少なくとも大手運送会社では、不法CB無線は、いなくなりました。発注元企業は、現場で法令違反があることすら知りませんし、法令遵守が声高に叫ばれている現在対応しないはずは有りません。電波利用料より不法違法無線局対策に年間いくらか使用しているのでしょうか。私が、開局した頃は、使用区分は、ただの紳士協定でしたが、破るものなど皆無でした。また呼出符号は、再割り当てしていませんでしたので運用歴が、すぐ判りました。周波数によっては、法に反する運用ばかりで正規の運用が、埋没してしまっています。いや呼出符号の送付や使用区分を努力目標 すなわち守らなくても構わないと思っている局すらいます。秩序をもった運用の為に諸外国のように資格別の呼出符号や数%程度で上級局用の使用区分など必要なかも知れませんが、また違反の多い周波数帯では、無線機のマイク端子に自動ID送出装置を義務化するべきではないでしょうか。アマチュア以外の無線では、CB帯で1KWやパーソナル帯で200Wなど信じられない出力の違反局の話を聞きます。電波を出すと信号が、変わるだとか自動ドアが、開くだの押入れの中のストーブが、誤作動し火災が発生した事例も有りました。このような人命にも関わるような重大な電波法違反に対して、麻薬Gメンのような直接逮捕出来る制度でなくていいのでしょうか。せめて警察へ総合通信局より出向し常設で電波法違反を取り締まる部署の新設ぐらいは、必要でしょう。</p> <p>非常通信<br/>東日本大震災においてアマチュア無線の有益性が確認されました。今後は、アマチュア無線の周波数帯の境界周波数144.00MHz146.00MHz430.00MHz、440.00MHzなどで狭帯域のアナログFMで常設周波数として割り当てを考えた方がいいのではないのでしょうか。境界上の周波数は、使用されていませんし、全無線局で交信使用できる周波数は、現在は、4630KHzのCW（モールス）しか有りません。同様に音声通話用として全無線局に割り当て日頃から通話訓練を行う必要を感じます。警察、消防、消防団、病院、行政、自治会、ボランティアなどと相互に連絡出来る周波数が、必要では、ないでしょうか デジタル波では、通話状態が悪化した場合、すべての通話内容が、復調出来なくなるおそれが、有ります。アナログ波は、すべてが受信出来ない状況には、なりにくいですが部分的な欠落が、発生しても人の耳が、前後の内容から推測するので、意外と通話が成立します。平常時には、地域の自主防犯ボランティアなどが使用すればいいでしょう。</p> <p>心臓ペースメーカー使用者<br/>たとえ移動局で空中線電力50Wでも乗用車のルーフまたはトランクに設置アされたアンテナからの送信では、停車中など心臓ペースメーカーの誤作動に関して注意を要する電界強度を超える可能性が、有ります。問題なのは、本人が避けたくとも送信アンテナと受信のみのアンテナ送信出力などが、外見からわからないことです。送信のアンテナには、先端等に何か目印を付けるか車両に表示をさせるべきなのではないでしょうか</p> |
| 85 | 32 | 第3章 電波利用料の活用<br>の在り方<br>(3) 電波利用料の位置づけ   | <p>【原案】<br/>本検討会においては、上記の意見や電波利用の高度化、多様化が急速に進展していることを十分に考慮しつつ、まずは電波利用料が「電波利用共益費用」とあるという考え方にに基づき、電波利用料の活用の在り方について検討すべきと考える。その上で、「将来的な一般財源化」については、「電波利用共益費用」である電波利用料の活用の在り方の検討とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>この電波利用料に関して、将来的には一般財源化していくべきであると考え。携帯電話の日本の普及率はほぼ100%である。この原案のように電波利用料を税金のように扱うことができるのではないかと。携帯電話がここまで普及し、なくてはならないものとなった今、電波利用料が格段に上がったとしても手放す人はいないと思う。そのため、たとえ電波利用料を税金のように扱い、ある程度の額を徴収した方が安定した財源を得られるのではないかと。また、そもそもこの電波が不足したのはスマートフォンが急激に急速に普及したためである。だから、その電波を必要としている者にその負担をさせればいいのではないかと。一般財源化としたとき、携帯電話会社の基地局を今よりもさらに拡大していき、東日本大震災の時のような大きな災害時に連絡が途絶えたり、ネット回線が使えなかつたりすることなく繋がるようにするべきではないかと考える。東日本大震災時、携帯電話の通信が悪くなったのは、被害が大きかった地域だけでなく、あまり大きくなかった地域にまで発展した。一般財源化とし、今よりも予算が大きくなった際には、日常のスムーズな電波のやりとりだけでなく、このような特別時にも通用する通信を考え、拡大してほしいと思う。</p>  |

【個人】

【個人】

|    |   |                            |  |   |
|----|---|----------------------------|--|---|
| 86 | 5 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】<br/>これに定めるため、アマチュア無線局については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>従来よりアマチュア無線局免許状(局免)取得には工事設計書作成を含む免許申請が必要であるとされているが、一方で、アマチュア局の多くが使用している送信機は技術適合認定を受けているにもかかわらず個々に局面申請をしている。これは技適認定の主旨に必ずしも沿うものではないため、その場合にはこれまでより大幅に免許申請手続きを簡素化するのが適当であると考えられる。</p> <p>具体的には、<br/>(1) すでに局免(コールサイン)を持つアマチュア局については、無線従事者免許証(従免)資格の操作範囲内で技適機種を使用する限りでは指定事項に係わらず(変更申請の必要無く)運用可能とする。<br/>(2) 新たに開局申請する場合には、従免資格の操作範囲内で技適機種を使用する限りでは指定事項無し、送信機設備についての審査無しとして免許手続きを大幅に簡略化し、交付までの時間を短縮する。<br/>(3) 自作送信機製作により技術的向上を目指すアマチュア局の活動を推し進めるため、小電力送信機については上記に述べた技適機種と同様に扱うことにする。その際、アマチュアでは世界的に小電力(いわゆるQRP)とされている5W以下の自作送信機を技適機種と同等に扱うのが望ましい。<br/>(4) 従来の技適機種は実際のところ送信出力200W以下のものであるが、一方でこれは第二級アマチュア無線技士の操作範囲内である。それより上級である第一級アマチュア無線技士でなければ使用出来ない送信出力の送信機でも技適機種と出来るようにして上級資格へ挑戦することによる動機付けとし、アマチュアの技術的向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> |
| 87 | 5 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】<br/>これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある</p> <p>【意見】<br/>原案に概ね賛成であるが、変更だけではなく局の申請においても簡易な手続きによる必要があると考えるので、以下のように文面を差し替えていただきたい。<br/>「これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて、局免許申請において一定の範囲の周波数、出力等を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある」</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |
| 88 | 9 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>【原案】<br/>アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>1) 空中線電力1kW以下のアマチュア無線局の開設または変更の全ての手続きは、書類を管轄の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む)へ届出のみで免許し、落成検査・変更検査を省略すべきである。<br/>2) アマチュア局で指定事項の変更が無いときは届出を省略すべきである。</p>   |
|    |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | その他                                      | <p>【原案】<br/>アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>3) アマチュア局の無線局免許状の有効期限を10年間とする。また免許状の有効期限内に変更の届出をした場合には、その時点から免許有効期限を10年間とする。</p>  |
|    |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3) 周波数再編の加速   | <p>【原案】<br/>アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>4) 144-148MHz帯は世界的にアマチュア業務の周波数である。かつて我が国でも免許されていたにもかかわらず他業務の周波数利用の逼迫を理由に146-148MHzがアマチュア業務から取り上げられた経緯がある。VHF帯のアナログテレビ放送の電波が停波し理由が解消したので146-148MHzをアマチュア業務へ返還すべきである。</p>   |
|    |   | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | その他                                      | <p>【原案】<br/>アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続きで可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>5) 現状は200Wを超えるアマチュア無線局の開設・変更は、申請者が無線従事者免許の有資格者にも関わらず、世界的にも類を見ないような業務局並みの執拗かつ不必要な過度に厳格な検査に合格することを申請者に強要しており、科学的な実験を主とするアマチュア局の免許体制としては不合理極まりない。有資格者に過度に厳しい制度の他方で、144・430MHz帯の無免許の不法局は野放しである。行政手続きを簡素化し、余剰人材を不法局の取り締まりに回すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |

|    |    |                            |   |  |
|----|----|----------------------------|---|--|
| 89 | 25 | 第3章_電波利用料の活用の方<br>在り方      | 1. 電波利用料の活用に関する基本的な考え方<br>(3)電波利用料の活用の方<br>向性 | <p>【原案】<br/>○電波利用料の活用<br/>(イ) 地上テレビジョン放送のデジタル化により、テレビジョン放送の使用周波数帯域を圧縮し、空いた周波数について、携帯電話サービスに追加割り当てることやマルチメディア放送、公共ブロードバンド移動通信システム、高度道路交通システム（ITS）等の新たな無線システムに割り当てること<br/>○電波利用料が多様化・高度化するなかでの課題<br/>(イ) スマートフォン等の普及等に伴い、無線通信トラヒックが急激に増加していること等により周波数のひっ迫が深刻化していること</p> <p>【意見】<br/>まず、電波利用料の活用として挙げられた地上テレビジョン放送のデジタル化だが、活用しているのは、いいと思う。しかし、活用している事を知っている国民は、少ないと思う。少なくとも私は知らなかった、わざわざ調べている人もいると思うが、テレビの事なのにテレビで何故地上デジタルに、移行したかの説明がされている番組はないのか、私は疑問に思う。<br/>私は、テレビ好きでかなりテレビを観ている方だが、テレビで言っているのは「地上デジタルに移行します」「テレビを買い換えてくださいね。」こればかりだ。こういったことから今の政府の説明責任を果たしていない所がわかる。どうして移行するのかの説明を簡単にCMで説明して、詳しく知りたい人はサイトで、と促すCM位出来たのではないかと私は思った。<br/>国民が知らなければ、本当の意味で活用出来ていないと私は思う。<br/>テレビ側は、視聴率が欲しいし、テレビを観て貰えなくなったら困るので、ただ移行する事に必死。視聴者をおいてけぼりにしている様にしか思えない。どういう事を政府がしたいのか、一向に伝わって来ないのは当然だと思う。なので、今必要な事はどんな小さなことでも説明をしっかりとっていく事だと思います。それは、政府の悪い事がよくみえるだけじゃなく、こんな事もしているという意思表示の為に必要な事なのでは、ないかと私は思いました。<br/>スマートフォン等の普及等に伴い無線通信トラヒックが急激に増加していること等により周波数のひっ迫が深刻化していること。だが、先に政府が検討していれば、スマートフォンが電波を凄くくう事はすぐ分かった事だと思う。原発もそうだ、導入するのは簡単だがそれを縮小するとなった時は、かなり大変で確かに予測不可能な事もあると思う。しかし、その予測不可能という言葉に甘えて、分かる事ですらちゃんと検討していないからこういう問題が起きるのだと思う。<br/>どんなに大変でも導入する時は、細かいところまで検討する事が大切で普及してしまうと、縮小するには、導入するよりも問題が多く出てくる。問題を後回ししたことによって問題が大きくなって今帰ってきているのだと私は思った。だからなんでも導入する時は、しっかりと検討して詳細も国民に分かるようにして欲しい。</p> |
|    | 31 | 第3章_電波利用料の活用の方<br>在り方      | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ        | <p>【原案】<br/>一方、平成23年11月に実施された「提言型政策仕分け」において、有識者より「ほぼ全ての国民が携帯電話を持っている以上もはや税金であり、一般財源化すべき。」の指摘があり</p> <p>【意見】<br/>上記の意見に対し、私は違うと思った。<br/>そんな事を一般財源化するなら、どんな物にもどんどん税金が課せられ政府を甘えさせる要因になると思う。ただ、税金を課せばいいという考えにならなくては本当に困る。税金が国民のお金であるという事を、政府が本当の意味で理解しているのか疑問に思う中で、いちいち税金を課されていけば不信感が積もるばかりだ。別に税金を課す事が悪だとは思わないが、それに伴う説明が不十分な上。ブレている政策、将来のビジョンが分からない。という、この3点の1つですら解決出来ていないのに「税金だけ欲しい」それは、違うと私は思います。<br/>私が全体を通して言える事は、馬鹿でも分かる様な説明が必要だという事。現状を説明しない限り、どんな意見があっても一向に日本は、変わらないと思う。確かに政府が説明をしなくてはならない事は、私たちが想像しているよりも説明項目が多く大変だと思います。でも、政府だけでは、どうしようもない事も明確に説明しない限り名案は浮かばないし、助けて欲しい事も伝わらない。何年かけても全てを明らかにして説明しようとしていない今は、日本が新たに変わるスタートラインにも立てない。そう私は感じます。</p>   |
|    | 25 | その他                        |   | <p>【意見】<br/>地上デジタル放送にしても何にしても説明がなされていないと何が出来ていなくて何が出来ているのかが分からない、だから国民の為に政府の為に全てを明らかにし説明して欲しいという事。</p> <p>問題が起きた時だけその事柄を検討するのではなく、どんな事でも導入する時細かく出来るだけの検討をしてから導入して欲しい。想定内の事ですら想定外という言葉で、導入する時の検討が足りない事の言い訳にしないで欲しいという事</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |
| 90 | 5  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化       | <p>【意見】<br/>現状、再免許等において、免許状送付用返信封筒を送付しなければならない。電子申請し、返信用封筒を郵送しなければならない。誰が考えても「バカげてる」としか言いようがない。行政は何を考えているのか。これでは日本は沈没したまま更に20年を無駄に過ごすのか？</p>   |
|    | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化       | <p>【原案】<br/>……。これに答えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>現状、資格において許可されている範囲において申請・届をすれば、許可・受理される。全く無駄な労力を費やしている。大幅な規制緩和を願いたい。もし、規制緩和により不法局が増える危惧があるなら、罰則の強化及び協会への強烈的な指導を發動すればよい。インセンティブ規制をお願いしたい。</p>  |
|    | 11 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3)自己確認制度の適用の拡大  | <p>【原案】<br/>このため、製品の市場投入の迅速化、製造業者の負担の軽減の観点から、技術基準適合自己確認の対象範囲の拡大を検討する必要がある。その際には、併せて不適合機器の流通を防止するための方策も検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>アマチュア無線は、常に科学的な進歩を求め（アマチュアコード）無線機等の開発をしている。開発した無線機を自己責任において自由に電波を出せる範囲を広げてほしい。</p>  |
|    | 12 | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3)自己確認制度の適用の拡大  | <p>【原案】<br/>微弱無線局に関連して、FMトランス……。</p> <p>【意見】<br/>微弱ではない電波が大手を振っている。全くの不法行為が平然と行われている。強力な取締りをお願いしたい。</p>  |
|    | 23 | 第3章_電波利用料の活用の方<br>在り方      | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2)電波利用料額等の制度の枠組み    | <p>【意見】<br/>現在、300円の請求のために、封書で請求書が届く。300円の収入に対し経費を考えたことがあるのですか？。全く役所的な発想である。頭の切り替えを強かに望む。</p>  |
|    |    | その他                        |   | <p>行政はもっと国民・利用者の立場に立って行動してほしい。これでは、仕事をしているとは言えない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |
| 91 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化       | <p>【原案】<br/>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに答えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>賛成、更に簡素化する対象を広げて免許付与時から周波数、空中線電力を包括した指定にしてくれるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>  |

|    |       |                                |  |   |      |
|----|-------|--------------------------------|--|---|------|
| 92 |       | 第3章 電波利用料の活用<br>の在り方           | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3) 電波利用料の位置づけ      | 私は、電波利用料を特定財源のまま残し、予算規模を拡大すべきではないかと思ひます。その理由は、スマートフォンや様々な電子機器が普及していることにより周波数が逼迫してたり、電波の利用環境が悪化しているため、予算を今までより多く収集して電波利用範囲をもっと拡大して効率的に電波を利用できるようにすると思ひます。仮に、歳入が歳出を上回る場合には、他の行政経費に充てることができるので、多く収集しても予算は有効に活用できるため予算規模は拡大してもいいと思ひました。予算の使途に関しては、原案にあるように防災や良好な受信環境の保護や安心・安全の向上に向けた電波利用環境の整備に活用していくべきだと思ひます。昨年、東日本大震災や大型台風の影響で大規模災害時における無線システム的重要性が再確認されたとあり、このような災害はいつ起こるのか予測できないので、早急に検討すべきだと思ひます。電波利用環境の整備に関しては、上記で述べたようにスマートフォンやさまざまな電子機器の普及により周波数が逼迫してたり電波利用環境が悪化しているため、国民が安心して電波を活用できるように電波利用環境の拡大をしていくと思ひます。また、一般財源化しない理由については、まだ周波数を有効・効率的に利用出来ていないところがあるので、そこを直して予算の使途を考えていくべきだと思ひます。また一般から徴収はせず今まで通り特定財源のまま予算規模を拡大していいと思ひました。  | 【個人】 |
| 93 | 31    | 第3章 電波利用料の活用<br>の在り方           | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3) 電波利用料の位置づけ      | 原案<br>電波利用料を特定財源のまま残すか、将来において一般財源化すべきか。<br>意見<br>私は将来のために一般財源化すべきだと思ひます。現代社会では、携帯電話を持っている人がほとんどだと思ひます。一般財源化することによって携帯電話を持っていない人は損をすると思ひますが、将来のことを考え、税金として払っていきたく私思ひました。   | 【個人】 |
| 94 | 5-6   | 第1章 電波利用環境の変化<br>に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | そもそもアマチュア無線局の開局にあたり、従事者免許を持っていることが必要とされるわけで、その中に機器の調整、電波防護指針に関する知識も試験されているので、資格ごとの運用周波数等、資格別の規定のみで、機器に対しては現在のような付属装置を変更するたびに申請許可を要するような制度は電波行政の事務量軽減のためにも不要と考えます。   |      |
|    | 16-17 | 第2章 利用者視点に<br>立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護                            | 現在多種多様な家電製品または電気製品から電波が輻射されております。地域によっては中波放送の聴取も屋内では困難でありインターネット放送でなければ聴取不可能な場合もあります。<br>また、最近普及しつつあるLED街路灯による電波障害もあるようです。<br>決して中波、短波帯は通信に不要な電波ではありません。このことは今回の震災でも認識されていると思ひます。また、ひとつひとつの家電では許容値を満たしていても種々の家電から輻射される複合雑音に対しても考慮する必要があると思ひます。  |      |
|    | 18    | 第2章 利用者視点に<br>立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | 現在のIH利用家電でもその近くで携帯電話で会話することが困難な場合があります。普及すると益々この傾向が強くなると思ひますので個々の製品に対する規制値の厳格化を行って後に普及促進を行うべきと考えます。   |      |
|    | 22    | 第2章 利用者視点に<br>立った電波の有効利用促進     | 3. 電波の見え方の推進と安心・安全の向上<br>(3) 電波リテラシーの向上      | 屋外にアンテナ等があれば一般の方でも送信しているか受信しているかは別にして電波に関する施設があると理解できると思ひますが（たとえば携帯電話中継局、アマチュア無線局、タクシー無線等）身の回りの家電製品から電波が出されていることを理解することはあまりないと思われます。電波に対する正しい知識を知ることが電波利用をする上で必要な心配、誤解また混乱を防止するには極めて有用と考えます。  | 【個人】 |
| 95 | 5     | 第1章 電波利用環境の変化<br>に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | 1. 大規模災害時の非常通信網の確保（アマチュア無線の活用）<br>東日本大震災では想定を超えた津波により公共施設が破壊され、大規模な停電が長期間発生する未曾有の災害により新たに非常通信の基盤、組織体制の課題も確認された。<br>1) 従来前提では、代替通信手段は東日本電信電話会社など、第1種通信事業者が所有する衛星通信網を利用することとしているが、東日本大震災では、大規模な道路遮断により衛星通信車が出動できず、また携帯電話網は津波で停電基幹基地局が停止し、長時間の停電への備えが十分でなかったため代替通信手段とはなりえなかった。このような事態をあらかじめ想定した非常通信の代替通信手段設定、この施策こそが大規模災害時の通信問題を根本から解決することになると考える。<br>2) 一般市民の参加も考慮した非常通信網のモデルとなるのは、米国のアマチュア無線を利用した非常通信組織RACES (Radio Amateur Civil Emergency Service) がある。<br>3) アマチュア無線機は、携帯型で高頻帯無線機が多数開発されており、充電による運用が可能となる。また、アマチュア無線用の周波数帯域は短波帯、超短波帯 (VHF)、極超短波帯 (UHF) まで多数あり、災害地域の地形に応じた通信網の設定が可能となる。<br>東日本大震災の事例では、たとえば、岩手県南部は地形的にVHF、UHF帯の電波が届きにくく、260MHzのデジタル行政無線の電波では通信回線の設定維持が難しい。このような場合には、アマチュア無線の短波帯の周波数を使用して非常通信の回線を設定維持することが可能となる。また短波帯を利用して、被災地域が必要としている物資、医療などの情報を直接被災地以外の支援地域と通信を設定することも可能となる。このような柔軟性のある通信設定は衛星通信では対応しにくい場合が多い。 |      |
|    | 5     | 第1章 電波利用環境の変化<br>に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化     | 2. アマチュア無線局の開局、変更手付の簡素化と周波数割当（諸外国同様制度の導入）<br>アマチュア無線の本質は、無線技術に興味を持ちみずから無線機を製作する、アマチュア無線は日本の高度成長期の青少年に根付き技術の下支えをして技術立国となった<br>1) 現在では理科離れが進行したため、技術立国を支える青少年の育成が重要な課題となっている<br>2) 諸外国ではアマチュア無線を青少年育成の技術育成に利用している<br>3) 諸外国同様に、アマチュア無線局の開局と変更手続きは一本化してアマチュア無線の行政上の手続きを簡素化する<br>4) アマチュア無線局の無線設備の書類審査を簡素化して、アマチュア無線資格範囲内の包括指定とする<br>5) 日本のアマチュア無線局に指定されている周波数帯は、原則国際電気通信条約 電気通信規則で日本が所属する第3地域に割り当てられた周波数帯域と同じとする<br>特に1.8MHz帯、3.8MHz帯の短波帯は、船舶通信の利用がなくなったので速やかに全面的な割り当てが望ましい。   |      |
|    |       |                                |  | 3. 不法アマチュア無線局の防止<br>アマチュア無線機は高性能であり操作が簡単であるため、アマチュア無線資格が必要であると知りつつ購入して違法にアマチュア無線局を開設している不法局が多い。<br>不法アマチュア無線局を防止するためには、アマチュア無線機を販売する際にアマチュア無線資格を確認、登録するようにすべきである。   |      |
|    |       | 第2章 利用者視点に<br>立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2) 家電製品等から発生する不要電波への対策 | 4. 無線機器以外の電気機器への電磁的両立 (EMC) 制度の導入<br>省エネルギーを目的にインバーター電源が電気機器に多数搭載されている。これらの電気機器では、電磁波が放射してAMラジオに受信障害を与える事例がある。<br>今後省エネルギー機器は広く導入されるため、放射する電磁波が他の電気機器に影響を与えないように規制するべきである。電磁波妨害については、電磁的両立 (EMC Electromagnetic Compatibility) と呼ぶ考え方で電気機器の設計を進める。<br>CISPR, 国際無線, 障害特別委員会では、エミッション、イミュニティの分野に分類して全10項目の試験を行っている。欧州、米国では、電気機器、電子機器、自動車など広い製品に対してCISPRの規格に準拠した試験、認証制度を開始している。日本では、前記したVCCI、電気用品安全法などで試験を開始したが、CISPRの試験条件より緩和した条件で試験しているため。将来的には欧州、米国同様にすべての電気機器、電子機器、自動車などの製品を一つのCISPR規格で試験、認証して整合性を取る必要がある。今後高い成長が期待される医療機器でも同じ問題の発生が予想され、この分野の機器では電磁波妨害が人命にも関わることになるので、できる限り早い取り組みが急務である。このように、電磁波妨害の規制においては、より専門性の高い総務省の管轄において先進的な取り組みを期待したい。   | 【個人】 |

|    |    |                            |   |   |
|----|----|----------------------------|---|---|
| 96 | 6  | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化      | <p>【原案】<br/>これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>まず、当該表記に係る直接的な対案としては、「これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の開設及び変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。」とする。<br/>また、当該表記が電波法令及び電波行政に反映される場合に、アマチュア局を開設している者として要望するのは下記に係る点である。<br/>米国におけるアマチュア無線の制度と同様に、無線従事者免許とアマチュア局の免許が一体となり、かつ、当該免許において、無線従事者に許される範囲における無線設備の操作が、無線設備の有無によらず、範囲において許されることが最も望ましい。しかし、これが難しく、電波法令上、無線従事者免許とアマチュア局の免許が別箇のものであるという概念が今後も続くのであれば、<br/>(1) アマチュア局の免許は、無線従事者の資格に応じて、「一定の範囲」においての操作が許されること<br/>→電波形式、周波数、出力などが、電波の質が法令で定められる範囲である限り、無線従事者の資格の範囲において、個別に指定を受けるものではなく、操作が許される範囲として免許されること、また、現行では移動する局と移動しない局が別箇に免許されているが、これは免許人においても、主務省 においても事務が増える原因となっているため、下記(2)で説明するような内容の免許とすべき。<br/>(2) 上記(1)でいう「一定の範囲」については、第1級及び第2級アマチュア無線技士の場合、住所地及び自ら所有する不動産において、又は自ら所有する不動産以外の場所においては不動産所有者又は賃借人（これらの代理人を含む）からアマチュア局の運用に際し口頭又は書面による許可を得た場合において、全てのアマチュアバンド、全ての電波形式、出力200W（ただし、出力については、後述の資格においても同様に、どの場所においても、電波法令に定められた電磁波防護指針を順守することが前提となる。）の範囲とし、これ以外の場所では出力50Wの範囲とすべき。第3級アマチュア無線技士及び第4級アマチュア無線技士の場合は、当該資格に許されたアマチュアバンド、当該資格に許された電波形式、当該資格に許された出力の範囲とすべき。<br/>(3) 第1級アマチュア無線技士において、出力200Wを超えるアマチュア局を開設、及びこれに変更する場合においては、従前のとおり、送信機及び空中線等を個別に整備して、アマチュア局の開設及び変更申請を行う必要であるべき。</p>  |
|    | 12 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保<br>(3) 自己確認制度の適用の拡大 | <p>【原案】<br/>パブリックコメント等では、「有害な機器（認証マークのない機器、旧仕様の機器、微弱の範囲を超えた機器等）を製造、流通させない措置として、輸入規制、インターネット規制を含む販売規制、市場監視、罰則強化が必要である。」などの要望・意見があった。<br/>このため、製品の市場投入の迅速化、製造業者の負担の軽減の観点から、技術基準適合自己確認の対象範囲の拡大を検討する必要がある。その際には、併せて不適合機器の流通を防止するための方策も検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>原則として原案には反対しないが、当該表記が電波法令及び電波行政に反映される場合には以下の点に留意して欲しい。<br/>アマチュア無線というものは、通信の興味と技術的な興味という両面があり、特に技術的な興味を追求することにおいては、自作送信機（自作及び他業務のために製造された送信機をアマチュア業務を行うために改造することをいう。以下同じ。）による通信実験や、かつて販売されたアマチュア用送信機を修理・活用して運用することなどが考えられる。<br/>反対に言えば、上で挙げたような技術的な興味を追求する手段が無くなる場合、アマチュア無線というものが、個人的な通信への興味を満たすだけのものとなり、非常時における民間通信網のような存在以外には価値がなくなるといえる。<br/>技術基準適合機種制度以前に販売されたアマチュア業務用送信機、並びに自作送信機においては、免許人が電波の質の維持に細心の注意を払って運用する限りは、将来においても、アマチュア業務用の送信機として使用可能とすべきで、前段意見でいうところの「無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の開設及び変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある」として免許される無線設備に包含されるものとすべき。<br/>片や、原案において「不適合機器」の流通についての問題について言及があるが、不適合機器をアマチュア業務用に改造して使用する場合は、無線従事者の資格の範囲で認められるべきであるため、その流通を全面的に禁止することは適当でない。<br/>しかし、不適合機器だけではなく、アマチュア業務用の送信機を、アマチュア業務とは関係のない目的のために使用する例があり（主務省の報道発表を参照）、これらの販売及び購入について一定の規制をすべきであることは支持する。<br/>その規制の具体的方法については、<br/>例えば、購入者は送信機の使用目的及び無線従事者資格（及び無線局免許状）を販売者側に提示するとともに、アマチュア業務以外に使用しない旨を誓約する。また、購入者は一定期間内において、主務省（又は業界団体）に対してこれを届け出る。販売者は、販売物品及び購入者の免許情報及び誓約書を記録及び保存し、主務省（又は業界団体）に一定期間内に届け出を行う方法を提案する。<br/>また、これら届け出及び照会をインターネットを通じて簡易に行えるようにシステムを構築すべきと考える。<br/>これら双方の届け出情報の結び付けは共通の番号を付して行う。これらを行うことにより、業界団体において、付された共通の番号を記載した証明書を有料で発行し、これを財源とするとも考えられる。<br/>これら届け出を怠った場合は処罰される旨法令で定めるべき。<br/>アマチュア局の免許は広く範囲を指定したものを免許すること、無線設備を追加する場合には、事前に申請して許可を得るのではなく、事後的に届け出を行えば済むように、実験等を行いやすい環境を整えること、こうして入口を穏やかにするものの、法令違反に関する指導や処分については厳格に行うべきと考える。<br/>アマチュア局に係る規制については、事前規制から事後規制への考え方への転換が望ましいと考える。</p> |
|    |    | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化      | <p>アマチュア局について、移動する局の免許と移動しない局の免許の区別をやめる場合には、既に指定された識別信号に空きが生じることから、無線従事者資格別に識別信号を指定することの検討を行うべき。これら資格別の識別信号の割り当てについては、現在地方総合通信局別に付与されている数字（例：関東の場合は1、東海の場合は2など）に拘らず、合理的に区分できる方法を考えるべき。<br/>また、米国でいうところのヴァニティコールサイン制度を導入し、これを使う場合には識別信号の指定の際に免許人から通常の免許に係る費用とは別に費用を徴収し、国の財源とすることを考えるべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |
| 97 | 4  | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化      | <p>【原案】<br/>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。<br/>これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>アマチュア無線には科学技術に興味を持ち無線機やアンテナ、周辺機器製作などの実験を日常的に行うことができる環境が必要である。<br/>そのため簡易な手続で無線局を開局でき、変更申請も不必要にする。<br/>具体的には第2級アマチュア無線技士に免許される空中戦電力200ワットまでを対象とするべきである。<br/>第1級アマチュア無線技士には検査により200ワットを超える免許が与えられるが、防護指針のことも考慮し除外すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |
| 98 |    | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化      | <p>【原案】<br/>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。<br/>これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>アマチュア無線の活性化を測り災害時にも用意に活用を目的にする事により災害時の携帯電話への集中利用による混乱を改善する事に期待ができる。<br/>そのアマチュア無線局の活性化をするため、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。特に送信出力の違いによる手続の違いについては見直す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>   |

|     |       |                            |   |   |
|-----|-------|----------------------------|---|---|
| 99  | 23    | 第3章_電波利用料の活用方法             | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3) 電波利用料の位置づけ     | <p>【原案】<br/>これらの取組については、電波の適正な利用環境の整備により無線局免許人全体の受益につながる施策であることから、電波利用料を活用することにより、一層推進していくことについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>現在、スマートフォンの普及が急激に進み、日常生活で使用する家電製品等にも無線設備が組み込まれること等により、無意識に電波を利用する機会が増えていること。東日本大震災により無線通信の有効性が再確認されたことを踏まえて無線LANシステムの利用効率を向上させるべきだと考える。<br/>無線LANシステムの有効利用するために、地上デジタル化による空き周波数の有効利用。アナログ式の無線回線のデジタル化など周波数を再編する必要がある。周波数を整えた上で、数の通信会社が複数の無線サービスを提供するのではなくインターネットサービスをなるべく無線システムを利用するようにすることが効率的なのではないか。このためには、個人情報や機密情報の保護など安全性の確保も重要である。</p> <p>【原案】<br/>本検討会においては、上記の意見や電波利用の高度化、多様化が急速に進展していることを十分に考慮しつつ、まずは電波利用料が「電波利用共益費用」とあるという考え方に基づき、電波利用料の活用方法について検討すべきと考える。<br/>その上で、「将来的な一般財源化」については、「電波利用共益費用」である電波利用料の活用方法の検討とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>電波利用料制度は現行の電波利用共益費の性格を維持し、特定財源のまま残すべきと考える。一般財源化してしまうと使い道が曖昧になり、どのように使われているか分からなくなる可能性があるからである。<br/>特定財源の確保として、通信会社がスマートフォン利用者から無線利用料として徴収。通信会社が政府に無線利用料を支払うことで特定財源として活用できるのではないかと考える。</p> |
|     |       |                            |   | 【個人】  |
| 100 | 6     | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化    | <p>「なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。」</p> <p>【意見】<br/>アマチュア局の免許付与時から周波数、空中線電力を、その無線従事者資格の範囲すべてを含んで指定するように要望する。当事者および官庁の事務量を激減し、我が国無線産業の発展にも資する。</p>   |
|     |       |                            |   | 【個人】  |
| 101 | 23    | 第3章_電波利用料の活用方法             | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3) 電波利用料の位置づけ     | <p>私は電波利用料を特定財源のまま残すべきだと思う。<br/>私は学校の授業で勉強するまで知らなかったが、現在携帯電話1台に対し年間250円の電波利用料を払っている。携帯電話が普及し1人当たり1~2台は持っている時代であるが、それらの台数を考えても年間電波利用料だけで約400億に上る財源が入ってくる計算になる。この仕組みを私同様、理解していない人も多いのではないかと。<br/>消費税やタバコ税などのように目に見える課税と違い、気付かないうちに財源になっているだけに多少の値上げをすれば財源を増やすことは簡単だが、一般財源化することにより財源の用途が不透明になるのではないかと考えるからである。<br/>以上のことを考え、特定財源のまま残す方向が良いのではないかと考えるが、用途に関しては現状を維持し、予算を多少拡大しても今回の震災を踏まえ緊急時に対応できるような体制などに力を入れてもらいたいので、予算の配分に関しては見直しが必要なのではないだろうか。</p>   |
|     |       |                            |   | 【個人】  |
| 102 | 6     | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化    | <p>【原案】<br/>これに応えるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>我が国のアマチュア局にとって米国の連邦通信委員会（FCC）と同等の手続きの簡素化（アマチュア局包括免許制度）の実現は悲願であり、今回の意見募集に対する期待は並々ならぬものがあります。アマチュア無線家が謂うアマチュア局包括免許制度とは、資格と免許が一体となった、資格範囲内であれば自由に運用できるというものです。<br/>しかしながら日本と米国では住宅事情や電波事情が異なり、FCCと全く同等のアマチュア局包括免許制度を日本に導入する事は電波障害を誘発する可能性が高いため、現実的な規制が必要だと思います。<br/>具体的には、手続きの簡素化（アマチュア局包括免許制度）は、<br/>1. 第2級アマチュア無線技士・第3級アマチュア無線技士・第4級アマチュア無線技士の操作範囲のみに限定する。<br/>2. 第1級アマチュア無線技士の操作範囲（200Wを超える無線局）に関しては従来通りの検査を必要とする。<br/>3. 移動局の最大出力制限は現状を維持する（50Wまで）<br/>が現実的だと思います。</p>   |
|     | 9-13  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保                   | <p>【意見】<br/>アマチュア局が使用する無線機について、スプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準（新スプリアス規定）で規定されている許容値は、メーカー製品でも満たす事は難しく、かつ経年変化によって適合しなくなるレベルの要求であり、実質的に形骸化しています。現実的な技術基準について再考をお願いします。</p>  |
|     | 15-19 | 第2章_利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の確保<br>2. 高周波利用設備の普及促進        | <p>【意見】<br/>家電製品、エネルギー管理システム、PLC、太陽光発電などの電子機器からのノイズ漏洩が年々増加しています。多くのアマチュア局が20年前に比べて10倍以上のノイズレベルになっている事を実感しています。ノイズレベルの増加により微弱信号の受信が困難になっています。ノイズレベルの増加により、非常通信や天文観測等の微弱信号の受信への支障、FA機器の誤動作等の影響が起きています。ご存知の通り、ノイズ対策は非常にコストがかかるため、早期に手を打ち将来につけを回さないようにしなければ国力の低下を招きます。<br/>また、EMCに対する法整備も必要だと思います。EMIに対しての基準を満たした機器を使っている無線局が、EMCの対策を施していない機器に対して電波障害を起こした場合に、発生者のみに責任が問われる現行の法律では、アマチュア局に限らず、無線局に対して著しく不公平です。FCCなど先進諸外国の法規定も参考に受信側にも責任を持たせる現実的な法整備をお願いいたします。</p>   |
|     | 19-22 | 第2章_利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 3. 電波の見え方の推進と安心・安全の向上<br>(3) 電波リテラシーの向上     | <p>【意見】<br/>現在、各総合通信局が摘発している不法局について、マスコミで報道される事がほとんどありません。国民の電波リテラシーの向上のために、例えばNHKのニュース番組では報道してもらうなどの検討をお願いいたします。</p>   |
|     | 23-32 | 第3章_電波利用料の活用方法             | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2) 電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【意見】<br/>従来より、アマチュア局が支払う電波利用料は違法局の取り締まりなどに使用し、アマチュア局の利益を守る為に使われると説明されてきましたが、実際には違法局や有線放送の漏洩電波などによる混信などの障害等が一向に減りません。各総合通信局が摘発している不法局数も非常に僅かです。<br/>アマチュア局は「金銭上の利益のため」に電波を「利用」することは国際的にも日本国内でも法律で禁じられており、単に電波を「使用」しているに過ぎません。しかしながら日本においてはアマチュア局が電波を利用しているとして、電波利用料が徴収されており、法律上問題があると思います。また、複数の免許を持つアマチュア局（例えば固定局と移動局）については二重に電波利用料が徴収されています。前述したように説明されてきた利用料の用途で成果が得られていない状況で、このまま電波利用料を徴収される事は納得できるものではありません。</p>   |
|     |       |                            |   | 【個人】  |

|     |                |                                |   |  |         |
|-----|----------------|--------------------------------|---|--|---------|
| 103 | 26             | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方           | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(2) 電波利用料額等の制度の枠組み | <p>【原案】<br/>新たな用途への電波利用料の活用について検討を行う際には、現行料額が平成25年度まで適用されること、また、無線局免許人等から追加的な負担増に関する懸念や、歳出規模の制御に関する意見が表明されていることを踏まえ、無線局免許人に対する影響について配慮しつつ検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>今、電波はあって当たり前の生活になっています。どんどんスマートフォンを使用する人が増えていきます。そして、増えすぎて電波回線がパンクし、使えなくなることもあると思います。今後心配されるのは、災害時に使えなくなることです。使いたいときに使えないというのは、携帯・スマートフォンをもって意味のないことだと考えました。</p> <p>なので、将来のためにも電波利用料を一般財源化すべきと考えました。安易な考えで、最初は携帯を使っていて使用料金プラス電波利用料金を支払うようになったら嫌だと反対意見でした。しかし、もし今後電波利用料を払ってすこしでも電波がよくなれば、払って損はないと考えなおしました。これから災害に合うことが、あるはずですが、この間の東日本大震災の時、なかなか親や知り合いと連絡がつかず、状況も把握できずで、不安だったのを覚えています。そういう事が今後少しでもなくなるように、個人でも電波利用料を払うべきと考えました。</p> <p>携帯をもっている人が多いです。携帯をもっていない人を探す方が難しいほど、携帯電話・スマートフォンが普及しています。なので、ほぼ確実と言っていいほど電波利用料を払ってもらえる事ができると考えました。少しでもいいので、アマチュア無線と同じぐらいの携帯1台300～500円を利用料としてとればいいのではないかと考えました。200円じゃ少し少なすぎるし、1000円となれば高すぎると思います。なので、安すぎず高すぎずの金額を設定すればいいのではないかと考えました。</p> | 【個人】    |
| 104 | 6              | 第1章_電波利用環境の変化に<br>応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化    | <p>アマチュア局の免許手続の簡素化については賛成であり、実現を強く要望します。</p> <p>具体的には以下の2点です。</p> <p>(1) 自作機、技適機に関係なく無線機ごとの免許申請は不要とし、従事者免許の操作範囲内で、かつ電波法および関連法令を遵守することを条件に自由に無線設備を追加・廃止できるようにすること。</p> <p>(2) 移動する局・移動しない局の区別を廃止すること。</p>   | 【個人】    |
| 105 | 32             | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方           | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3) 電波利用料の位置づけ     | <p>【原案】<br/>その上で、「将来的な一般財源化」については、「電波利用共益費用」である電波利用料の活用への在り方の検討とは区別して、電波監理政策上の必要経費の確保や電波利用者への負担等を多面的に考慮しながら、慎重に検討がなされるべきと考える。</p> <p>【意見】<br/>将来的な一般財源化というのは賛成である。ほとんどの国民が携帯を持っていて他に財源を作るとなると厳しい現状がある。一般財源として確保できるのであれば国の財政は大きく変わるのではないだろうか。しかし政府が勝手にどこまでも税の額をあげてしまえば、今の社会に大きく負担をかけることとなるので、上限の設定を決めるとともに、国民の意見が反映されるようアンケートなどを携帯電話会社もしくは政府が行うようにすべきである。携帯電話やインターネットはかかせないものとなっていて、東日本大震災のときなどに情報源として大きく活躍した。同時に電話やメールが繋がらないなど支障をきたすこともあった。一般財源化して国の財源とするのと、地方も首都圏においても電波の整備を行って災害時にもしっかりと対応できるネットワークの整備を早急に行っていく必要があると考える。</p>  | 【個人】    |
| 106 | 26,27          | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方           | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3) 電波利用料の位置づけ     | <p>一般財源化に賛成です。去年の東日本大震災で様々な被害が出ている中、離れた場所にいた私達が現場の状況を確認できたのは無線システムのおかげだと思います。しかし携帯電話の繋がらなさは異常でした。やはり安心、安全は生活する上で一番大切だと思います。今は電波が届かないネットに通じないだけで不安を感じる人がいます。それもどうかと思いますが、それぞれの地域に合った電波利用ができる一般財源化を求めます。</p>   | 【個人】    |
| 107 | 7<br><br>20,21 | 第1章_電波利用環境の変化に<br>応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3) 周波数再編の加速      | <p>3.5メガ帯、3.8メガ帯のアマチュア無線用周波数は現在6つの周波数に分割され利用者にとっては非常に使いにくい状況であります。分割された各周波数間における既得の無線業務はこれらの必要性は年々低下した近年の技術開発や社会のニーズから他の通信手段に移行することでアマチュアバンドとして開放することができるのではないのでしょうか？</p> <p>また近年デジタルモードの世界的普及にともない我が国の当該バンドの拡大は国の内外から強く求められております。電波の有効利用の観点からも積極的に対応することが重要と考えます。</p> <p>またこれらの周波数帯においては昨年 東南アジア方面の漁船からと思われる違法電波が増加しその一部がアマチュアバンドにも進入し混信の原因となっています。</p> <p>連続したアマチュア無線用周波数とすることでこれらの違法無線を排除し混信の抑制にも寄与することも可能であります。</p> <p>1.8メガ帯のアマチュア無線用周波数は現在2つの周波数に分割され利用者にとっては非常に使いにくい状況であります。また上記同様に近年デジタルモードの世界的普及にともない我が国の当該バンドの拡大は国の内外から強く求められております。</p> <p>電波の有効利用の観点からも1.8メガ帯～2.0メガ帯までの連続した周波数の割り当てと狭帯域電話およびデジタル（データ）モードの使用が可能にするなどの積極的な対応をお願いいたします。</p>  | 【個人73名】 |
| 107 | 5,6            | 第1章_電波利用環境の変化に<br>応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化    | <p>アマチュア局の開局の場合の申請書類は複雑でかつ保証料の負担も大きく青少年においては開局の阻害要因になっています。10w以下または50w以下の開局申請についてはその無線従事者の操作範囲なら工事設計書、技術適合証明などを不要とすることなど大幅な簡素化が必要です。</p> <p>また50w以下の開局の場合はTSSによる保証業務を廃止し直接各総合通信局に提出できるようにすべきです。</p> <p>さらにすべてのアマチュア局における設備の変更、取り換えおよび常置場所、設置場所の変更に伴う変更申請はその無線従事者の資格に応じた操作範囲内なら簡単な届け出だけで可能にすることも手続きの簡素化の観点から積極的に取り組む必要があると考えます</p>  | 【個人73名】 |
| 108 | 23             | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方           | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3) 電波利用料の位置づけ     | <p>現時点で電波利用料は特定財源のまま残すべきだと考える。一般財源化に伴って用途が不透明になることは好ましくない。急激なスマートフォン等の普及から周波数整備は必要不可欠であり、もし仮に電波利用料を一般財源化するのであればその問題が解決してから一般財源化すべきだと考える。</p> <p>用途に関しては拡大して行くべきだと考える。予算規模は拡大し地方のインフラ整備に役立たせるべきだと考える。活用方針として利用者の電波利用に対するリテラシー向上・周知が必要だと考える。現代において電波利用は気づかずにしていること状態になっている。深い理解もないまま使い続けるのではなく一度しっかりと理解に基づいて自分自身で利用について考えるべきである。そのためには電波利用について知るための機会を設けることが必要不可欠である。リテラシー向上により、国民が電波利用から生まれる様々な問題に対して自衛することができるようになればより一層安全な公共インフラとして活用できるようになると考える。</p>  | 【個人】    |
| 109 | 23             | 第3章_電波利用料の活用<br>の在り方           | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3) 電波利用料の位置づけ     | <p>電波利用料についての知名度が低いように感じる。どれだけの人が電波利用料について把握しているのか疑問である。</p> <p>携帯会社によっては、エリアが狭い事が問題視されている。普段使いでも支障をきたすことがある。</p> <p>昨年の東日本大震災のとき、家族や友人となかなか連絡が取れなかった。それだけでなく、被災地では救急車などを呼ぶ為の緊急ダイヤルも繋がらなかったという。</p> <p>電波利用料を特定財源のまま残し、エリア拡大や緊急時でも最低限の連絡が取れる環境作りを取り掛かるのが良いと考える。</p>  | 【個人】    |

|     |    |                            |   |  |
|-----|----|----------------------------|---|--|
| 110 | 26 | その他                        | その他   | <p>【原案】<br/>平成23年3月に発生した東日本大震災や、同年9月に発生した台風12号等の災害時においては、通信インフラの被災により通信途絶等の状態が生じた一方、防災行政無線や衛星携帯電話等の無線通信技術の活用により住民への情報伝達や自治体・防災機関における通信が確保された面も多く、大規模災害時における無線システムの重要性が再認識された。</p> <p>【意見】<br/>このような災害時こそ通信システムが生かされる時であり、少しでも被災を免れるよう設備の強化をすべきであるとする。防災行政無線などは情報伝達には役立つが、遠距離の親族などには伝わらず、通信インフラが被災すると安否確認をするのが難しくなってしまう。</p>  |
|     | 29 | 第3章_電波利用料の活用方法             | 2. 具体的な活用分野<br>(3)電波利用環境の整備の促進等             | <p>【原案】<br/>一方、昨今、スマートフォン等の急速な普及や、日常生活で使用する家電製品等にも無線設備が組み込まれること等により、人々が意識することなく電波を利用する機会が増加している。</p> <p>【意見】<br/>スマートフォン利用者の中には、従来のフィーチャーフォンに比べ通信システムをひっ迫することを知らずに利用しているものも多い。電波は有限であるということを知ってもらうことが大切であるため、電波利用料はそういった広告にも使用されるべきであるとする。また、今後も電波の利用は増加の一方をたどると思われるのでそれによる設備の強化も必要である。</p>  |
|     | 32 | 第3章_電波利用料の活用方法             | 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題<br>(3)電波利用料の位置づけ      | <p>【原案】<br/>この点について、本検討会の議論においては、「現行の電波利用料制度は、無線局免許人の受益と負担の関係を前提としているのに対し、一般財源化してしまうと、受益と負担の関係が全く無くなってしまい、何に使われているのか見えなくなるものであり、きちんと切り分けるべき。」「受益者負担金である現行の電波利用料制度の趣旨を踏まえれば、一般財源化はそもそも議論に馴染まないものである。」といった意見が出された。</p> <p>【意見】<br/>上記2つの項目で述べたとおり、電波利用にはこれからもさまざまな費用が必要であるとする。一般財源化をしてしまうと、現代の生活に必要な不可欠である電波の維持が難しくなるのではないだろうか。電波利用料は特定財源として残すべきであるとする。また、スマートフォン設備の強化に伴い、現在の利用料よりも増額するべきではないかと考える。我々が利用する電波を自分たちで負担していくのは当然のことであるとする。</p> |
|     |    |                            |   | 【個人】   |
| 11  | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化     | <p>中間取りまとめ(案)の6ページに下記の記載があります。<br/>「これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。」<br/>アマチュア無線はプロではありません。免許状の交付と変更手続きについては、できる限り簡素化されることを希望します。</p>  |
|     |    |                            |   | 【個人】   |
| 112 | 5  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化     | <p>【原案】<br/>なお、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用され、その意義が改めて見直された。アマチュア無線局については、複数の周波数帯が使用可能であるが、それぞれ使用する帯域を増やすごとに、利用する周波数の追加や空中線電力の変更申請が必要であり、アマチュア無線の利用者からは、負担軽減のために手続の簡素化の要望が出ている。<br/>これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】<br/>賛成します</p>  |
|     |    |                            |   | 【個人】   |
| 113 | 6  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化     | <p>【原案】<br/>これに定めるため、アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する必要がある。</p> <p>【意見】(賛成)<br/>アマチュア無線についてはもっぱら個人的な趣味による技術的実験を目的としている。このことを踏まえた場合、アマチュア無線については資格の範疇において他の無線局の業務に妨害を与えない範囲で無線設備の試作、改造等可能な簡易な変更手続または運用が可能とすべきとする。</p>   |
|     | 15 | 第2章_利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2)家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>【原案】<br/>以上を踏まえ、家電製品等が発している不要電波を抑制する対策を検討する必要がある</p> <p>【意見】(賛成)<br/>最近の家電製品においては、不要電波である雑音発生が多発しているにもかかわらず製品メーカーにより改善されない例が多発しており、中波AMラジオ等における受信障害が多発している。例えば太陽光発電における直交変換インバータ、薄型テレビPDPによる雑音など多種にわたり、政府各所管の相違などによりおざなりにされているため改善が望めていない。<br/>また、スマートメータにおけるPLCの活用については今後の配電線からの不要輻射を考えると十分な検討を行い他の方法を導入すべきである。</p>  |
|     |    |                            |   | 【個人】   |
| 114 |    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化     | <p>各級のアマチュア無線技士に認められている捜査範囲のすべてを、免許時に許可すべきと考えています。<br/>工事設計書等の書類の記載、行政はそれを確認する等の作業は、現行の法律上は整合上やむを得ないとしても、もはやなら実効ある行為とは思えず、廃止すべきだと思います。国民にとっても、行政にとっても無駄であり、こうしたことに時間を費やす余裕など今の日本には無いはずです。<br/>実際、米国など諸外国のアマチュア無線制度では、当初から各級のアマチュア無線技士の捜査範囲のすべてを免許時に許可していて、そのことによって何ら障害は生じていないと思われます。<br/>こうした事務手続きの煩雑さは、資格を取得する意欲を削ぐことにも通じ、国際的な青少年の趣味であるアマチュア無線の健全育成にふさわしくない制度だと考え、改善を望みます。</p>  |
|     |    |                            |   | 【個人】   |
| 115 | 5  | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化     | <p>【原案】<br/>アマチュア無線については、無線従事者資格に応じて一定の範囲の周波数、出力等の変更を簡易な手続で可能とすることについて検討する</p> <p>【意見】<br/>米国のFCCにおけるアマチュア無線免許制度を踏襲し簡素な手続でアマチュア無線の免許を発給してほしい。<br/>または、周波数やモードの免許を個別に発給するのではなく、免許資格(1アマ、2アマ、)ごとに許可される最大免許範囲で発給することにより変更申請をなくすようにしてほしい。</p>  |
|     |    |                            |   | 【個人】   |
| 116 |    | 第1章_電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1)免許局の規律の簡素化     | <p>アマチュア無線局の無線局免許の申請は現行の送信機毎ではなく、申請方法を簡素化し各無線従事者の資格ごと許される、すべての操作範囲(空中線電力にあっては最大値)での免許発給をお願いしたい。<br/>但し改正に伴って出力の制限など免許の範囲が現行から下方制限される事はあってはならない。<br/>さらに申請先は第三者団体を經由することなく総務省へ直接申請できる事を望む。</p>  |
|     |    | 第2章_利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護<br>(2)家電製品等から発生する不要電波への対策 | <p>PLC装置や家電品、ソーラー発電装置等が無線通信へ与える障害については、製品単体で基準値を満たしているにもかかわらず実際に障害を与える事例は幾つもある。実際に障害が発生した際に製造メーカーに相談しても「基準を満たしているから問題ない」と対応を拒否されるので設置後の障害発生に関しても厳しく規制すべきである。又障害を受ける側からの申告でなく、その装置の所有者からの申し出でなければ製造者はクレームを受けない現状である。</p>  |
|     |    |                            |   | 【個人】   |

|     |                            |  |   |
|-----|----------------------------|--|---|
| 117 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>アマチュア無線局に関する手続きの簡素化が進められていますが、国が監理するという根幹は変わっておらず、欧米先進諸国の免許制度に比べきわめて面倒な手続きが依然として必要であり、技術的興味を基礎として研究、実験、製作を繰り返すアマチュア無線業務の運営形態からは遊離しているのが実情です。技術的興味により送信機を自作し実験を行うこと自体がアマチュア無線業務であり、国が無線機を検査したり、一台、一台登録して監理する必要性は殆どなくなってきたと考えられます。</p> <p>■ T S S 株式会社による保証認定制度の廃止<br/>法規があるが故に書類に書いた簡単な設計書だけで無線設備の性能を保証認定するという不思議な制度が存在しています。実質まったく無意味な制度であり、このような業者の権益を保護する制度は廃止すべきです。<br/>T S S で済むのなら、免許人自身による届け出でも十分のはず。</p> <p>■ 送信設備の変更、免許の更新についての簡素化<br/>現に保有するアマチュア無線局免許の指定事項の範囲内であれば、無線局事項書、工事設計書を自主管理とし、無線設備の変更、および免許の更新が包括的に出来るようにする制度の見直しを強く要望致します。<br/>規則があるがゆえに作成しなければならない無意味で義務的な書類を廃止することは、国にとっても国民にとっても大変有益であると考えます。</p> <p>■ 新規の免許申請の簡素化<br/>加えて、新規にアマチュア無線局を開局するに際しても、技術的興味により研究、実験を繰り返すアマチュア無線局の業務内容に合致した包括的な免許制度に改正されますことを強く要望致します。</p>  |
|     | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>■ 少年を対象とするゲスト運用制度の拡充<br/>資源の少ない我が国は技術立国を目指して世界有数の経済大国になりました。世界に冠たる電子技術の進歩を支えた我が国の電子技術エンジニアの多くは、子供の時代に電波の不思議さに魅せられ、秋葉原で米軍放出の部品を買い求め、ラジオやオーディオアンプを作り、そしてアマチュア無線の免許をとって無線通信に熱中しました。いわゆるラジオ少年です。彼等はやがて電気や通信等の分野の仕事に従事し、我が国のエレクトロニクス技術の発展に大きく貢献したことは間違いない事実であります。<br/>時代は進み、いま子供達は生まれた時からテレビと携帯電話、そしてインターネットの利用環境にあり、電波に興味を持つことは少なくなりました。子供達が電波に興味を持って貰うよう積極的に支援をすることは、今後も我が国がエレクトロニクス技術の分野で高い技術力を維持し続けるために極めて重要です。<br/>アマチュア無線を介して I S S 宇宙ステーションとの交信に目を輝かせている子供達が証明しているように、未知の海外局との交信によって世界的な広い視野を持つ子供の育成にも非常に有効と思われれます。<br/>宇宙通信に限らず短波帯でもゲスト運用ができるように、アマチュア無線従事者の資格がない子供達（小中学生）を第2級以上の資格を有するアマチュア無線局長の責任と管理の下、無線運用を体験し、電波の不思議さ、そして関心を育むことができるように免許制度に改正し、将来の電子技術エンジニアを育成することに資することを要望致します。</p>   |
|     | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(3) 周波数再編の加速   | <p>■ 1.8MHz帯、および3.5MHz～3.8MHz帯のバンド拡充<br/>近年電波の利用に関して高い周波数帯では需要が増大していますが、短波帯においてはバックアップ用として無線局免許を既得権として確保し続けているという面があり、実際には殆ど利用されていないのが実情です。<br/>免許されながら実際には使用していないというのは電波資源の有効利用という面からも問題であります。アマチュア無線周波数の1.8MHz帯の拡大、3.5MHz～3.8MHzの細切れ状態の解消を強く求めます。</p>   |
|     | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 1. 無線局の良好な受信環境の保護                        | <p>■ 放送受信設備の受信障害対策に資する規則の整備を求めます<br/>我が国ではアマチュア無線局からの電波により放送用受信設備に対し受信障害が起きた場合、原因の如何を問わず、第一義的にアマチュア局側に受信障害を改善する義務が課せられています。しかしながら受信障害が発生する原因は、受信設備の目的周波数以外の電波を排除する能力（イミュニティ）の低さにより発生することが多く、その場合、アマチュア局側の送信設備の改善だけでは解決困難です。<br/>近年、イミュニティ能力を全く考慮しない外国からの低価格ラジオやラジカセ、インターフォン等が大量に流通しており、アマチュア無線運用に深刻な影響を及ぼしています。<br/>一方的に無線局側の責任とせず、放送受信設備側も協同して受信障害解消に当たるように指導的な規則を整備することを求めます。</p> <p>■ 電子機器類からの漏洩ノイズ電波の規制強化<br/>近年、各種電子機器、電気設備ではインバーター、マイコン、プラズマパネル（TV）等の利用が急速に進み、これらの機器より副次的に発生する雑音電波がAM放送受信設備に対し激しい受信障害を引き起こしているのは周知の事実であります。実はAM放送受信のみならず短波帯の無線通信においても深刻な受信障害をもたらしております。<br/>短波帯全域を使うPLC（高速電力線搬送通信設備）が解禁され、LED電球や太陽光発電設備が一般家庭に普及するにしがたい、不良部品や工事不良等により不要電波の漏洩は深刻な受信環境の劣化を引き起こしつつあります。静寂で良好な電波環境を維持することは、将来の我が国にとって絶対的に必要な施策であり、それは非常時の通信においても必要不可欠なことです。<br/>電子機器類から漏洩するノイズ電波の強さは電界強度で厳しく規制すべきです。</p>   |
| 118 | 第1章 電波利用環境の変化に応じた規律の柔軟な見直し | 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用<br>(1) 免許局の規律の簡素化 | <p>無線局(アマチュア局)の免許の指定事項の変更に係る手続きの簡易化について、意見を申し上げます。<br/>アマチュア局は、電波法施行規則第三条第十五号に規定されるアマチュア業務を目的として開設される無線局です。このアマチュア業務の規定は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則1.56の理念に基づくものです。<br/>アマチュア局は、日々、その業務を通じて、無線技術及び無線通信に関する基盤技術の研究、開発及びその共有並びに継承を行ってきました。これらの活動は、災害等の非常時における無線設備の操作のための訓練を実施し、産業技術基盤の形成、発展及び継承を実現し、地域間の交流及び国際交流を円滑にしてきました。これら一連の活動は、防災、産業の持続的発展、地域連携及び世界平和の実現に向けた、アマチュア業務の目的及びその理念に沿うものです。<br/>しかし、アマチュア局の免許を受けて実際にアマチュア業務に参加し、またはその活動を発展させるべく無線局の設備の変更を行うに際し、その免許の指定事項に関する手続きが煩雑であるため、アマチュア業務の発展が阻害されています。このことは、アマチュア業務の健全かつ円滑な発展及び普及を実現する上での大きな妨げとなっています。<br/>電波法の施行以来60年以上の間に、無線技術はめざましい進歩を遂げました。アマチュア局の技術水準も大幅に向上し、もはや、無線従事者であれば、その設備の設置、操作及び変更の際に、電波の規正上の技術的課題を回避し解決することは可能です。<br/>加えて、アマチュア業務の役割は、現在、その重要性を増しつつあります。国際電気通信連合無線通信部門は、平成15年に勧告M.1043-2を通じて、アマチュア業務の積極的な活用を、加盟各国主管庁に対し勧告しており、その円滑な活用の推進は、国際社会の緊急の課題です。<br/>以上に鑑み、私は以下の通り提言を行います。<br/>(1) 無線局(アマチュア局)の免許は、その指定事項を、当該無線局の免許人たる無線従事者の資格で操作できる全ての範囲を包含するものとする。既存のアマチュア局についても同様とすること。<br/>(2) アマチュア局の免許を受け、または、アマチュア局の無線設備を変更するに際し、免許人は無線局の設備の工事設計を記した工事設計書の提出を要しないようにすること。<br/>以上、意見を申し上げます。</p> |
|     | 第2章 利用者視点に立った電波の有効利用促進     | 3. 電波の見え方の推進と安心・安全の向上<br>(3) 電波リテラシーの向上  | <p>電波リテラシーの向上について、意見を申し上げます。<br/>電波の性質及びその利用状況を周知する、すなわち電波リテラシーを向上させるに当たっては、教育の役割が重要と考えます。なぜなら、教育を通じて、将来の世代を担う子ども及び若年者に電波リテラシーを向上させることは、同時にその保護者をはじめ、地域社会への波及をも期待でき、もって国民全体の電波リテラシーの向上を図ることができるからです。<br/>教育現場における電波リテラシーの普及に当たっては、アマチュア無線がその役割を担いうると思います。アマチュア無線を通じて、実際に電波を利用して無線技術に触れることにより、電波リテラシーを能率的かつ効果的に身につけさせることが可能です。加えて、子ども及び若年者の無線技術に対する興味を惹起することにより、自然科学及び産業基盤技術への関心を高め、将来のそれらの発展に寄与することが期待されます。<br/>以上を鑑み、教育現場へのアマチュア無線の普及を提唱致します。</p>  |

【個人123名】

【個人】